

# 資 料 編

## 〔防災関係機関等〕

### 防災関係機関連絡先一覧

#### 1 市

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
中央市役所	中央市臼井阿原301 1	055 274 1111	
〃 田富庁舎	〃	055 273 2111	055 274 7130
〃 玉穂庁舎	〃 成島2266	055 274 1119	055 274 1124
〃 豊富庁舎	〃 大鳥居3866	055 269 2211	055 269 2413
中央市田富防災会館	〃 臼井阿原字川向1903 39	055 274 8511	
中央市コミュニティ防災センター	〃 布施1551 1	055 273 5006	

#### 2 県

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
県総務部防災危機管理課	甲府市丸の内1 6 1	055 223 1430	055 223 1429
中北地域県民センター	韮崎市本町4 2 4	0551 23 3057	0551 23 3012
中北建設事務所	甲府市貢川2 1 8	055 224 1660	055 224 1675
中北保健福祉事務所（中北保健所）	〃 太田町9 1	055 237 1381	055 235 7115
中北農務事務所	韮崎市本町4 2 4	0551 23 3077	0551 23 3080
中北林務環境事務所	韮崎市本町4 2 4	0551 23 3087	0551 23 3097
中北教育事務所	韮崎市本町4 2 4	0551 23 3006	0551 23 3020
山梨県教育委員会	甲府市丸の内1 6 1	055 223 1741	055 223 1744
山梨県立防災安全センター	中央市今福991	055 273 1048	055 273 9457

#### 3 指定行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
総務省消防庁応急対策室	東京都千代田区霞が関2 1 2	03 5253 7527	03 5253 7537

#### 4 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
甲府河川国道事務所	甲府市緑が丘1 10 1	055 252 8898	055 252 0801
甲府地方気象台	〃 飯田4 7 29	055 222 9101	055 222 9101
関東農政局（甲府地域センター）	〃 丸の内1 1 18 甲府合同庁舎10階	055 254 6055	055 254 6008
関東財務局（甲府財務事務所）	〃 甲府市丸の内1 1 18 甲府合同庁舎8階	055 253 2261	

山梨労働局（甲府労働基準監督署）	〃 下飯田 2 5 51	055 224 5611	055 224 5618
関東運輸局（山梨運輸支局）	笛吹市石和町唐柏1000 9	055 261 0880	055 263 1418
関東総合通信局	東京都千代田区九段南 1 2 1 九段第3合同庁舎	03 6238 1600	03 6238 1629

## 5 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
東日本電信電話(株)山梨支店	甲府市朝気 3 21 15	055 237 0554	055 221 2556
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 山梨支店	〃 丸の内 2 31 3	055 236 1321	055 236 1322
東京電力(株)山梨支店甲府支社	〃 住吉 5 15 1	勤務時間内 055 270 4211 勤務時間外 055 241 7822	055 270 4219
東京ガス山梨(株)	〃 北口 3 1 12	055 253 1341	055 253 1359
東海旅客鉄道(株)東花輪駅	中央市東花輪388	0556 62 1211	
〃 小井川駅	〃 上三條295 2	0556 62 1211	
田富郵便局	〃 臼井阿原270 1	055 273 3050	
田富花輪郵便局	〃 西花輪4486	055 274 3123	
田富流通団地郵便局	〃 山之神1122	055 273 3511	
玉穂下河東簡易郵便局	〃 下河東1039	055 273 6228	
豊富郵便局	〃 大鳥居3644 8	055 269 2001	
日本放送協会甲府放送局	甲府市丸の内 1 1 20	055 255 2113	055 254 5827
日本赤十字社山梨県支部	〃 池田 1 6 1	055 251 6711	055 254 0351
日本通運(株)山梨支店	〃 丸の内 2 26 1	055 224 4101	
中日本高速道路株式会社（八王子支社）	東京都八王子市宇津木町231	042 691 1171	

## 6 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
(株)山梨放送	甲府市北口 2 6 10	055 231 3232	055 235 9194
(株)テレビ山梨	〃 湯田 2 13 1	055 232 1114	055 237 4423
(株)エフエム富士	〃 丸の内 2 7 23	055 228 6969	055 228 1128
(社)山梨県バス協会	笛吹市石和町唐柏1000 7	055 262 1201	055 262 1202
山梨交通（株）敷島営業所	甲斐市島上条914	055 277 8911	
〃 鯉沢営業所	南巨摩郡富士川町鯉沢1519	0556 22 4272	
山梨県トラック協会	笛吹市石和町唐柏1000 7	055 262 5561	055 263 2036
(社)山梨県エルピーガス協会	甲府市宝 1 22 11	055 228 4171	055 228 4173
中巨摩郡医師会	南アルプス市山寺35 4	055 283 3472	055 283 4544

## 7 警察

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
南甲府警察署	甲府市中小河原404 1	055 243 0110	055 243 0139
" 小井川駐在所	中央市布施3379 4	055 273 2153	
" 花輪駐在所	" 西花輪44	055 273 3647	
" 下河東駐在所	" 下河東620	055 273 2031	
" 成島駐在所	" 成島3508 7	055 274 3833	
" 豊富駐在所	" 大鳥居4556 1	055 269 2210	

## 8 消防

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
甲府地区広域行政事務組合消防本部	甲府市伊勢3 8 24	055 222 1190	055 222 7583
" 南消防署	"	055 233 1490	055 233 1499
" 玉穂出張所	中央市成島2384 1	055 273 0699	055 273 0699
" 田富出張所	" 白井阿原275 3	055 273 0999	055 273 0999
" 中道出張所	甲府市右左口町3187	055 266 4042	055 266 4042

## 9 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第1特科隊	忍野村忍草3093	0553 84 3135
自衛隊山梨地方協力本部	甲府市北新1 7 9	055 253 1591

## 10 一部事務組合

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
中巨摩地区広域事務組合	中央市一町畑1189	055 273 5665	055 273 5665
" 清掃センター	" 一町畑1200	055 273 5711	055 273 5819
" 衛生センター	" 乙黒1083 3	055 273 4167	055 273 4167

## 11 その他公共的団体

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
中巨摩東部農業協同組合小井川支所	中央市布施3274	055 273 2108	
" 忍支所	" 藤巻828 2	055 273 2107	
" 田富支所	" 西花輪4321	055 273 2313	
" 玉穂支所	" 成島2410 2	055 273 2002	

" 三町支所	" 下河東2157	055 273 2020	
甲斐酪農協同組合	" 西花輪4514 2	055 273 2326	
笛吹農業協同組合	笛吹市八代町南561	055 265 1600	055 260 1620
" 豊富支所	中央市大鳥居3781 1	055 269 2216	055 269 2466
中央市社会福祉協議会	" 下河東620	055 274 1116	055 274 0294
中央市商工会	" 布施1555	055 273 4141	055 273 4742
甲府市水道局	甲府市下石田 2 23 1	055 228 3311	055 237 4331
山梨大学医学部附属病院	中央市下河東1110	055 273 1111	
中巨摩医師会	南アルプス市山寺35 4	055 283 3472	055 283 4544
(株)日本ネットワークサービス	甲府市富士見 1 4 24	055 251 7111	
山梨県ボランティア協会	" 丸の内 2 35 1	055 224 2941	055 232 4087

## 中央市防災会議委員名簿一覧

	職 名	防災会議条例第3条該当条項
1	中央市長	第2項(会長)
2	国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所 長	第5項第1号(指定地方行政機関)
3	山梨県中北地域県民センター地域防災幹	第5項第2号(県の職員)
4	南甲府警察署長	第5項第3号(県警)
5	中央市副市長	第5項第4号(市の職員)
6	中央市総務部長	
7	中央市市民部長	
8	中央市保健福祉部長	
9	中央市建設部長	
10	中央市農政観光部長	
11	中央市教育長	第5項第5号(教育長)
12	甲府地区広域行政事務組合消防本部消防長	第5項第6号(消防長)
13	中央市消防団長	第5項第6号(消防団長)
14	中央市自治会連合会会長	第5項第7号(自治会連合会長)
15	中巨摩医師会会長	第5項第8号(指定公共機関・医療事業者)
16	東京電力(株)甲府支社総務グループマネージャー	第5項第8号(指定公共機関・電気事業者)
17	東日本電信電話(株)山梨支店災害対策室長	第5項第8号(指定公共機関・電気通信事業者)
事務局	危機管理室長	第5項第4号(市の職員)
事務局	危機管理室リーダー	
事務局	危機管理室主任	
事務局	危機管理室防災担当	

## 中央市上水道給水装置工事事業者一覧

平成23年12月20日現在

	指 定 工 事 店 名	住 所	電 話 番 号
1	(株)関 総	中央市臼井阿原314 1	055 273 3315
2	佐 野 工 建(株)	中央市西花輪4027 8	055 273 1230
3	パ イ ピ ン グ 赤 池	中央市山之神921 62	055 273 7262
4	(有)カ ワ ス ミ	中央市今福393	055 273 5366
5	(有)丸 松	中央市関原394	055 269 2010
6	川 口 設 備	中央市布施2426 3	055 273 3080
8	(株)丸 藤 建 設	中央市大田和852	055 273 1055
9	(有)金 丸 組	中央市布施1938	055 273 3842
10	田 中 設 備	中央市臼井阿原858 1	055 273 6394
11	(株)水 電 社	西八代郡市川三郷町大塚4403	055 272 4741
12	笹 本 住 宅 設 備	甲府市千塚 5 9 26	055 252 6612
13	(有)前 澤 設 備	甲府市貢川本町 7 10	055 222 3674
14	中部プロパン瓦斯(株)	南巨摩郡富士川町鯉沢1554 1	0556 22 2177
15	(有)長 田 設 備	甲府市七沢町134	055 273 4402
16	カ ネ ト 工 業(株)	甲斐市西八幡3484	055 276 6351
17	山 梨 相 互 工 業(株)	甲斐市篠原3007	055 276 5210
18	(有)小 林 住 宅 設 備	甲府市山宮町3121	055 251 1259
19	(株)山 梨 管 工 業	甲府市中小河原 1 9 17	055 241 6011
20	(株)永 田 工 業 所	甲府市千塚 5 10 2	055 252 7161
21	(有)清 水 商 事	南アルプス市六科1565	055 285 0649
22	甲 府 住 宅 設 備(株)	甲府市德行 2 10 40	055 226 3017
23	(株)栄 進 設 備 工 業	南アルプス市加賀美3374	055 284 5466
24	(株)緑 ケ 丘 設 備	甲府市山宮町3359 10	055 252 9099
25	城 東 管 工 事(株)	甲府市朝気 1 1 5	055 235 5221
26	(有)浅 川 住 宅 設 備	笛吹市石和町河内224 2	055 262 8924
27	(有)ア ー ト 住 設	甲府市富竹 4 3 38	055 228 9341
28	甲信ユニット設備(株)	甲斐市西八幡635 4	055 276 5053
29	(有)野 崎 設 備	甲府市武田 3 2 23	055 251 7439
30	(株)サイエンス設備	甲府市西下条町918	055 243 1239
31	(株)カ イ 空 衛	甲府市大里町1063 1	055 241 1777
32	日昇総合設備(株)	甲府市德行 3 6 23	055 237 8891
33	丸昭村松組土木(株)	甲府市朝気 1 1 2	055 232 5321
34	有 泉 工 業(株)	甲府市里吉 1 4 1	055 235 0587

35	秋葉設備工業	甲斐市下市之瀬1329	055 284 0254
36	三和住設(株)	南アルプス市小笠原435 2	055 284 1133
37	(株)渡辺工業所	甲府市国母5 9 24	055 224 6353
38	(株)丸真冷熱	甲府市上町2135	055 241 4422
39	(株)司水道	甲府市七沢町502 15	055 235 5754
40	時空管工業	甲府市東光寺2 24 8	055 237 6908
41	富士冷暖(株)	甲府市上石田3 17 13	055 226 1451
42	高橋商事(有)	南巨摩郡富士川町鯉沢1792	0556 22 0135
43	村松設備	甲府市高畑1 4 16	055 226 2569
44	(有)総合整備石坂	甲府市富士見1 15 7	055 253 3140
45	新津設備	甲斐市富竹新田1171	055 276 6918
46	(有)石田工業	中巨摩郡昭和町清水新居1008	055 226 6366
47	(株)米山実業	甲府市堀之内町861	055 243 7711
48	三建設備	甲府市富士見2 7 4	055 254 0039
49	(株)和田電気設備工業	南アルプス市下今井474 1	055 282 5164
50	(有)塩谷工業	南アルプス市有野3021	055 285 4171
51	マコト住設	中巨摩郡昭和町河西1191 1 サンハイツ中田 102	055 275 7104
52	(株)国母設備	甲府市国母5 7 20	055 226 4619
53	鷹野設備工業(株)	甲斐市篠原2352	055 275 7104
54	東京ガス山梨(株)	甲府市北口3丁目1 12	055 255 6650
55	一木設備	中央市下三條504 7	055 274 6035
56	田口工設	笛吹市御坂町井之上863 4	055 261 1228
57	落合設備	笛吹市境川村石橋2174	055 266 3339
58	(有)井上設備工業	南巨摩郡富士川町最勝寺1276 5	0556 22 7501
59	(有)佐藤設備	甲斐市西八幡1522 16	055 279 0502
60	(有)金丸水道設備	南アルプス市曲輪田2074	055 283 1221
61	(有)山田設備	甲府市青葉町7 11	055 273 1897
62	積和建設山梨株式会社	甲府市住吉4丁目2 24	055 227 3011
63	古茂設備工業	笛吹市一宮町狐新居560	055 347 1760
64	城西ハウジング(株)	甲府市長松寺町1 11	055 228 1122
65	(有)スマイル設備	富士吉田市上吉田4590 33	055 522 7394
66	(有)保泉商事	中巨摩郡昭和町西条101 1	055 268 0055
67	(有)坂本設備サービス	中巨摩郡昭和町上河東543 15	055 275 0955
68	(株)川口建設	南巨摩郡身延町切石687	055 642 2727
69	保坂設備	中央市浅利2921	055 269 2471
70	(有)山口設備	甲斐市島上条452	055 277 2222
71	深沢設備	甲斐市富竹新田1887 2	055 276 0388

72	五味設備	甲斐市牛匂2254 1	055 277 9521
73	(有)小澤設備	甲斐市竜王2757 5	055 276 4548
74	平島総合設備	甲府市下鍛冶屋町177 1	055 241 4842
75	大栄設備(株)	甲府市下飯田2丁目11 17	055 224 4331
76	武藤設備	甲府市国母4 2 11	055 226 3797
77	オートリ工業	中央市西花輪2692 5	055 273 4411
78	晴明工業	西八代郡身延町常葉1007	055 636 0277
79	(有)ケーシー金丸工務店	南アルプス市西南湖4306	055 283 5030
80	和永設備工業	山梨市歌田115 1	055 322 7518
81	(有)ダイテツ工業	甲府市德行4 8 11	055 237 4377
82	(有)村松工業	山梨市小原東199 2	055 322 0572
83	ピースクリーン山梨	中巨摩郡昭和町築地新居825 2	055 268 0275
84	峡南建設株式会社	西八代郡市川三郷町上野2487 9	055 272 8503
85	(有)宮下設備	笛吹市御坂町成田374	055 262 7097
86	(有)望月管工	南巨摩郡富士川町長澤37 5	055 622 8597
87	長田設備工業	甲斐市牛匂2263 8	055 277 3553
88	(有)ヒナタロー	中巨摩郡昭和町河西945 2	055 275 5648
89	宮下設備工業(株)	富士吉田市上吉田1318 17	0555 22 5084
90	(有)カワサキ工業	甲府市貢川1 7 5	055 228 8029
91	長沼工業	南アルプス市曲輪田676 2	055 283 0484
92	(株)エイワ実業	中巨摩郡昭和町西条2525 1	055 275 5694
93	(有)ツルタ設備	甲斐市打返207	055 277 9500
94	(有)米倉電気工業	山梨市上神内川1481	0556 22 0443
95	(株)中部	中央市山之神流通団地2 5 2	055 273 1771
96	甲府管工業(有)	甲府市国母7 5 36	055 226 1223
97	日本パイピング工業(株)	甲府市住吉3 26 16	055 235 8818
98	清優工業	南アルプス市飯野2506 4	055 284 5891
99	中楯建設(株)	中央市大鳥居2760	055 269 2825
100	(株)大南設備	南巨摩郡身延町丸滝158 1	0556 62 3255
101	玉穂設備	中央市下河東1685 1	055 273 3786
102	トカイ住設	中央市布施3415 1	055 242 7662
103	清水	甲斐市万才151	055 276 2281
104	(有)双葉設備	甲斐市岩森1401 16	0551 28 4775
105	天野設備工業	甲斐市玉川1586 7	055 276 1460
106	(有)秋山住設	甲府市古上条町394	055 242 2525
107	星設備	甲府市里吉1 3 1	055 228 9389
108	(有)相川工務店	笛吹市八代町北1266 1	055 265 3271

109	第一水道建設工業	南アルプス市有野2723 102	055 285 2608
110	(株)共進美瑠	西八代郡市川三郷町落居6310	0556 32 2494
111	(有)古屋商店	甲府市朝気1 2 66	055 237 0704
112	(有)アキヤマ機工建設	中央市上三條581	055 273 3412
113	(株)松本住宅産業	甲斐市中下条1659	055 277 2851
114	明立工業	北杜市高根町清里1870	0551 48 2259
115	コバヤシ設備	北杜市白州町花水1361	0551 27 2637
116	中嶋設備	南アルプス市桃園496 1	055 283 3460
117	栄工業(有)	韮崎市上ノ山260	0551 22 0591
118	ナカゴミ(株)	南アルプス市桃園600 3	055 282 2028
119	(有)日成住宅設備	甲府市増坪町609	055 241 2733
120	(有)勝又設備工業	甲斐市玉川90 8	055 276 7827
121	(有)松山興業	笛吹市石和町河内77	055 262 5621
122	(有)芦沢設備工業	西八代郡市川三郷町葛籠沢195	0556 32 3723
123	井上工業	南巨摩郡富士川町小林1324 1	0556 22 4727
124	(株)轟ホーム	甲斐市篠原714 3	055 260 6680
125	甲斐サービス	甲斐市富竹新田1082 22	055 276 9743
126	パナソニックテクニカルサービス(株)首都圏社	甲府市宝1 4 13	055 222 5171
127	小川設備工業所	南巨摩郡富士川町長澤323	0556 22 3013
128	小沢設備	笛吹市石和町唐柏48 8	055 263 7547
129	M A E Z A W A	甲府市貢川本町4 3	055 237 0199
130	功刀松太郎商店	南アルプス市上今井112	055 282 2453
131	(株)ミヤビ総設	笛吹市石和町井戸1194 3	055 244 5522
132	(株)ソウシン	甲府市大里町5180	055 243 6005
133	身延総合設備(株)	南巨摩郡身延町小田船原1157	0556 62 0710
134	野中住宅設備	中央市藤巻1562	055 274 0631
135	(有)武井設備	南アルプス市西南湖782 1	055 283 2310
136	(有)三枝建設ラッキーホーム	笛吹市御坂町成田324 2	055 263 3692
137	赤池サービス	中巨摩郡昭和町築地新居435	055 279 2468
138	廣瀬住設	中央市東花輪953 5	055 273 8780
139	山梨日化サービス(株)	中巨摩郡昭和町築地新居907 1	055 275 6911

## 中央市内にある甲府市水道局指定給水装置工事 事業者一覧

	指 定 工 事 店 名	住 所	電話番号
1	(有)アキヤマ機工建設	中央市上三條581	055 273 3412
2	一 木 設 備	中央市下三條504 7	055 274 6035
3	(有)笠 井 建 設	中央市大鳥居3008 5	055 269 3262
4	(有)峡 中 設 備 工 業	中央市井之口133 3	055 273 0508
5	佐 野 工 建(株)	中央市西花輪4027 8	055 273 1230
6	(有)杉 山 興 業	中央市山之神2311 6	055 273 1083
7	タ ケ ダ 設 備	中央市成島2291 1	055 274 2662
8	ト ー カ イ 住 設	中央市布施3415 1	055 242 7662
9	中 橋 建 設(株)	中央市大鳥居2760	055 269 2825
10	(株)日 動 建 設	中央市下三條920 7	055 273 0240
11	パ イ ピ ン グ 赤 池	中央市山之神921 62	055 273 7262
12	保 坂 設 備	中央市浅利2921	055 269 2471
13	(有)丸 松	中央市関原394	055 269 2010
14	オ ー ト リ 工 業	中央市西花輪2692 5	055 273 4411
15	玉 穂 設 備	中央市下河東1685 1	055 273 3786
16	中 央 水 道	中央市東花輪380 4	055 274 3654
17	ヒ カ ワ 住 設	中央市乙黒610 7	055 274 4147
18	野 中 住 宅 設 備	中央市藤巻1562	055 274 0631
19	(有)有 田 建 設	中央市東花輪502 3	055 273 4242
20	廣 瀬 住 設	中央市東花輪953 5	055 273 8780

旧玉穂町については、甲府市水道局の給水区域のため、甲府市水道局の指定給水装置工事事業者に修理工事等依頼することとなります。

上記は、中央市内にある甲府市水道局指定給水装置工事事業者です。

## 中央市簡易水道事業給水工事事業者一覧

平成23年12月20日現在

	指 定 工 事 店 名	代 表 者	住 所	電 話 番 号
1	(有)浅川住宅設備	浅川 順一	笛吹市石和町河内224 2	055 262 8924
2	(有)ヒナタロー	高橋 勝宏	中巨摩郡昭和町河西945 2	055 275 5648
3	城西ハウジング(株)	大久保耕吉	甲府市長松寺1 11	055 228 1122
4	一木設備	一木 勝男	中央市下三條504 7	055 274 6035
5	日昇総合設備(株)	細田 正二	甲府市徳行3 6 23	055 237 8891
6	(有)丸松	松下 努	中央市関原394	055 269 2010
7	富士冷暖(株)	長田 永年	甲府市上石田3 17 13	055 226 1451
8	かしわ管工	古屋 紀武	甲府市上曾根町322	055 266 7033
9	(有)保泉商事	小池 保	中巨摩郡昭和町西条101 1	055 268 0055
10	(有)タナカ設備	田中 三男	笛吹市御坂町尾山323 1	055 262 4873
11	(有)山田設備	山田新太郎	甲府市青葉町7 11	055 237 1897
12	高橋商事(有)	高橋 弘昌	南巨摩郡富士川町鯉沢1792	0556 22 0135
13	新津設備	新津 俊二	甲斐市富竹新田1171	055 276 6918
14	(有)笠井建設	笠井 弘一	中央市大鳥居3008 5	055 269 3262
15	萩原工業(有)	萩原 貴森	中央市大鳥居3799 3	055 269 2032
16	(株)エイワ実業	大久保英和	中巨摩郡昭和町西条2525 1	055 275 5694
17	(有)清水商事	清水 貞男	南アルプス市六科1565	055 285 0649
18	(有)塩島設備	塩島 正	西八代郡市川三郷町市川大門3079 21	055 272 2492
19	(有)長田設備	長田 武彦	甲府市七沢町134 3	055 237 4402
20	保坂設備	保坂 正英	中央市浅利2921	055 269 2471
21	三建設備	土橋 竹晴	甲府市富士見2 7 4	055 254 0039
22	雨宮工業(株)	雨宮 正	甲府市荒川2 6 42	055 253 4361
23	大栄設備(株)	望月慎太郎	甲府市下飯田2 11 17	055 224 4331
24	(有)小林住宅設備	小林 和彦	甲府市山宮町3121	055 251 1259
25	富士商工(株)	平山 孝	山梨市下神内川25 1	0553 22 1366
26	佐野工建(株)	佐野 信一	中央市西花輪4027 8	055 273 1230
27	(有)松山興業	松山 龍文	笛吹市石和町河内77	055 262 5621
28	田中設備	田中 秀博	中央市臼井阿原858 1	055 273 6394
29	甲府管工業	桜井 勇	甲府市国母7 5 36	055 226 1223
30	(株)水電社	水上 静樹	西八代郡市川三郷町大塚4403	055 272 4741
31	(有)カワスミ	川澄 利雄	中央市今福2111 2	055 273 5366
32	パイピング赤池	赤池 政樹	中央市山之神921 6 2	055 273 7262
33	(有)堀内設備	堀内 英和	甲州市塩山上於曾1290 6	0553 33 6185

34	(有)ツルタ設備	鶴田貞夫	甲斐市打返207	055 277 9500
35	(株)中部	名執文雄	中央市山之神字流通団地2 5 2	055 273 1771
36	功刀松太郎商店	功刀浩司	南アルプス市上今井112	055 282 2453
37	晴明興業	望月明	南巨摩郡身延町常葉1007	0556 36 0277
38	(株)ミヤビ総設	小俣雅仁	笛吹市石和町井戸1194 3	055 244 5522
39	(株)永田工業所	永田章	甲府市千塚5 10 2	055 252 7161
40	時空管工業	東條武美	甲府市東光寺2 24 8	055 237 2952
41	清優工業	清水訓	南アルプス市飯野2506 4	055 284 5891
42	相沢設備	相沢敏	笛吹市八代町増利203 1	055 265 3167
43	中楯建設	中楯勇人	中央市大鳥居2760	055 269 2825
44	(株)大南設備	志村悟	南巨摩郡身延町丸滝158 1	0556 62 3255
45	トーカイ住設	青野泉	甲府市伊勢3丁目8 38	055 235 1411
46	玉穂設備	飯沼敏彦	中央市下河東1685 1	055 273 3786
47	(有)前澤設備	前澤健	甲府市貢川本町7 10	055 222 3674
48	(株)山梨管工業	立澤久	甲府市中小河原1 19 17	055 241 6011
49	(有)秋山住設	秋山総一郎	甲府市古上条町394	055 242 2525
50	山梨相互工業(株)	田野倉博義	甲斐市篠原3007	055 276 5210
51	星設備	星茂樹	甲府市里吉1 3 1	055 228 9389
52	(有)佐藤設備	佐藤一彦	甲斐市西八幡1522 16	055 279 0502
53	甲南システム	平出浩一	甲府市湯田2 3 5	055 235 0842
54	コバヤシ設備	小林勇二	北杜市白州町1361	0551 27 2637
55	中嶋設備	中嶋聰	南アルプス市桃園496 1	055 283 3460
56	(有)芦沢設備工業	芦沢榮幸	西八代郡市川三郷町葛籠沢195	0556 32 3723
57	パナソニックテクニカルサービス(株)首都圏社	池田弘	甲府市宝1 4 13	055 222 5171
58	(有)アート住設	野中芳雄	甲府市富竹4 3 38	055 228 9341
59	M A E Z A W A	前沢浩	甲府市貢川本町4 3	055 237 0199
60	(有)トーション	飯塚剛仁	甲斐市万才155 1	055 276 3271
61	第一水道建設工業	河西育子	南アルプス市有野2723 102	055 285 2608
62	(有)三枝建設ラッキーホーム	三枝則子	笛吹市御坂町成田324 2	055 263 3692
63	(株)アルテ	中村正樹	笛吹市八代町北1273	055 265 1237
64	山梨日化サービス(株)	荒川清	中巨摩郡昭和町築地新居907 1	055 275 6911
65	長田設備工業	長田伸二	甲斐市牛匂2263 8	055 277 3553

## 中央市排水設備指定工事店一覧

### (1) 中央市内指定工事店

	指 定 工 事 店 名	住 所	電話番号
1	(有)アキヤマ機工建設	中央市上三条581	055 273 3412
2	(有)雨宮実業	中央市臼井阿原1054	055 273 5155
3	(有)有田建設	中央市東花輪502 3	055 273 4242
4	石原建設	中央市布施2434	055 273 4000
5	一木設備	中央市下三条504 7	055 274 6035
6	オトリ工業	中央市西花輪2692 5	055 273 4411
7	(有)荻野建設	中央市山之神3613 10	055 274 6077
8	長田設備工事店	中央市大鳥居3736	055 269 2017
9	(有)笠井建設	中央市大鳥居3008 5	055 269 3262
10	(有)金丸組	中央市布施1938	055 273 3842
11	(有)カワスミ	中央市今福393	055 273 5366
12	(株)北原工業	中央市西新居143 3	055 273 6896
13	(有)峡中設備工業	中央市井之口133 3	055 273 0508
14	(株)クリーンライフ	中央市西花輪4377	055 274 6288
15	黒澤設備工業	中央市中楯35 1	055 241 5033
16	(有)河建興業	中央市中楯1514	055 273 1060
17	(有)五大工業	中央市町之田178 8	055 274 5099
18	佐野工建(株)	中央市西花輪4027 8	055 273 1230
19	(有)杉山興業	中央市山之神2311 6	055 273 1083
20	鈴木組	中央市山之神3610 5	055 273 1373
21	(有)西邦興業	中央市西新居244	055 273 7877
22	(株)関総	中央市臼井阿原320 1	055 273 3315
23	大成興業(株)	中央市中楯1448 1	055 273 5667
24	タケダ設備	中央市成島2291	055 274 2662
25	(株)タセイ	中央市中楯1103 8	055 273 7070
26	(有)田富興業	中央市東花輪217 10	055 273 4149
27	田中設備	中央市臼井阿原858 1	055 273 6394
28	玉穂設備	中央市下河東1685 1	055 273 3786
29	中央水道	中央市東花輪380 4	055 274 3654
30	中楯建設(株)	中央市大鳥居2760	055 269 2825
31	野中住宅設備	中央市藤巻1562	055 274 0631
32	パイピング赤池	中央市山之神921 62	055 273 7262
33	萩原工業(有)	中央市大鳥居3799 3	055 269 2032

34	(株)長谷川建設	中央市西花輪3398 4	055 273 6136
35	(有)ヒカワ住設	中央市乙黒610 7	055 274 4147
36	(株)深沢組	中央市上三條521	055 273 2051
37	保坂設備	中央市東花輪15	055 274 0587
38	保坂設備	中央市浅利2921	055 269 2471
39	(有)丸松	中央市関原394	055 269 2010
40	(株)丸藤建設	中央市大田和852	055 273 1055
41	(有)山下組土木	中央市西花輪4239 20	055 273 6258

(2) 中央市外指定工事店

	指 定 工 事 店 名	住 所	電話番号
1	(有)アート住設	甲府市富竹4丁目3 38	055 228 9341
2	(有)相川工務店	笛吹市八代町北1266 1	055 265 3271
3	アイカワ設備	笛吹市石和町小石和176 5	055 263 6637
4	赤池サービス	中巨摩郡昭和町築地新居435	055 275 3667
5	秋葉設備工業	南アルプス市下市之瀬1329	055 284 0254
6	(有)秋山住設	甲府市古上条町394	055 242 2525
7	(有)浅川住宅設備	笛吹市石和町河内224 2	055 262 8924
8	旭工業(株)峡西支店	南アルプス市沢登15 3	055 282 9146
9	(株)旭建設	中巨摩郡昭和町西条455	055 275 2211
10	(有)朝比奈建設	甲府市西高橋町314	055 226 6645
11	(有)芦沢設備工業	西八代郡市川三郷町葛籠沢195	0556 32 3723
12	(有)アダチ	甲府市伊勢4 25 22	055 232 1953
13	天野設備工業	甲斐市玉川1586 7	055 276 1460
14	雨宮工業(株)	甲府市荒川2丁目6 42	055 253 4361
15	有泉工業(株)	甲府市里吉1丁目4 1	055 235 0587
16	石川空調設備	南アルプス市田島999	055 284 2405
17	(有)石田工業	中巨摩郡昭和町清水新居1008	055 226 6366
18	井上工業	南巨摩郡富士川町小林1324 1	0556 22 4727
19	(有)井上設備工業	南巨摩郡富士川町最勝寺1276 5	0556 22 7501
20	(株)内田建設	南アルプス市寺部1350	055 282 1569
21	ウッドアート(株)	西八代郡市川三郷町上野2915 1	055 272 0448
22	(株)栄進設備工業	南アルプス市加賀美3374	055 284 5466
23	(株)エイワ実業	中巨摩郡昭和町西条2525 1	055 275 5694
24	(有)塩谷工業	南アルプス市有野3021	055 285 4171
25	小川設備工業所	南巨摩郡富士川町長澤323	0556 22 3013
26	桶幸朝日店	甲府市朝日5 11 14	055 253 5557

27	長 田 建 設 (株)	甲府市下向山町1667	055 266 3954
28	(有)長 田 設 備	甲府市七沢町134	055 237 4402
29	長 田 設 備 工 業	甲斐市牛匂2263 8	055 277 3553
30	(有)小 澤 設 備	甲斐市竜王2757 5	055 276 4548
31	小 沢 設 備	笛吹市石和町唐柏48 8	055 263 7547
32	落 合 設 備	笛吹市境川町石橋2174	055 266 3339
33	(株)カ イ 空 衛	甲府市大里町1063 1	055 241 1777
34	甲 斐 サ ー ビ ス	甲斐市富竹新田1082 22	055 276 9743
35	か し わ 管 工	甲府市上曾根町322	055 266 7033
36	(有)勝 又 設 備 工 業	甲斐市玉川90 8	055 276 7827
37	要 組 設 備	西八代郡市川三郷町市川大門2817 4	055 272 0900
38	カ ネ ト 工 業 (株)	甲斐市西八幡3484	055 276 6351
39	(株)川 口 建 設	南巨摩郡身延町切石687	0556 42 2727
40	(有)カ ワ サ キ 工 業	甲府市貢川1 7 5	055 228 8029
41	川 嶋 総 合 企 画	甲斐市玉川910 1	055 276 8745
42	共 進 建 設 (有)	中巨摩郡昭和町築地新居119 2	055 275 0761
43	(株)共 進 美 瑠	西八代郡市川三郷町落合6310	0556 32 2494
44	(株)櫛 形 環 境	南アルプス市山寺110	055 282 0845
45	功 刀 松 太 郎 商 店	南アルプス市上今井112	055 282 2453
46	ケ イ ・ エ ム 工 業	南アルプス市鏡中祭3330	055 283 0201
47	甲 信 ユ ニ ッ ト 設 備 (株)	甲斐市西八幡635 4	055 276 5053
48	甲 府 管 工 業	甲府市国母7 5 36	055 226 1223
49	甲 府 住 宅 設 備 (株)	甲府市德行2丁目10 40	055 228 8821
50	甲 和 管 工 業	甲府市国母5丁目18 4	055 227 7266
51	(有)輿 石 開 発	甲府市大里町3921 5	055 241 1198
52	コ バ ヤ シ 設 備	北杜市白州町花水1361	090 3008 9944
53	(有)小 林 住 宅 設 備	甲府市山宮町3121	055 251 1259
54	五 味 設 備	甲斐市牛匂2254 1	055 277 9521
55	(株)サ イ エ ン ス 設 備	甲府市西下条町918	055 243 1239
56	栄 工 業 (有)	韮崎市上ノ山260	0551 22 0591
57	栄 建 設 工 業 (株)	南巨摩郡富士川町鯉沢728	0556 22 0175
58	(有)坂 本 設 備 サ ー ビ ス	中巨摩郡昭和町上河東543 15	055 275 0955
59	笹 本 住 宅 設 備	甲府市千塚5丁目9 26	055 252 6612
60	(有)佐 藤 設 備	甲斐市西八幡1522 16	055 279 0502
61	佐 藤 設 備	南アルプス市百々1677 37	055 285 1962
62	三 建 設 備	甲府市富士見2丁目7 4	055 254 0039
63	三 和 住 設 (株)	南アルプス市小笠原435 2	055 284 1133

64	サンワホームズ	甲府市中小河原1 3 29	055 243 6701
65	時空管工業	甲府市東光寺2丁目24 8	055 237 2952
66	清水	甲斐市万才151	055 276 2281
67	(株)清水建材	南アルプス市和泉929	055 283 4699
68	(有)清水商事	南アルプス市六科1565	055 285 0649
69	城西ハウジング(株)	甲府市長松寺町1 11	055 228 1122
70	城東管工事(株)	甲府市朝気1丁目1 5	055 235 5221
71	昭和土地建設(株)	甲斐市名取731 2	055 276 0002
72	(有)新光設備工業	甲府市上阿原町669 1	055 237 0297
73	(株)進誠技興	南アルプス市寺部970 1	055 284 5211
74	進藤建設(株)	甲府市下飯田3丁目13 8	055 222 1421
75	(株)水電社	西八代郡市川三郷町大塚4403	055 272 2447
76	スマイル設備(株)	富士吉田市上吉田4590 33	0555 22 7394
77	晴明興業	南巨摩郡身延町常葉1007	0556 36 0277
78	清優工業	南アルプス市飯野2556 1	055 284 5891
79	積和建設西東京(株)	甲府市住吉4丁目2 24	055 227 3011
80	瀬田設備	甲府市住吉3 22 21	055 237 6975
81	(株)ゼ口	中巨摩郡昭和町西条1949	055 268 6622
82	(有)総合設備石坂	甲府市富士見1丁目15 7	055 253 3140
83	(株)ソウシン	甲府市大里町5180	055 243 6005
84	大栄設備(株)	甲府市下飯田2丁目11 17	055 224 4331
85	(株)大甲工業	甲府市西下条町795	055 241 2549
86	(有)ダイテツ工業	甲府市德行4丁目8 11	055 237 4377
87	(株)大南設備	南巨摩郡身延町丸滝158 1	0556 62 3255
88	鷹野設備工業(株)	甲斐市篠原2352	055 276 2297
89	高橋商事(有)	南巨摩郡富士川町鯉沢1792	0556 22 0135
90	田口工設	笛吹市御坂町井之上863 4	055 261 1228
91	タツミ電化センター	南アルプス市浅原198 2	055 284 2361
92	(株)田中重建	中巨摩郡昭和町西条2166	055 275 8007
93	(有)田中設備工業所	甲州市塩山上粟生野1433	0553 33 6987
94	中部プロパン瓦斯(株)	南巨摩郡富士川町鯉沢1544 1	0556 22 2177
95	(株)司水道	甲府市七沢町502 15	055 235 5754
96	土屋設備	甲府市朝気3丁目9 21	055 235 2417
97	(有)ツルタ設備	甲斐市打返207	055 277 9500
98	東京ガス山梨(株)	甲府市北口3丁目1 12	055 235 6211
99	東住機器販売(有)	中巨摩郡昭和町河東中島256 1	055 275 3210
100	トカイ住設	中央市布施3415 1	055 242 7662

101	(有)ト - シ ョ -	甲斐市万才155 1	055 276 3271
102	(株)轟 ホ - ム	甲斐市篠原714 3	055 260 6680
103	(有)長 井 工 業	甲斐市西八幡866 8	055 276 8575
104	ナ カ ゴ ミ(株)	南アルプス市桃園600 3	055 282 2028
105	(有)中 込 商 会	南アルプス市在家塚701	055 284 1690
106	中 嶋 設 備	南アルプス市桃園496 1	055 283 3460
107	(株)永 田 工 業 所	甲府市千塚5丁目10 2	055 252 7161
108	長 沼 工 業	南アルプス市曲輪田676 2	055 283 0484
109	ナ カ ム ラ 工 業 所	笛吹市八代町永井1262 7	055 265 3498
110	南 建 興 業	甲府市高室町718	確認中
111	新 津 設 備	甲斐市富竹新田1 171	055 276 6918
112	日 昇 総 合 設 備(株)	甲府市德行3丁目6 23	055 237 8891
113	(有)日 成 住 宅 設 備	甲府市増坪町609	055 241 2733
114	(株)日 設 管 興	韮崎市穂坂町宮久保5293	0551 23 1238
115	(株)日 設 工 業	甲府市湯村3丁目5 21	055 251 4891
116	日本パイピング工業(株)	甲府市住吉3 26 16	055 235 8818
117	(有)野 崎 設 備	甲府市武田3 2 23	055 251 7439
118	(有)野 中 工 務 店	南巨摩郡富士川町最勝寺877 3	0556 22 0206
119	(有)原 田 機 械 設 備	甲府市湯村1 10 13	055 251 1956
120	ピースクリーン山梨	中巨摩郡昭和町築地新居825 2	055 268 0122
121	(有)ヒ ナ タ 口 -	中巨摩郡昭和町河西945 2	055 275 5648
122	平 島 総 合 設 備	甲府市下鍛冶屋177 1	055 241 4842
123	深 澤 設 備	甲斐市富竹新田1887 2	055 276 0388
124	富 士 冷 暖(株)	甲府市上石田3丁目17 13	055 226 1451
125	(有)双 葉 設 備	甲斐市岩森1401 16	0551 28 4775
126	(有)古 屋 商 店	甲府市朝気1 2 66	055 237 0704
127	宝 栄 設 備	都留市中津森73	0554 43 3782
128	星 設 備	甲府市里吉1 3 1	055 228 9389
129	(有)堀 内 設 備	甲州市塩山上於曾1290 6	0553 33 6185
130	M A E Z A W A	甲府市貢川本町4 3	055 237 0199
131	(有)前 澤 設 備	甲府市貢川本町7 10	055 222 3674
132	マ エ ダ 設 備	甲府市德行3 11 20	055 223 1016
133	マ コ ト 住 設	甲斐市西八幡3666 3	055 275 7104
134	(有)松 本 住 宅 産 業	甲斐市中下条1659	055 277 2031
135	(有)松 山 興 業	笛吹市石和町河内77	055 262 5621
136	丸 修 設 備	南都留郡富士河口湖町大嵐898 3	0555 82 2798
137	丸 昭 村 松 組 土 木(株)	甲府市朝気1丁目1 2	055 232 5321

138	身延総合設備(株)	南巨摩郡身延町小田船原1157	0556 62 0710
139	(有)宮下設備	笛吹市御坂町成田374	055 262 7097
140	宮下設備工業(株)	富士吉田市上吉田1318 17	0555 22 5084
141	雅設備	笛吹市石和町井戸1194 3	055 244 5522
142	武藤設備	甲府市国母4丁目2 11	055 226 3797
143	(有)村松工業	山梨市小原東199 2	0553 22 0572
144	(有)明創工業	甲府市上曾根町298 1	055 266 2722
145	明立工業	北杜市高根町清里1870	055 148 2259
146	明和工業(株)	甲府市德行4丁目9 15	055 220 6060
147	(有)メンテック調和	中巨摩郡昭和町2373 3	055 275 1033
148	(有)望月管工	南巨摩郡富士川町長澤37 5	0556 22 8597
149	八乙女機材(株)	甲府市下今井町664 4	055 241 4746
150	(有)山口設備	甲斐市島上条452	055 277 2222
151	(有)山田設備	甲府市青葉町7 11	055 237 1897
152	山鉄興業(株)	南アルプス市藤田565	055 284 2371
153	(株)山梨管工業	甲府市中小河原1丁目9 17	055 241 6011
154	山梨相互工業(株)	甲斐市篠原3007	055 276 5210
155	山梨日化サービス(株)	中巨摩郡昭和町築地新居907 1	055 275 6911
156	(有)山本工務店	甲府市右左町1613 1	055 266 6811
157	(有)米倉電機工業所	山梨市上神内川1481	0553 22 0443
158	和永設備工業	山梨市歌田115 1	0553 22 7518
159	(有)和田電気設備工業	南アルプス市下今井474 1	055 282 5164
160	(株)渡辺工業所	甲府市国母5丁目9 24	055 224 6353

## 一般廃棄物収集運搬業者等一覧

平成24年4月1日現在

	名 称	住 所	電話番号
1	中央市環境事業協同組合	中央市一町畑 912 1	055 273 1771
2	メ デ ィ ッ ク ス(株)	甲府市国母 3 15 22	055 226 9081
3	(株)エコ・フカサワ	南アルプス市藤田 2352 4	055 284 1010
4	戸 栗 商 店	南アルプス市鏡中条 827 2	055 283 1744
5	(有)ク リ ー ン ラ イ フ	中央市西花輪 4377	055 274 6288
6	内 田 総 業	中央市極楽寺 368	055 274 1801
7	(株)ク リ エ ー ト	甲府市幸町 8 9	055 237 7780
8	(株)池 田	甲府市青葉町 3 9	055 233 7741
9	(有)サ ン エ ー	甲府市桜井町 741	055 220 7077
10	山 梨 管 財(株)	甲府市和戸町 353 24	055 235 1712
11	(有)豊 和 興 業	甲府市大里 2219 5	055 241 2289
12	(有)リ サ イ ク ル	南巨摩郡富士川町青柳町 3194	0556 22 8976
13	(有)山 梨 紙 業	南アルプス市徳永 1594 1	055 285 7521
14	サワク リ ー ン サ ー ビ ス	南アルプス市川上 300 1 川上団地 7 1	055 283 1644
15	(有)フジク リ ー ン サ ー ビ ス	南アルプス市下高砂 446 19	055 233 8979
16	エルテックサービス(株)	笛吹市一宮町国分 1014 1	055 347 6311
17	中 村 商 店	笛吹市御坂町成田 1746 1	055 263 5881
18	(株)甲 斐 興 運	中央市一町畑 114	055 273 5902
19	(有)レ ス キ ュ ー ブ	中央市東花輪 1445 37	055 273 9930
20	(有)峡南環境サービス	南巨摩郡富士川町青柳 3492	0556 22 4543
21	(株)ゼ 口	中巨摩郡昭和町西条 1949	055 275 9248
22	(株)中 澤	南アルプス市在家塚 1235	055 282 2207
23	桑 原 商 事	中央市西花輪 4258 2	055 274 5556
24	田 中 商 事	中央市一町畑 343	055 273 1721
25	(株)中 共 開 発	甲府市上今井町 824 3	055 241 2926
26	グ リ ー ン ア ー ス	西八代郡市川三郷町市川大門 594	055 272 0090
27	山梨住環コンサル(株)	甲府市住吉 4 10 17	055 222 4230
28	(株)中 村 ク リ ー ン	甲府市富士見 2 1 52	055 254 5617
29	(有)山 梨 カ レ ッ ト	南アルプス市徳永 1685 13	055 285 6250
30	(有)管 清 社	甲府市古上条町 126 2	055 241 5486
31	(株)溝 口 商 事	中央市高部 1662	055 269 2753
32	(有)大 興 商 事	甲府市桜井町 500 5	055 235 7796
33	(株)降 矢 商 店	甲府市上曽根町 3143 1	055 266 8057

34	ミノルサービス	甲府市中小河原町 122	055 241 3968
35	クリーン商事	中央市東花輪 200 2 A 7	055 273 4632
36	(株)中部環境開発	甲府市国母 6 5 1	055 226 7574
37	(株)クリーン環境センター	甲斐市西八幡 3483	055 276 2407
38	(有)甲信環境	甲斐市大下条 818 6	055 277 5984
39	(株)山梨クリーンサービス	甲府市和戸 1219 4	055 232 8864
40	(株)富士川クリーン	南巨摩郡富士川町十国 1668	0556 22 5374
41	(有)サンテック	甲州市大和町木賊 126	055 242 6530
42	(株)クリーンベスト	中央市東花輪 2185 3	055 278 5188
43	大幸産業	南アルプス市上八田 656 1	055 285 7153
44	(株)ヤマモト	甲斐市長塚 416 1	055 277 6085
45	高野産業(株)	韮崎市下祖母石 2278	0551 23 0072
46	(株)北栄	甲府市徳行 3 9 34	055 226 9776
47	建協クリーンロード(株)	甲府市丸の内 1 14 19	055 235 0622
48	荊沢商事(株)	中巨摩郡昭和町西条新田 357 11	055 268 1153
49	(株)河西金属商事	中巨摩郡昭和町西条 485	055 275 3312
50	田中衛生社	中央市一町畑 103	055 273 4896
51	東八商事(有)	笛吹市石和町唐柏 94	055 262 3362
52	サウバー・クリーン	南巨摩郡富士川町最勝寺 2012 7	0556 22 5474

## し尿収集許可業者一覧

業者名	田中衛生社	クリーンライフ(株)	東八商事(有)
住所	中央市一町畑103	中央市西花輪4377	笛吹市石和町唐柏94
電話	273 4896	274 6288	262 3362
営業区域	玉穂地区(井之口・若宮・乙黒・下河東・町之田・一町畑・上三条)	玉穂地区(西新居・中楯・新城・成島・極楽寺・高橋・下三条)田富地区	豊富地区

〔 救援施設等 〕

指定避難場所一覧

番号	避難場所名	施設状況	避難地・ 避難所区分	対象地区		住 所	電話番号	F A X 番号	耐震性 貯水槽		飲料水兼 用耐震性 貯水槽	
				自主防災会名	概ねの 世帯数				t	基	t	基
1	井之口公会堂	つどいの家	地	井之口 1	187	井之口596 - 4						
2	玉穂北部児童館	児童館	地	井之口 2	49	井之口1139 - 1	055 - 273 - 7967					
3	若宮公園	公園（ 2 次避難 地）	地	若宮（井之口 1・2、新城）	605	若宮25 1			60	1		
4	井之口一号公園	公園	地	若宮		若宮 6 1						
5	井之口二号公園	公園	地	若宮		若宮48 2						
6	阿原 2 号公園	公園	地	新城	37	中楯1513						
7	新城チビツ子広場	公園	地	新城	144	西新居11 31						
8	新城公会堂	公会堂	地	新城	194	中楯1467 12						
9	西新居公会堂	公会堂	地	西新居	322	西新居310	055 - 274 - 1271					
10	中楯公会堂	つどいの家	地	中楯	264	中楯1256						
11	上成島公会堂	公会堂	地	上成島	230	成島1303 - 1						
12	成島 1 号公園	公園	地	上成島		成島3513 6						
13	玉穂中央児童館	児童館	地	新成島	104	成島3512 2	055 - 273 - 8271					
14	成島 2 号公園	公園	地	新成島、宿成島		成島3512 1						
15	宿成島公会堂	つどいの家	地	宿成島	58	成島1529 2						
16	下成島公会堂	つどいの家	地	下成島 1、下成島 2	189	成島1148						

番号	避難場所名	施設状況	避難地・ 避難所区分	対象地区		住 所	電話番号	F A X 番号	耐震性貯 水槽		飲料水兼 用耐震性 貯水槽	
				自主防災会名	概ねの 世帯数				t	基	t	基
17	高橋公会堂	公会堂	地	高橋	79	成島148 5						
18	極楽寺公会堂	公会堂	地	極楽寺	66	極楽寺1322 2						
19	乙黒公会堂	公会堂	地	乙黒	129	乙黒418						
20	下河東上公会堂	公会堂	地	下河東東	156	下河東967 2						
21	下河東1号公園	公園	地	下河東東、下河東西	136	下河東3009 1						
22	下河東2号公園	公園	地	下河東西	200	下河東3034 1						
23	下河東下公会堂	公会堂	地	下河東下	100	下河東2158 3						
24	町之田公会堂	つどいの家	地	町之田	53	町之田202						
25	一町畑公会堂	公会堂	地	一町畑	101	一町畑132	055 - 274 - 1070					
26	上三條公会堂	公会堂	地	上三条	380	上三条891						
27	下三條公会堂	つどいの家	地	下三条1区	333	下三条1331 2						
28	歓盛院	寺院	地	下三条1区		下三条88		60	1			
29	下三條2区公会堂	公会堂	地	下三条2区	210	下三條728 1						
30	玉穂西部児童館	児童館	地	下三条1区・2区		下三条133	055 - 274 - 0097					
31	三村小学校	校舎	所	井之口1・2、若宮、新城、 西新居、中楯、上成島、宿成 島、新成島	2,194	成島2140	055 273 8711	055 273 8712				
		体育館	所									
		グラウンド(2次 避難地)	地									
32	玉穂総合会館	総合会館(2次 避難地)	所・地	下河東東、下河東西	492	下河東620	055 274 8180			18	1	
33	玉穂中学校	校舎	所	下成島1・2、高橋、極楽 寺、乙黒	463	下河東180	055 273 8211	055 273 8214				
		体育館	所									
		グラウンド(2次 避難地)	地									

番号	避難場所名	施設状況	避難地・避難所区分	対象地区		住 所	電話番号	F A X 番号	耐震性貯水槽		飲料水兼用耐震性貯水槽		
				自主防災会名	概ねの世帯数				t	基	t	基	
34	玉穂南小学校	校舎	所	下河東下、上三条、下三条1区・2区	1,177	下河東2020	055 274 1122	055 274 1123			60	1	
		体育館	所										
		グラウンド(2次避難地)	地										
35	老人福祉センター (洪水時使用不可)	施設・公園(2次避難地)	所	町之田、一町畑	154	一町畑1189	055 273 5665						
	勤労青年センター					下河東2020	055 274 1122						055 274 1123
	玉穂南小学校												
36	田富小学校	校舎	所	山之神、宮北、布施第三・第四・第五、東	1,059	布施2122	055 273 2117	055 273 0637					
		体育館	所										
		グラウンド(2次避難地)	地										
37	田富北小学校	校舎	所	リバーサイド第一・第二・第三、鍛冶新居	1,420	臼井阿原1740 3	055 273 1760	055 273 0643					
		体育館	所										
		グラウンド(2次避難地)	地										
38	田富南小学校	校舎	所	西花輪第一・第二、釜無、飛石、桜、山王第一・第二・第三、大田和、藤巻、今福、今福新田、清川	1,869	西花輪1250	055 273 9111	055 273 0584					
		体育館	所										
		グラウンド(2次避難地)	地										
39	田富中学校	校舎	所	新町第一・第二、新道、臼井阿原第一・第二	1,749	布施2493	055 273 2010	055 230 7081					
		体育館	所	東花輪第一・第二・第三									
		グラウンド(2次避難地)	地	新町第一									
40	田富ふるさと公園	グラウンド	地			臼井阿原1740							

番号	避難場所名	施設状況	避難地・避難所区分	対象地区		住所	電話番号	FAX番号	耐震性貯水槽		飲料水兼用耐震性貯水槽	
				自主防災会名	概ねの世帯数				t	基	t	基
41	リバーサイド第一分館 広場	広場	地	リバーサイド第一・第二	204	山之神22 64						
	(リバーサイド第一公民館)	公民館	地									
42	遠妙寺	寺院	地	鍛冶新居	233	山之神713						
43	鍛冶新居1号公園	公園	地	鍛冶新居		山之神3261 6						
44	鍛冶新居2号公園	公園	地	鍛冶新居		山之神3629 1						
45	リバーサイド第二公民館	広場	地	リバーサイド第二	341	山之神1156 119						
46	山之神八幡宮広場	広場	地	山之神	130	山之神3425						
47	宮北公園	公園	地	宮北	46	布施115 55						
48	布施第三チビッコ広場	広場	地	布施第三	237	布施220.221.236 - 1						
49	リバーサイド第三公民館	公民館	地	リバーサイド第三	194	山之神2042 5						
	リバーサイド第三北公園	公園	地	リバーサイド第三	207	山之神1751 4 山之神1923 25						
50	山梨県流通センターP	駐車場	地	山梨県流通センター		山之神 2 6 1						
51	布施第四公民館	広場	地	布施第四	278	布施1903 1						
52	妙泉寺	寺院	地	布施第五	251	布施2161 2						
53	東公園	公園	地	東	117	布施1106 2						
54	田富中学校グラウンド	グラウンド	地	新町第一、二	355	布施2493						
55	白井阿原チビッコ広場	広場	地	白井阿原第一	268	白井阿原1093						
56	蓮性寺	寺院	地	白井阿原第二	200	西花輪3005						
57	新道多目的広場	広場	地	新道	183	西花輪4344						

番号	避難場所名	施設状況	避難地・避難所区分	対象地区		住所	電話番号	FAX番号	耐震性貯水槽		飲料水兼用耐震性貯水槽	
				自主防災会名	概ねの世帯数				t	基	t	基
58	東花輪第二公民館	公民館	地	東花輪第二	402	東花輪1788 1						
59	東花輪第一避難所(仮称)	空地	地	東花輪第一	129	東花輪565 2						
60	第三ふれあい広場	広場	地	東花輪第三	212	東花輪412						
61	西花輪第二公民館	広場	地	西花輪第二	479	西花輪4005						
62	西花輪第一公民館	広場	地	西花輪第一	284	西花輪1444						
63	釜無公民館	広場	地	釜無	25	西花輪4972						
64	飛石チビッコ広場	広場	地	飛石	52	西花輪1894						
65	わんぱく児童館	広場	地	桜	428	東花輪1351 1						
66	山王公民館広場	広場	地	山王第一・第二・第三	191	東花輪1101						
67	大田和諏訪神社	神社	地	大田和	126	大田和1983						
68	鈴鹿神社	神社	地	藤巻	102	藤巻1532						
69	今福公民館	広場	地	今福	85	今福332 2						
70	七面山広場	寺院	地	今福新田	42	今福新田505						
71	清川公民館	広場	地	清川	55	東花輪1035 1						
72	豊富小学校	校舎	所	久保、久保団地、中村、上手、水上、山宮、川東、神明(2次避難地)	523	大鳥居3800 1	055 269 2012	055 269 2035				
		体育館	所									
		グラウンド(2次避難地)	地									
73	豊富中央公民館	公民館	所	浅利1.2.3.4	214	大鳥居3797	055 269 2802	055 269 2802	100	1		
74	市役所豊富庁舎	市役所	所	宇山、高部、新道、角川	142	大鳥居3866	055 269 2211	055 269 2413				
75	笛吹農業協同組合豊富支所	農協	所	関原北上、北下、南上、南下	120	大鳥居3781	055 269 2216	055 269 2466				
76	豊富保健センター	保健センター	所	中木原	63	大鳥居3738 1	055 269 2238	055 269 2238	60	1		

番号	避難場所名	施設状況	避難地・避難所区分	対象地区		住所	電話番号	FAX番号	耐震性貯水槽		飲料水兼用耐震性貯水槽	
				自主防災会名	概ねの世帯数				t	基	t	基
77	農業者研修センター	農業者研修センター	所	中尾木原	47	大鳥居3738 1	055 269 2238	055 269 2238	60	1		
78	豊富保育所	保育所	所	向井木原	122	大鳥居3790	055 269 2011	055 269 2011				
79	シルクふれんどりい (土砂災害の恐れがある場合使用不可)	温泉宿泊施設	所	中村、上手、水上	153	大鳥居1619 1	055 269 2280	055 269 2732				
80	シルクの里公園広場 (土砂災害の恐れがある場合使用不可)	公園(2次避難地)	地	(中村、上手、水上)		大鳥居1484 1	055 269 2280					
81	関原コミュニティセンター (土砂災害の恐れがある場合使用不可)	集会所	所	関原	120	関原334 8			60	1		
82	大鳥居ふれあいプラザ	集会所	所	山宮、川東	137	大鳥居246 1			60	1		
83	浅利川ふれあい館	集会所	所	神明	49	浅利3424 7						
84	豊富国保診療所前	診療所	地	久保、久保団地	46	大鳥居3696	055 269 2010					
85	向陽院	寺院	地	久保	126	大鳥居3152						
86	浅間愛鷹神社	神社	地	山宮	89	大鳥居2764						
87	竜光院	寺院	地	中村	44	大鳥居194 1						
88	金昌院	寺院	地	上手	77	大鳥居531						
89	法乗寺	寺院	地	水上	32	大鳥居3521						
90	川東公民館前	公民館	地	川東	48	大鳥居3348						
91	関原スポーツ広場	広場	地	関原北上	35	関原1346						
92	関原北下集会場	公民館	地	関原北下	37	関原824 5						
93	関原コミュニティセンター	集会所	地	関原南上・南下	48	関原334 8						
94	豊富農村公園	公園(2次避難地)	地	関原北上・下、関原南上・下		関原1014他			40	1	100	1

番号	避難場所名	施設状況	避難地・避難所区分	対象地区		住所	電話番号	FAX番号	耐震性貯水槽		飲料水兼用耐震性貯水槽	
				自主防災会名	概ねの世帯数				t	基	t	基
95	延命寺	寺院	地	中木原	63	木原1076						
96	中尾ちびっこ広場	広場	地	中尾木原	47	木原1352						
97	農村広場	広場（2次避難地）	地	向井木原（中木原、中尾木原、宇山）		大鳥居3877						
98	宇山公民館前	公民館	地	宇山	36	高部1623 3						
99	高部公民館前	公民館	地	高部	16	高部1253						
100	新道公民館前	公民館	地	新道	14	高部1549 - 1						
101	天満宮神社	神社（2次避難地）	地	角川	76	高部275						
102	浅利諏訪神社	神社	地	浅利1・4	101	浅利2397						
103	浅利テニスコート	テニスコート（2次避難地）	地	浅利2・3（浅利1・4）	113	浅利3047 1						
104	浅利川農村公園	公園	地	神明	49	浅利3424 4						

## 関係医療機関一覧

### 災害拠点病院・災害支援病院配置表

#### 災害拠点病院等医療機関一覧

##### 基幹災害拠点病院

病院名等	一般病床数 (床)	電 話	F A X	E m a i l
県立中央病院 甲府市富士見 1 1 1	691	055 253 7111	055 253 8011	chubyo@pref.yamanashi.lg.jp

##### 基幹災害支援病院

病院名等	一般病床数 (床)	電 話	F A X	E m a i l
山梨大学附属病院 中央市下河東1110	560	055 273 1111	055 273 7108	hosp@res.yamanashi-med.ac.jp
山梨赤十字病院 南都留郡富士河口湖町船 津6663 1	214	0555 72 2222	0555 73 1385	rchfuji@mfi.or.jp

##### 地域災害拠点病院

病院名等	一般病床 数(床)	電 話	F A X	E m a i l
中 北	市立甲府病院 甲府市増坪町366	402	055 244 1111	055 220 2650 jkofuhp@city.kofu.yamanashi.jp
	巨摩共立病院 南アルプス市桃園340	105	055 283 3131	055 282 5614 komakyouritsu@yamanashi-min.jp
	韮崎市立病院 韮崎市本町 3 5 3	166	0551 22 1221	0551 22 9731 hospital@city.nirasaki.lg.jp

この外地域災害拠点病院を補完する病院として地域災害支援病院を複数指定している。

病院名等	電 話	F A X	
独立行政法人国立病院 機構甲府病院	甲府市天神町11 35	055 253 6131	055 251 5597
社会保険 山梨病院	甲府市朝日 3 8 31	055 252 8831	055 253 4735
甲府共立病院	甲府市宝 1 9 1	055 226 3131	055 226 9715
武川病院	昭和町飯喰1277	055 275 7311	055 275 4562
貢川整形外科病院	甲府市新田町10 26	055 228 6381	055 228 6550
三枝病院	甲斐市竜王新町1440	055 279 0222	055 279 3042
赤坂台病院	甲斐市竜王新町2150	055 279 0111	055 279 3912

北	竜王リハビリテーション病院	甲斐市万才287	055 276 1155	055 279 3751
	高原病院	南アルプス市荊沢255	055 282 1455	055 284 3877
	宮川病院	南アルプス市上今諏訪1750	055 282 1107	055 282 1108
	北杜市立塩川病院	北杜市須玉町藤田773	0551 42 2221	0551 42 2992
	北杜市立山梨甲陽病院	北杜市長坂町大八田3954	0551 32 3221	0551 32 7191
	韮崎相互病院	韮崎市本町 1 16 2	0551 22 2521	0551 23 0477

#### 救命救急センター

医療機関名	所在地	電話番号	F A X 番号
山梨県立中央病院救命救急センター	甲府市富士見 1 1 1	055 253 7111	055 253 8011

#### 血液センター

医療機関名	所在地	電話番号	F A X 番号
山梨県赤十字血液センター	甲府市池田 1 6 1	055 251 5891	055 252 1203

#### 市内医療機関

平成19年 3月31日現在

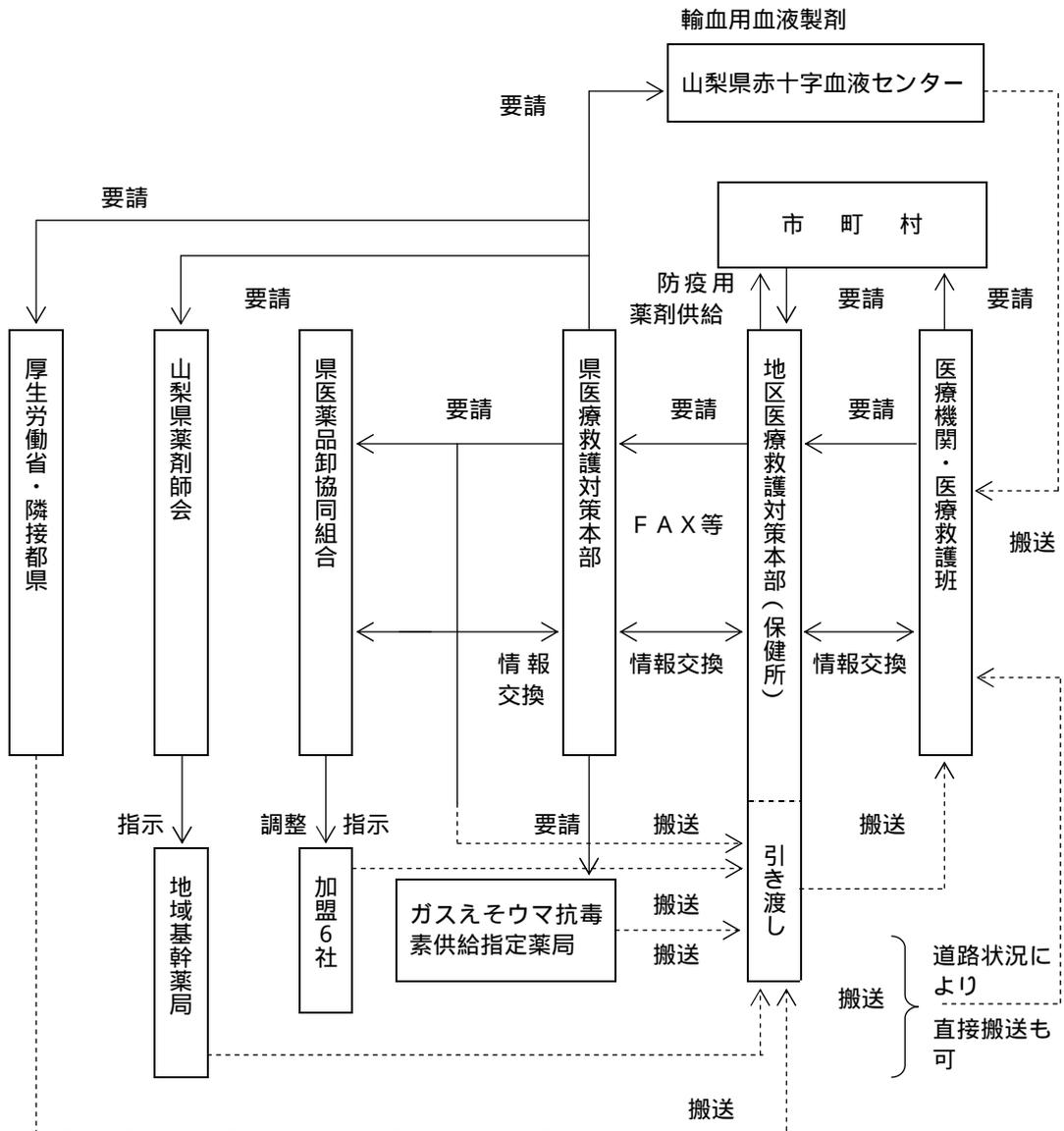
	医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
1	(医)望会 愛クリニック	中央市西新居 1 131	055 274 3091	精神科、神経科
2	(医)赤岡整形外科医院	中央市西花輪3591	055 273 1231	リウマチ科、整形外科、リハビリテーション科
3	おぎの医院	中央市井之口980 4	055 274 6100	耳鼻咽喉科
4	オキノリパーシティ眼科	中央市山之神1122	055 273 7250	眼科
5	乙黒医院	中央市成島1722	055 273 6202	内科、循環器科、小児科
6	菊島耳鼻咽喉科医院	中央市西花輪3599 10	055 274 4133	耳鼻咽喉科
7	きたむらクリニック	中央市若宮23 2	055 220 4112	内科、消化器内科、皮膚科
8	木之瀬医院	中央市布施2078 1	055 273 2216	内科、消化器科、小児科、放射線科
9	三本松医院	中央市東花輪 66 10	055 274 2711	内科、小児科、外科
10	玉穂眼科クリニック	中央市成島1400 1	055 287 6650	眼科
11	玉穂ふれあい診療所	中央市成島2439 1	055 278 5670	内科、麻酔科、外科
12	西野内科医院	中央市山之神2389 1	055 273 6656	内科、小児科、放射線科
13	フルヤ眼科医院	中央市布施1990 ウイルピア 1 F	055 273 0660	眼科
14	古屋クリニック	中央市山之神1533 21	055 274 3773	内科、循環器科
15	保坂眼科医院	中央市西花輪56 2	055 274 6600	眼科
16	吉崎内科循環器科クリニック	中央市東花輪669 2	055 274 2553	内科、循環器科
17	若葉クリニック	中央市浅利1686 2	055 269 3305	内科、消化器科、循環器科、外科
18	アートタウン歯科クリニック	中央市下河東3053 1 イオンタウン山梨中央内	055 267 7780	歯科、小児歯科
19	一瀬歯科医院	中央市山之神 4 87	055 273 5584	歯科、矯正歯科、小児歯科
20	いのうえ歯科医院	中央市若宮29 1 ジョイフルプラザ 1 F	055 274 4182	歯科

21	今村歯科医院	中央市山之神1144 23	055 273 6488	歯科、小児歯科
22	せた歯科医院	中央市成島2502 3	055 273 1181	歯科
23	田草川歯科医院	中央市東花輪317	055 273 6858	歯科
24	田中歯科医院	中央市成島1392 2	055 273 5969	歯科
25	たまほ歯科クリニック	中央市成島2368	055 274 1118	歯科
26	豊富歯科診療所	中央市大鳥居3676	055 269 2822	歯科
27	内藤歯科医院	中央市西花輪92	055 273 7712	歯科、小児科
28	中山歯科医院	中央市臼井阿原931 4	055 273 6481	歯科
29	長谷川歯科医院	中央市東花輪 8 1	055 273 2412	歯科
30	ふかさわ歯科医院	中央市井ノ口1092 3	055 274 0418	歯科
31	三井歯科医院	中央市布施2101 2	055 273 2027	歯科、矯正歯科、 小児歯科
32	山之神歯科クリニック	中央市山之神字下菜莢 1529 11	055 287 8863	歯科



救急輸送体制(2)...医薬品等

医薬品等の供給フロー



## 浸水想定区域要援護者施設一覧

平成19年2月現在

	施設の名称	住 所	連絡先 (055)	浸水想定区域 指定河川		
				富士川	笛吹川	荒川
1	赤岡整形外科	山梨県中央市西花輪3591	273 1231			
2	玉穂ふれあい診療所	山梨県中央市成島2439 1	278 5670			
3	特別養護老人ホーム田富荘	山梨県中央市西花輪499	274 5000			
4	田富福祉センター	山梨県中央市臼井阿原308 1	273 7300			
5	田富荘北サービスセンター	山梨県中央市山之神912	274 5252			
6	ホットランニング	山梨県中央市山之神1522 83	278 5070			
7	ケアハウスパンセ	山梨県中央市成島2448 2	274 5050			
8	玉穂ケアセンター	山梨県中央市乙黒247 1	273 7331			
9	特別養護老人ホームらくえん	山梨県中央市極楽寺748	274 1294			
10	中巨摩地区老人福祉センター	山梨県中央市一町畑1189	274 0610			
11	まみい保育園	山梨県中央市成島1065 2	273 3522			
12	知的障害者通所授産施設ルヴァン	山梨県中央市成島3508 13	242 8800			
13	田富第一保育園	山梨県中央市布施3015	273 3557			
14	田富第二保育園	山梨県中央市西花輪2002	273 3072			
15	田富第三保育園	山梨県中央市東花輪1173	273 6220			
16	田富北保育園	山梨県中央市山之神22 59	273 6301			
17	玉穂保育園	山梨県中央市成島2387 2	273 2205			
18	田富みかさ幼稚園	山梨県中央市臼井阿原813 6	273 6386			
19	わかば幼稚園	山梨県中央市井之口937 2	273 5737			

## 飛行場外離着陸場一覧

平成19年4月現在

地区名	名称	区分	所在地
田富地区	山梨県消防学校グラウンド	場外	中央市今福991
玉穂地区	山梨大学医学部附属病院グラウンド	"	" 下河東1110
豊富地区	豊富農村広場	緊急	" 大鳥居3866
	豊富小学校	"	" " 3797

## ヘリコプター主要発着場一覧

平成19年4月現在

地区名	ヘリポートの名称	所在地	施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ (幅×長さ)	所要時間からの 消防署(所) (分)
				大型	中型	小型		
田富地区	田富小学校校庭	中央市布施2122	学校長				180×90	2
	山梨県消防学校校庭	" 今福991	"				70×70	5
	田富中学校校庭	" 布施2493	"				180×90	2
	釜無川左岸土手	臼井阿原	国土交通省					5
	田富ふるさと公園	臼井阿原1740	市長				80×123	5
玉穂地区	三村小学校校庭	中央市成島2140	学校長				93×100	7
	ふるさとふれあい広場	" 下河東620	市長				70×80	7
	中巨摩地区公園	" 一町畑1189	"				94×123	7
豊富地区	豊富小学校校庭	" 大鳥居3797	学校長				80×100	10
	豊富農村広場	" 大鳥居3866	市長				100×100	10

## 自衛隊宿泊予定施設一覧

地区名	名称	所在地	宿泊可能人員	備考
田富地区	田富中学校体育館	中央市布施2493	230人	
	田富中央公民館	" 布施1555	100	
玉穂地区	三村小学校体育館	" 下河東620	150	
豊富地区	豊富中央公民館	" 大鳥居3800	200	
	豊富小学校体育館	" 大鳥居3790	190	

## 災害備蓄品一覧

### 【田富地区】市役所田富庁舎

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
物資						
炊出し釜			4			〔味噌工場北〕 鍋9、コンロ4、囲い多数
土嚢			1,500	2011年6月		建設協力会
LEDライト			9			

### 【田富地区】防災公園備蓄倉庫

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
食品						
飲料水(2.0L、6本入り)	6	35	210	2011年10月	2016年10月	
飲料水(500ML、24本入り)	24	103	2,472	2011年10月	2016年10月	
アルファ米(五目、100g)5kg	50	22	1,100	2010年3月	2015年1月	炊き出しタイプ
アルファ米(五目、100g)5kg	50	1	50	2008年3月	2013年3月	炊き出しタイプ
アルファ米(五目、100g)5kg	50	119	5,950	2011年10月	2016年10月	炊き出しタイプ
アルファ米(白飯)	50	7	350	2010年3月	2015年3月	炊き出しタイプ
クラッカー(RITZ)	70	5	350	2011年12月	2016年12月	70食: 44g(13枚)2本入り×35パック×2缶
乾パン	128	3	384	2011年12月	2016年12月	128食: 115g約1食分×64パック×2缶
物資						
マンホールトイレ	1	17	17			マンホールに取り付けて使用
便袋「スケットイレ」	100	10	1,000			便器に取り付けて使用する「災害時用トイレ」
組立式簡易トイレ「ブルマル」	1	60	60			防災会館1F倉庫

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
トイレトーパー	100	10	1,000			防災会館 1 F 倉庫
パーソナルテント [ トイレ用 ]	4	7	28			
ローソク	12	4	48			補充用60
ブルーシート (7.2×7.2)	4	6	24			
炊出し釜	1	1	1			
毛布	10	63	630			防災会館 1 F 倉庫
携帯酸素	6	4	24			防災会館 1 F 倉庫
ピンセット	200	1	200			防災会館 1 F 倉庫
資機材						
レスキューセット	1	12	12			要内容確認
剣スコップ	1	50	50			
ジャッキ	1	7	7			
なた	1	13	13			
チェーンソー	1	2	2			
ペンチ	1	15	15			
トラロープ (100m)	5	3	15			
番線 (巻)	1	2	2			
土嚢袋 (48×62cm)	400	6	2,400			余り300
杭 (6尺)	1	70	70			
ヘルメット (旧田富町)	1	15	15			防災会館 1 F 倉庫
軍手	12	9	108			
発電機	1	5	5			
延長コードドラム	1	2	2			
水中ポンプ	1	8	8			
ハンドマイク	9	1	9			

【田富地区】コミュニティ防災センター

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
食品						
飲料水（500ML、24本入り）	24	360	8,640	2011年10月	2016年10月	
アルファ米（五目、100g）5kg	50	110	5,500	2011年10月	2016年10月	炊き出しタイプ
クラッカー（RITZ）	70	5	350	2011年12月	2016年12月	70食：44g（13枚）2本入り×35パック×2缶
乾パン	128	3	384	2011年12月	2016年12月	128食：115g約1食分×64パック×2缶
物資						
担架	1	7	7			
濾水器	1	4	4			
毛布	10	194	1,940			2F倉庫
資機材						
発電機	1	5	5			
給水用水槽（1.0t）	1	1	1			
（0.5t）	1	2	2			
石油ストーブ（大型）	1	4	4			配管要す
キーハンドル	2	1	2			

【田富地区】臼井水防倉庫

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
資機材						
土嚢袋（藁）			多数			古い
蛇籠			多数			
杭			多数			古い
番線（巻）			4			
角スコップ			4			

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
剣スコップ			1			

【玉穂地区】市役所玉穂庁舎備蓄倉庫

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
食品						
飲料水（2.0L、6本入り）	6	30	180	2008年3月	2013年3月	36番倉庫
飲料水（2.0L、6本入り）	6	80	480	2011年10月	2016年10月	36番倉庫
飲料水（500ML、24本入り）	24	260	6,240	2011年10月	2016年10月	36番倉庫
クラッカー（RITZ）	70	3	210	2011年12月	2016年12月	70食：44g（13枚）2本入り×35パック×2缶
乾パン	128	2	256	2011年12月	2016年12月	128食：115g約1食分×64パック×2缶
物資						
非常用エアーストイレ「セピアエール」	1	15	15	2005年9月		
非常用エアーストイレ「セピアエールキット」	57	42	2,394			「セピアエール」に取り付けて使用
災害時用毛布	10	5	50	2005年8月		日赤
毛布	4	5	20			
非常用飲料水袋	100	10	1,000	2005年8月		
バケツ	1	5	5			
ハンドマイク	1	3	3			
ベッド	1	2	2			
担架	1	2	2			
日用品セット	1	1	1			日赤 タオル類・石けん類・洗濯品・食器類・文房具
災害救援品	3	2	6			日赤 応急手当品・ラジオ・タオル類・石けん類・洗濯品・食器類・文房具
炊出し釜	1	4	4			
丸バーナー			5			

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
四角バーナー			4			
調整器			3			日赤 期限切れ7
ガスボンベ	1	2	2			
資機材						
レスキューセット	1	10	10	2005年9月		工具類
ヘルメット	1	20	20			
かま	1	20	20			25番倉庫
土嚢			535	2011年6月		建設協力会
土嚢袋	100	10	1,000			25番倉庫
発電機	1	5	5	2005年7月		大2・小3
濾水器	1	1	1			
投光機	1	4	4	2005年7月		

【豊富地区】市役所豊富庁舎

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
炊き出し釜			1			釜1 バーナー1 調整器1
土嚢			300			建設協力会

【豊富地区】関原第5ポンプ小屋

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
毛布	1	7	7			

【豊富地区】角川水防倉庫

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
毛布	1	50	50			
レスキューセット	1	6	6			
懐中電灯	1	6	6			
角スコップ	1	5	5			
剣スコップ	1	7	7			

【豊富地区】浅利水防倉庫

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
杭(6尺)	1	15	15			
ビニールシート	1	5	5			
チェーンソー	1	1	1			
かけや	1	3	3			
ハンマー	1	5	5			
角スコップ	1	5	5			
剣スコップ	1	5	5			
ツルハシ	1	2	2			
土嚢袋	50	8	400			
番線	多数	多数				

【豊富地区】豊富農村公園備蓄倉庫（198㎡）

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
食品						
飲料水（2.0L、6本入り）	6	70	420	2008年3月	2013年3月	
飲料水（2.0L、6本入り）	6	200	1,200	2011年10月	2016年10月	
飲料水（500ML、24本入り）	24	110	2,640	2011年10月	2016年10月	
アルファ米（白粥、43g）2.15kg	50	10	500	2008年3月	2013年3月	マジックライス(炊き出し用)
アルファ米（五目、100g）5kg	50	30	1,500	2011年10月	2016年10月	炊き出しタイプ
クラッカー（RITZ）	70	2	140	2011年12月	2016年12月	70食：44g（13枚）2本入り×35パック×2缶
乾パン	128	2	256	2011年12月	2016年12月	128食：115g約1食分×64パック×2缶
	64	10	640	2008年3月	2013年3月	
物資						
便袋「サニタクリーン組織用」	200	5	1,000			便器に取り付けて使用する「災害時用トイレ」
資機材						
給水架台（3口）			1			（飲水兼用防火水槽用）
手漕ぎポンプ			1			（ " ）
戸別受信装置	10	7	70			

## 〔 応援協定等 〕

### 災害時における相互応援に関する協定書

（協定の趣旨）

第1条 中部西関東市町村地域連携軸協議会（以下「協議会」という。）は、協議会構成会員市町村（以下「協定市町村」という。）において大規模な災害が発生した場合における相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救援及び災害復旧に必要な職員等の派遣
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な職員等の派遣
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な機材の提供
- (5) 救援活動及び災害復旧活動に必要な車両の提供
- (6) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援体制の確保）

第3条 協定市町村は、迅速な応援体制を確保するため、当該地域を3つのブロックに分け、それぞれのブロックにブロック長及び副ブロック長を置くものとする。

（情報の共有）

第4条 協定市町村は、災害時の相互応援に備えるため、防災に関する情報について相互に交換し、共有するものとする。

（応援要請）

第5条 災害を受けた協定市町村が応援の要請をしようとするときは、電話、ファックス等により要請するものとする。

（応援の自主出動）

第6条 報道機関等の情報により、協定市町村に災害が発生したことを知った他の協定市町村は、前条の規定による要請がない場合でも、必要な応援を行うことができるものとする。

（派遣職員の指揮）

第7条 応援のために派遣された職員は、災害を受けた協定市町村の災害対策本部の指揮下に入るものとする。

（経費の負担）

第8条 応援のために要した経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援のため又は情報収集のために職員等を派遣することに要した経費は、派遣側の協定市町村が負担する。
- (2) 救援物資の調達、その他要請による援助に要した経費は、援助を受けた協定市町村が負担す

る。

(細目協定)

第9条 この協定の実施に関する細目については、別に定める。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年8月6日から施行する。

佐久市長	昭和町長
臼田町長	田富町長
佐久町長	八田村長
小海町長	白根町長
川上村長	芦安村長
南牧村長	若草町長
南相木村長	櫛形町長
北相木村長	甲西町長
八千穂村長	上九一色村長
甲府市長	三珠町長
韮崎市長	市川大門町長
双葉町長	六郷町長
明野村長	下部町長
須玉町長	増穂町長
高根町長	鯉沢町長
長坂町長	中富町長
大泉村長	早川町長
小淵沢町長	身延町長
白州町長	南部町長
武川村長	富沢町長
竜王町長	静岡市長
敷島町長	清水市長
玉穂町長	

〔災害時における相互応援に関する協定実施細目〕

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における相互応援に関する協定書(以下「協定書」という。)の実施について必要な事項を定める。

(備蓄リストの整備)

第2条 協定書第4条の規定による情報を共有するために、協定市町村は食糧、その他物資等の備蓄

リスト（第1号様式）を整備し、相互に活用する。

（応援要請手続き）

第3条 協定書第5条の規定による応援手続きは、次に掲げる事項を明らかにし、後日、応援要請書（第2号様式）を提出する。

- (1) 被害の種類、場所、状況
- (2) 物的な応援を要請する場合には、品名、数量等
- (3) 人的な応援を要請する場合には、職種、人数及び業務内容
- (4) 応援場所及び交通経路並びに応援機関
- (5) 被災者の一時収容を要請するときは、世帯数及び人数
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な書類

2 前項の規定により応援した協定市町村は、速やかに応援通知書（第3号様式）を応援要請した協定市町村へ送付する。

（応援物資等の受領通知）

第4条 応援を受けた協定市町村は、前項第2項の応援通知書に基づく物資等を受領したときは、応援物資等受領書（第4号様式）を応援を要請した協定市町村へ送付する。

（連絡方法）

第5条 災害が発生した場合の協定市町村間における連絡方法については、次のとおりとする。

- (1) 災害を受けた協定市町村は、各ブロックのブロック長（災害を受けた協定市町村がブロック長の場合は副ブロック長）へ連絡する。
- (2) 前号により連絡を受けた各ブロックのブロック長又は副ブロック長は、同ブロック内協定市町村との連絡・調整を図り、必要な指示・要請を行うものとする。
- (3) 応援する協定市町村は、各ブロックのブロック長又は副ブロック長からの指示要請に基づき応援を行う。

（応援終了の報告）

第6条 応援した協定市町村は、応援を終了したときは、応援終了報告書（第5号様式）を災害を受けた協定市町村へ送付する。

（連絡担当部局）

第7条 各応援協定市町村は、災害時に効率的な相互応援ができるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、必要な事項について緊密な連絡を行うものとする。

附 則

この実施細目は、平成9年8月6日から施行する。

様式 略

市町村名等は、協定締結当時のもの

# 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山梨県市長会を構成する市長の協議により、甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、上野原市、山梨市、甲州市及び中央市(以下「都市」という。)において、大規模な災害及び市国民保護計画が対象とする事態(以下「大規模災害等」という。)が発生し又は発生する恐れがある場合には、被害を受けた若しくは受ける恐れがある都市(以下「被災都市」という。)のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合若しくはできないと判断される場合に、災害対策基本法及び相互友愛精神に基づき都市間の総合応援協力を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部課)

第2条 都市は、大規模災害等発生時の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ別紙(様式第1号)のとおり相互応援に関する連絡担当部課を定めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者及び避難者(以下「被災者等」という。)の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者等を一時受入れるための施設の提供
- (5) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災都市が必要と認めるもの

(応援要請の手続)

第4条 被災都市が応援の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第2条の連絡担当部課を通じ別に定める様式(様式第2号)により文書にて要請するものとする。ただし、緊急の場合にあっては、電話又は電信(ファックス・メール等)などにより応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号及び第6号に掲げるものの品名、規格、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別及び人員
- (4) 応援を受ける場所及びその経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号の掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した経費は、応援を行う都市が支弁する。
- (2) 救援物資の調達その他応援に要した経費は、被災都市が負担する。

(3) 被災都市が前号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合は、応援する協定都市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(災害補償等)

第6条 第4条の定めにより派遣された応援活動に従事する職員(以下「応援職員」という。)が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害賠償は、応援を行う都市が負うものとする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災都市への往復途中に生じたものを除き、被災都市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第7条 都市は、被災都市との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的判断により被災都市に対し応援を行うことができる。

2 自主出動した都市は、情報収集を行うとともに、被災都市に応援内容と情報の提供をできるだけ早期に行うよう努める。

3 第1項の規定により職員を派遣した場合には、被災都市から第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(資料等の交換)

第8条 都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画、国民保護計画及びその他必要な資料等を相互に交換するものとする。

(市町村合併による取扱い)

第9条 構成都市が合併した場合は、合併した市がこの協定を継承するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成19年1月12日から施行する。

この協定の成立を証するため、都市署名押印のうえそれぞれ一通を保有する。

平成19年1月12日

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市長

山梨県富士吉田市下吉田1842番地

富士吉田市長

山梨県都留市上谷一丁目1番1号

都留市長

山梨県大月市大月二丁目6番20号

大月市長

山梨県韮崎市水神一丁目3番1号

韮崎市長

山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長

山梨県甲斐市篠原2610番地

甲斐市長

山梨県笛吹市石和町市部777番地

笛吹市長

山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地 1

北杜市長

山梨県上野原市上野原3832番地

上野原市長

山梨県山梨市小原西955番地

山梨市長

山梨県甲州市塩山上於曾1040番地

甲州市長

山梨県中央市白井阿原301番地 1

中央市長

様式第 1 号

大規模災害等発生時の連絡担当部課

( 市 )

連絡部課名			
県防災無線電話番号		地上	
		衛星	
衛星携帯電話可搬用電話番号			
連絡担当者	責任者		
	補助者		
連絡先電話番号等	勤務時間内	責任者	TEL
			携 帯
			TEL
			FAX
			e mail
	勤務時間外	補助者	TEL
			携 帯
			TEL
			FAX
			e mail
勤務時間外	責任者	TEL	
		携 帯	
		TEL	
		FAX	
		e mail	
勤務時間外	補助者	TEL	
		携 帯	
		TEL	
		FAX	
		e mail	
備考			

連絡担当者に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

号  
年 月 日

様

住 所  
氏 名

大規模災害等発生による応援要請について

大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書第 4 条に基づき、次のとおり援助の要請をいたします。

項 目	内 容
(1) 被害状況	
(2) 応援内容の種類	
(3) 応援を要する職種 別人員	
(4) 応援場所、到達経 路	
(5) 応援を受ける期間	
(6) その他応援に必要 な事項	

## 災害時等の相互応援に関する協定書

山梨県中央市と静岡県御前崎市（以下「両市」という。）は、災害時等における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、両市の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、法第67条の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) ごみ及びし尿の処理に必要な車両のあっせん
- (5) 被災者（災害時要援護者を含む。）を一時受け入れるための施設及び住宅の提供並びにあっせん
- (6) 被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (7) 医療施設、介護施設等の入所者を一時受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (8) 救援、救助、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を受けようとする市は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により要請を行い、速やかに災害応援要請書（様式第1号）を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第5号に掲げる被災者の状況及び人員
- (4) 前条第6号及び第7号に掲げる被災児童、生徒、入所者等の状況及び人員
- (5) 前条第8号に掲げる職員の状況及び人員
- (6) 応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（職員の派遣）

第4条 応援のための職員の派遣期間は、原則として1月未満とする。

2 応援のための職員を1月以上派遣しようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第25条の17の規定に基づき別途職員派遣に関する協定を締結するものとする。

（応援の実施）

第5条 第3条の規定により要請を受けた市は、可能な限りこれに応ずるように努めるものとする。

2 第3条の規定にかかわらず、緊急に応援する必要があると認められる場合には、同条の要請を待

たずに応援を行うことができる。この場合において、応援を行う市は、その内容について応援を受ける市へ速やかに連絡するものとする。

( 応援に要した費用の負担 )

第6条 応援に要した費用の負担は、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける市、被災市への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う市が、それぞれその賠償の責めを負うものとする。

3 前2項の規定により難しい場合には、別途協議するものとする。

( 情報等の交換 )

第7条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、年1回以上定期的に必要な資料及び情報の交換を行うものとする。

( 有効期間 )

第8条 この協定は、両市のどちらか一方からの申出のない限り継続するものとする。

( 協議 )

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度両市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、両市それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年1月31日

山梨県中央市臼井阿原301番地の1  
中央市長

静岡県御前崎市池新田5585番地  
御前崎市長

## 山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における災害時等の相互応援に関する協定書

山梨県中央市(以下「甲」という。 )と静岡県牧之原市(以下「乙」という。 )は、災害時等における相互応援について、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。 )第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、法第67条の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) ごみ及びし尿の処理のための車両の提供及び斡旋
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供及び斡旋
- (6) 被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋
- (7) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (8) ボランティアの斡旋
- (9) 被災者に対する住宅の提供及び斡旋
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

(応援の要請の手続)

第3条 甲及び乙は、応援の要請をするとき、次に掲げる事項を明らかにして、電話又は電信等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第5号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第6号に掲げる一時受入に要する被災児童、生徒等の学年及び人員
- (5) 前条第7号に掲げる職員の職種別人員
- (6) 前条第8号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- (7) 応援を受ける場所及び期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

(応援の実施)

第4条 甲及び乙は、応援を要請されたときは、可能な限りこれに応ずるように努めるものとする。

2 甲及び乙は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援する必要があると認められる場合には、同条の要請を待たずに応援を行うことができる。この場合において、応援を行う市は、その内容について応援を受ける市へ速やかに連絡するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第5条 応援に要した費用の負担は、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 派遣職員が、公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受ける市、被災市への往復経路の途中に生じたものについては、応援を行う市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

3 前2項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(情報等の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

(効力等)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年2月1日

甲 山梨県中央市臼井阿原301番地1

中央市長

⑨

乙 静岡県牧之原市静波447番地1

牧之原市長

⑨

## 消防相互応援協定

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、甲府地区広域行政事務組合、甲府市、甲斐市（合併前の双葉町の区域は除く）、中央市及び昭和町との消防の相互応援に関して定めるものとする。

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 火災による相互応援の出場は、甲府地区広域行政事務組合消防本部消防隊出場規程により出場するものとする。

2 その他の災害が発生し応援を必要とする場合にあっては、被応援側の長の要請により出場するものとする。

第4条 現場の指揮は消防組織法第15条第3項によるものとする。

但し、消防活動を迅速且つ効果的に行うために相互に理解と緊密な連携を保たなければならない。

第5条 応援のために要した経常的経費並びに事故（隊員、器材、その他）により生じた経費は応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は甲府地区広域行政事務組合の負担とする。

第6条 この協定の運用について疑義を生じたときはその都度協議して決定するものとする。

第7条 本協定を証するため正本5通を作成し協定市町等がそれぞれ1通を保管するものとする。

第8条 昭和48年7月14日付で締結した協定は廃止する。

### 附 則

1 この協定は平成18年4月1日から効力を生ずる。

上記のとおり協定する。

平成18年4月1日

甲府市伊勢三丁目8番23号

甲府地区広域行政事務組合管理者

甲府市丸の内一丁目18番1号

甲 府 市 長

甲斐市篠原2610番地

甲 斐 市 長

中央市白井阿原310番地1

中央市長職務執行者

中巨摩郡昭和町押越542番地2

昭 和 町 長

## 中央自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、下記市町、一部事務組合（以下「関係団体」という。）の区域内の中央自動車道（以下「高速道路」という。）における消防業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

上野原市、大月市、都留市、富士五湖広域行政事務組合、富士吉田市、西桂町、富士河口湖町、東山梨行政事務組合、甲州市、東八代広域行政事務組合、笛吹市、甲府地区広域行政事務組合、甲府市、甲斐市、中央市、昭和町、峡北広域行政事務組合、韮崎市、北杜市

（目的）

第1条 この協定は、高速道路における、火災または救急事故等（以下「災害」という。）を円滑迅速に処理するため、関係団体が相互に応援することを目的とする。

（体制・応援）

第2条 関係団体の消防機関は、高速道路における災害を覚知したときは、別表に定める区分により出場する。

2 前項の規定により出場した先着消防隊の最高指揮者が必要と認めるときは、他の関係団体へ消防隊の応援を求めることができる。この場合の応援要請は、災害発生地の関係団体の長から要請があったものとみなす。

（連絡）

第3条 消防機関がその管轄する行政区域以外の地域において消防業務に従事したときは、その災害の状況を、災害発生地を管轄する消防機関の消防長に通報するものとする。

（現場の指揮）

第4条 この協定に基づき応援のため出場した消防隊は、災害発生地の消防隊が現場に到着していない場合においては、先着隊の最高指揮者の下に行動するものとする。ただし、災害発生地を管轄する消防隊が出場したときは、その最高指揮者の下に行動するものとする。

（災害の調査）

第5条 高速道路における火災並びに多数傷病者発生等の特異な災害の原因及び損害の調査は、原則として当該災害地を管轄する消防機関が行うものとする。ただし、これによりがたいときは、別表消防機関に調査等を依頼することができる。

（報告）

第6条 災害の報告は、火災報告取扱要領（昭和43年11月11日消防総第393号）及び救急事故報告要領（昭和57年12月28日消防救第53号）によるものとする。

（経費の負担）

第7条 この協定により出場した経費の負担については、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 応援消防隊の給与及び公務災害補償、機械器具等に要する費用は、当該消防隊の属する関係団体が負担する。
- (2) 消防業務が長時間にわたる場合の燃料補給、食料等に要する費用は、災害発生地の関係団体が負担する。

(3) 前2号に定める経費以外の経費に関しては、必要のつど関係団体が協議して決定する。

(情報の交換)

第8条 関係団体は、この協定の適正な運用を期するため、必要な情報を相互に交換するものとする。

(補則)

第9条 この協定の実施について、必要な事項は、関係団体が協議のうえ決定する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年6月14日より施行する。
- 2 昭和58年11月1日付けで締結した「中央自動車道消防相互応援協定書」は廃止する。
- 3 本協定を証するため本協定書19通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

上野原市長

大月市長

都留市長

富士五湖広域行政事務組合代表理事

富士吉田市長

西桂町長

富士河口湖町長

東山梨行政事務組合管理者

甲州市長

東八代広域行政事務組合代表理事

笛吹市長

甲府地区広域行政事務組合管理者

甲府市長

甲斐市長

中央市長

昭和町長

峡北広域行政事務組合代表理事

韮崎市長

北杜市長

別表

中央自動車道における消防業務体制

		西宮線										富士吉田線							
供用開始時期		S.52.12.10				S.57.11.10			S.55.3.26			S.44.3.26							
県名		神奈川県		山梨県							長野県			山梨県					
関係(通過)市町名		相模原市	藤野町	上野原市	大月市	甲州市	笛吹市	甲府市	中央市	昭和町	甲斐市	韮崎市	北杜市	富士見町	大月市	都留市	西桂町	富士吉田市	富士河口湖町
I.C区間距離		4.9		20.1	19.7	6.2	9.3	7.7	11.2	7.0	8.6	8.3	12.5	7.2	23.5				
I.C名		相模湖	上野原	大月	(大月jct)	勝沼	一宮御坂	甲府南	甲府昭和	(双葉jct)	韮崎	須玉	長坂	小淵沢	諏訪南	大月	(都留)	河口湖	
業務実施機関		相模原市	上野原市	(談合坂)	大月市	(笹子トンネル東坑口)	東山梨行政(事)	東八代広域行政(事)	甲府地区広域行政(事)		峡北広域行政(事)			諏訪広域連合(事)	大月市	(西桂町民ランド)	富士五湖広域行政(事)		
		相模原市	上野原市	(談合坂)	大月市	(笹子トンネル西坑口)	東山梨行政(事)	東八代広域行政(事)	甲府地区広域行政(事)		峡北広域行政(事)			諏訪広域連合(事)	大月市	(西桂町民ランド)	富士五湖広域行政(事)		

## 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保 修（以下「甲」という。）と、中央市長 田中久雄（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、中央市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

### （情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 中央市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 中央市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要する場合

### （情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な場合

### （情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

### （平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

### （協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年 4月 1日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

国土交通省

関東地方整備局長 下 保 修

乙) 山梨県中央市白井阿原301-1

中央市長 田 中 久 雄

## 災害時における水防救難備品の貸与に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と自然体験クラブ エヴォルヴ（以下「乙」という。）は、甲の地域に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の水防救難のため、乙の所有する備品の貸与について、次のとおり協定を締結する。

（要請手続）

第1条 災害時に甲が水防救難備品の貸与を受けようとするときは、災害時水防救難備品貸与要請書（様式1。以下「要請書」という。）により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はファクシミリ等により要請し、事後すみやかに要請書を送付するものとする。

（水防救難備品の種類）

第2条 水防救難備品の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で優先的に貸与を行うものとする。

- （1）ラフティングボート （2艇）
- （2）ライフジャケット （40着）
- （3）ヘルメット （40個）

（引渡し等）

第3条 水防救難備品の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、水防救難備品を確認のうえ引き取るものとする。

2 乙と引渡し場所までの間の水防救難備品の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な時は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（備品貸与の費用）

第4条 水防救難備品の貸与に係る費用は無償とする。なお、水防救難備品を破損・紛失した場合の修理・補償費等の経費が生じた場合は甲の負担とする。

（費用支払）

第5条 甲は、前条により費用を請求された場合は、災害状況により甲乙相談のうえ、その内容を調査し適当と認めるときは、すみやかに費用を支払うものとする。

（連絡先等の確認）

第6条 甲乙は、事前に甲乙双方の連絡先及び連絡責任者並びに担当者等を定め、様式2により報告するものとする。ただし、期間途中において内容の変更が生じた場合には、すみやかに相手方に報告するものとする。

（関係団体等との連携）

第7条 甲乙は、甲の応急対策に協力する防災関係機関、ボランティア団体等と相互に連携を図り、この協定の効率的かつ円滑な実施に努めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成20年7月25日から平成21年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。
- 3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、1通を各自保有する。

平成20年7月25日

(甲) 山梨県中央市臼井阿原301番地 1  
中央市長

(乙) 山梨県中央市布施2051  
自然体験クラブ エヴォルヴ  
代 表

様式1（第1条関係）

中央総第 - 号  
平成 年 月 日

自然体験クラブ エヴォルヴ

代 表 様

中央市長

災害時水防救難備品貸与要請書

災害時における水防救難備品の貸与に関する協定書第1条に基づき、次のとおり水防救難備品の貸与について、要請いたします。

事 項	内 容	
水防救難 備 品	品 目	数 量
引 渡 し 場 所	中央市 (別添図面の場所)	
取 引 者	部 班 氏名	
備 考		

(連絡先) 中央市総務部 総務課 行政担当 TEL 0 5 5 - 2 7 4 - 8 5 1 1  
FAX 0 5 5 - 2 7 4 - 7 1 3 0

様式 2 (第 7 条関係)

平成 年 月 日

自然体験クラブ エヴォルヴ  
代 表 様  
(中央市長)

中央市長  
(自然体験クラブ エヴォルヴ代表)

災害時における水防救難備品の貸与の連絡先等について (報告)

災害時における水防救難備品の貸与に関する協定書第 6 条に基づき、次のとおり報告いたします。

連絡先及び担当者等

順位	所在地	担当部署	担当者	電話番号
				ファクシミリ
1 [ 平常時 ]				
2				

## 災害時における田富郵便局、田富（玉穂）町間の 協力に関する覚書

田富郵便局長（以下「甲」という。）及び田富町長（以下「乙」という。）は、田富町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、田富町及び田富郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、田富町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替預金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事業取扱い及び援護対策
- (2) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (4) 郵便局又は田富町が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (5) 甲は必要に応じ避難場所に臨時に郵便差出箱を設置
- (6) その他前記(1)～(5)に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 田富町の災害対策本部のメンバーに田富郵便局長が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 田富郵便局は、田富町若しくは各自治会の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては田富郵便局長、乙においては、田富町災害対

策本部長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成9年9月30日

郵政省

田富郵便局長

田富町

田 富 町 長

町名等は、覚書締結当時のもの  
旧玉穂町も同日にて締結

## 道路損傷等の情報提供並びに防災行政無線の使用 に関する覚書

中央市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、市内のゴミの不法投棄・道路損傷等及び電力設備等の不具合個所に関する情報提供、並びに電力供給に係わる事故停電が発生した場合における、中央市防災行政無線（以下「防災無線」という。）の活用に関し、甲乙間において、次の条項により覚書をかかわすものとする。

（目的）

第1条 本覚書は、市内のゴミの不法投棄・道路損傷等及び電力設備等の不具合個所に関する情報を業務中に収集した場合において互いに提供し、電力供給に係わる事故停電が発生した場合の甲が所有する防災無線の活用について、「合意事項の明確化」を図ることを目的とする。

（提供する情報）

第2条 乙が甲に提供する情報は、次の事項に関するものとする。

1. 道路標識等の損傷
2. 道路・橋・トンネル等の沈没、崩落の危険個所
3. ゴミの不法投棄の発見
4. 電力供給に係る事故停電情報において、防災無線の広報依頼等を伴う情報

第3条 甲が乙に提供する情報は、次の事項に関するものとする。

1. 電線への樹木の倒壊・接触並びに飛来物の接触等
2. 電柱の傾斜等

第4条 自然災害等のやむをえない事情がある場合、両者は一時的に情報の収集を中止することもあ  
るものとする。

（防災無線の広報の依頼等）

第5条 乙は、電力供給に係わる事故停電が発生した場合について、独自で速やかな広報活動ができないときは、甲に対し、別記依頼書（「停電に伴う防災行政無線放送のお願いについて」）により防災無線による広報の依頼を行うものとする。

2 甲は、前項の状況により依頼を受けたときは、防災無線を活用し、速やかに市民等に対して広報を行うものとする。なお、連絡責任者不在時においても、代務者等の判断により速やかに広報を行うものとする。

（措置に関する情報）

第6条 提供を受けた情報に関し、甲乙互いにその措置状況等を通知する。

（情報提供体制広報依頼内容等）

第7条 乙は、第2条1項から4項の情報提供並びに第5条1項を依頼するときは、別図連絡体制により、次に掲げる事項を電話及びファクシミリで行うものとする。

- (1) 広報依頼者の所属及び氏名
- (2) 状況内容及び位置関係並びに事故原因（判明している場合）
- (3) 事故時の影響する範囲
- (4) 事故時の復旧の見通し
- (5) その他必要な事項

2 乙は、前項の依頼後、新たな情報が判明したときはその旨直ちに連絡を行うものとする。

第8条 甲は、第3条1項、2項についての情報提供は、別添連絡体制により、次に掲げる事項を電話及びファクシミリで行うものとする。

(1) 広報依頼者の所属及び氏名

(2) 状況内容及び位置関係

(3) その他必要な事項

(情報提供時期)

第9条 甲乙両者は、(提供する情報)を入手した場合は、随時情報提供する。

(情報を公開する場合)

第10条 この覚書に基づき収集した情報の内容に関する事項については、第2条4項以外、甲乙両者が了解した場合を除き公開しない。

(疑義の決定等)

第11条 この覚書の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として、本書2通作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年8月1日

(甲) 中央市臼井阿原301番地1

中央市長 田中久雄

(乙) 甲府市住吉5丁目15番地1号

東京電力株式会社山梨支店

甲府支社長 望月 東

別記依頼書（第2条第4項）

平成 年 月 日

中央市行政防災無線担当 様

東京電力（株）甲府支社

停電に伴う防災行政無線放送のお願いについて

ただいま下記のとおり、停電が発生しております。  
防災行政無線放送により、地域住民の皆さまへ停電情報の周知をお願いいたします。

記

「中央市役所及び東京電力からお知らせいたします。」

「本日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分頃から、

（原因判明の場合） \_\_\_\_\_ の影響により

\_\_\_\_\_ 市・町

\_\_\_\_\_ 地域

\_\_\_\_\_ 地域

\_\_\_\_\_ 地域

が停電しています。」

復旧時間が分かる場合

「復旧は \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分頃になりますので、  
今しばらくお待ちください。」

復旧時間が分からない場合

「現在、復旧作業に取り組んでおりますので、今しばらくお待ちください。」

以 上

扱い者：所属 氏名

電 話：055 -

別図連絡体制（第7条並びに第8条）

中央市役所 総務課
電 話： 055 - 274 - 8511 F A X： 055 - 274 - 7130
夜間・休祭日連絡先（宿・日直） 055 - 274 - 1111（代表）



東京電力株式会社 甲府支社 櫛形営業センター
電 話： 055 - 207 - 2421 F A X： 055 - 282 - 6823
緊急時連絡先（電話不通時等） 090-2174-1050 櫛形地域お客さまサービスグループマネージャー

夜間・休祭日などの復旧態勢の状況によっては、配電線系統制御機能を持つ「甲府支社」から依頼する場合があります。

## 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と中央市建設協力会（以下「乙」という。）は、甲の管理する公共土木施設及び土地改良施設等（以下「公共土木施設等」という。）において、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、公共土木施設等における災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労働力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設等の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業
- (2) 緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送
- (3) その他甲が必要とする業務

（協力体制の整備）

第4条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、その地区ごとに協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（応急業務実施者）

第5条 乙は、甲から第1条の規定による要請があったときは、ただちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上業務の実施体制等を組織し、次に掲げる事項を記載した受諾書により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 実施会員名
- (2) 建設資機材等の車種、台数、人員等
- (3) 日時、場所及び期間
- (4) その他必要な事項

（応急対策業務の指示）

第6条 応急業務実施者は、甲の指示を受けて応急対策業務を実施するものとする。

（応急対策業務の報告）

第7条 応急業務実施者は、応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応急対策業務の実施に要した費用については、甲の負担とする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(労働者災害補償保険法の適用)

(連絡責任者)

第10条 この協定に基づく応急対策業務を円滑に実施するため、甲にあっては当該業務を実施する中央市災害対策本部長を、乙にあっては当該地域に係る建設協力会災害対策本部長を連絡責任者とする。

(実施細目)

第11条 この協定に基づく応急対策業務の実施に関し必要な事項については、その地域の実情に応じ別に定めるものとする。

(協定の適用)

第12条 この協定は、平成18年4月20日から適用する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年4月20日

(甲) 中央市長

(乙) 中央市建設協力会  
会 長

## 災害時における仮設資機材の供給に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と甲陽建機リース株式会社（以下「乙」という。）は、甲の地域に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の応急対策のため、乙が緊急に行う仮設資機材の供給について、次のとおり協定を締結する。

（要請手続）

第1条 災害時に甲が仮設資機材の供給を受けようとするときは、災害時仮設資機材供給要請書（様式1。以下「要請書」という。）により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときには、電話又はファクシミリ等により要請し、事後すみやかに要請書を送付するものとする。

（仮設資機材の種類）

第2条 仮設資機材の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で優先的に供給を行うものとする。

- （1）仮設トイレ、仮設ハウス、事務所備品
- （2）ストーブ、扇風機等の季節用品
- （3）その他、災害応急、復旧作業に必要なもの

（引渡し等）

第3条 仮設資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、仮設資機材を確認のうえ引き取るものとする。

2 乙と引渡し場所までの間の仮設資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な時は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（支払いの請求）

第4条 甲は、仮設資機材の供給に係る費用を負担するものとする。なお、当該費用は災害時直前における適正な価格とし、仮設資機材を使用する際に係る燃料費及び破損等した場合の修理費等の経費も甲の負担とする。

2 乙は、前条の規定による仮設資機材の供給に伴い、月毎に甲へ費用を請求するものとする。

（費用支払）

第5条 甲は、前条により費用を請求された場合は、災害状況により甲乙相談のうえ、その内容を調査し適当と認めるときは、すみやかに費用を支払うものとする。

（報告）

第6条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

（連絡先等の確認）

第7条 甲乙は、事前に甲乙双方の連絡先及び連絡責任者並びに担当者等を定め、様式2により報告するものとする。ただし、期間途中において内容の変更が生じた場合には、すみやかに相手方に報告するものとする。

（関係団体等との連携）

第8条 甲乙は、甲の応急対策に協力する防災関係機関、ボランティア団体等と相互に連携を図り、

この協定の効率的かつ円滑な実施に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成20年7月25日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、1通を各自保有する。

平成20年7月25日

(甲) 山梨県中央市臼井阿原 301 番地 1

中央市長

(乙) 山梨県甲府市国玉町 797 番地  
甲陽建機リース株式会社  
代表取締役社長

株式会社アクティオも同日にて締結

様式1（第1条関係）

中央 総 第 - 号  
平成 年 月 日

甲陽建機リース株式会社 様

中央市長

災害時仮設資機材供給要請書

災害時における仮設資機材の供給に関する協定書第1条に基づき、次のとおり仮設資機材の供給について、要請いたします。

事 項	内 容	
	品 目	数 量
供給仮設 資機材		
引 渡 し 場 所	中央市 (別添図面の場所)	
取 引 者	部 班 氏名	
備 考		

(連絡先) 中央市総務部 総務課 行政担当 TEL 0 5 5 - 2 7 4 - 8 5 1 1

FAX 0 5 5 - 2 7 4 - 7 1 3 0

様式 2 (第 7 条関係)

平成 年 月 日

甲陽建機リース株式会社 様  
(中央市長)

中央市長  
(甲陽建機リース株式会社)

災害時の仮設資機材供給の連絡先等について (報告)

災害時における仮設資機材の供給に関する協定書第 7 条に基づき、次のとおり報告いたします。

連絡先及び担当者等

順位	所在地	担当部署	担当者	電話番号
				ファクシミリ
1 [ 平常時 ]				
2				

## 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と赤帽山梨県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時の物資等の緊急輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、甲の地域防災計画に基づき行う災害応急対策としての物資等の緊急輸送業務が、適正かつ円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、乙に対し、物資等の緊急輸送を要請することができるものとする。

- （1）甲の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）甲の地域外において災害が発生し、救援の必要があると認められるとき。
- （3）その他甲が必要と認めるとき。

（業務の内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する輸送業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）物資等の緊急輸送に関すること。
- （2）その他物資等の緊急時の輸送に付随する業務として甲が必要と認めるもの。

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、次に掲げる事項を明示した文書（別記様式1）により行うものとする。ただし、文書によるいとまがないときは、口頭並びにファクシミリ等により要請し、事後速やかに文書により要請するものとする。

- （1）災害の状況及び輸送業務の要請を必要とする事由
- （2）輸送を必要とする車両、人員、期間、輸送先等
- （3）輸送物資等の種類（数量）
- （4）物資積み込み、取り下ろし場所及び活動内容
- （5）その他参考となる事項

（協力の実施）

第5条 乙は、甲からの協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して最大限の努力を行うものとする。

2 甲は、乙が実施する緊急時の輸送業務が円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

（報 告）

第6条 乙は、前条の規定により輸送業務に従事した場合は、速やかに甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書（別記様式2）により報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により報告し、事後、文書を提出するものとする。

- （1）輸送期日、輸送先、輸送距離、車両数、人員、輸送物資等

( 2 ) 組合員名

( 3 ) その他必要な事項

( 経費の負担 )

第7条 第5条の規定により実施した輸送業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における地域の事業者の届出運賃・料金を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

( 経費の請求 )

第8条 乙は、組合員の輸送活動実績及び経費を集計し、甲に一括請求するものとする。

( 費用の支払 )

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、災害による混乱が沈静化した後、速やかに払いを行うものとする。

( 事故等 )

第10条 乙の供給した事業用自動車故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続するものとする。

2 乙は、前項の場合その他事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

( 災害補償の負担等 )

第11条 輸送業務の従業員が災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法等の関係法令に基づき補償を受けるものとする。

なお、輸送先において甲からの要請により、災害対策基本法に基づく応急措置の業務に従事し、災害を受けた場合は、甲が「消防団員等の公務災害補償の規定」を適用し補償するものとする。

( 連絡責任者等 )

第12条 この協定の実施に関する事務を円滑に進めるため、連絡責任者を置くものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲については市物資輸送担当課長とし、乙については理事長とする。

3 甲は、毎年4月1日現在の物資の輸送に関する緊急輸送道路、物資集積場所、指定避難所、担当者連絡先等を乙に報告するものとする。

4 乙は、この協定により災害時に協力できる組合員の名簿及び提供可能な車両等を、毎年、甲に通知するものとする。

( 協 議 )

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

( 適 用 )

第14条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意志を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成20年7月28日

甲 中央市臼井阿原301番地 1  
中央市長 田中 久雄

乙 甲府市徳行一丁目 1 - 21  
赤帽山梨県軽自動車運送協同組合  
理事長 市瀬 貴彦

社団法人山梨県トラック協会甲府支部も同日にて締結

## 別表

## 緊急輸送が想定される物資

期 間	発災直後	発災後3～4日まで	3～4日以降
想 定	ライフラインストップ	電気、水道復旧	電気、水道復旧
食 料	(調理不要の食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 飲 料 牛 乳 粉ミルク	(主食+副食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 カップ麺 カップみそ汁 レトルト食品 果 実 飲 料 牛 乳 粉ミルク	(自炊のための食材) 米 穀 野 菜 果 実 食 肉 魚 類 漬 物 佃 煮 味噌醤油 塩 飲 料 牛 乳 粉ミルク
物 資	衣 料等：毛布、テント、シャツ、下着類、作業着、タオル、軍手、サ ラシ 日用品等：雨具、紙おむつ、おむつかバー、生理用品、石けん、洗剤、 ちり紙、なべ、やかん、バケツ、皿、茶わん、ハシ・スプー ン、哺乳ビン、マッチ・ライター、懐中電灯、乾電池、運動 靴、ビニールシート 燃 料等：携帯用ガスコンロ、携帯用ガスボンベ 医薬品等：風邪薬、胃腸薬、傷薬、包帯、ガーゼ		

赤帽山梨県軽自動車運送協同組合  
理事長 様

中央市長 ㊟

### 緊急物資等輸送要請書

「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき、次のとおり輸送業務を要請します。

1 災害状況及び輸送業務要請を必要とする事由

2 輸送を必要とする車両・輸送内容等

必要な台数	輸送期間(日時)	輸送先	輸送物資等の種類(数量)

3 物資の積み込み・取り下ろし場所及び活動内容

(1) 積み込み

場 所 :

活動内容 :

(2) 取り下ろし

場 所 :

活動内容 :

4 その他参考となる事項

第 号  
平成 年 月 日

中央市長 様

赤帽山梨県軽自動車運送協同組合  
理事長



**緊急物資等輸送実施報告書**

「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき、次のとおり緊急物資等を輸送しましたので報告します。

1 輸送結果

輸送月日 (期間)	輸送先 (区間及び距離)	組合員名	台数	物資輸送等の 種類(数量)

2 その他必要な事項

第 号  
平成 年 月 日

赤帽山梨県軽自動車運送協同組合  
理事長 様

中央市長

㊟

災害時の緊急輸送道路・物資集積場所・指定避難所・担当者連絡先について

「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書」に基づき、災害時の緊急輸送道路・物資集積場所・指定避難所・担当者連絡先を次のとおり報告します。

1 緊急輸送道路

番号	路線名	番号	路線名

管内図に路線を色塗りし、番号を記載したものを添付

2 物資集積場所・指定避難所

番号	施設名	住所

管内図に位置を色塗りし、番号を記載したものを添付

3 担当者連絡先

	所在地	担当部署	電話番号	Eメール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位 (平常時 連絡先)				
2				

物資輸送担当課長

3				

第 号  
平成 年 月 日

中央市長 様

赤帽山梨軽自動車運送共同組合  
理事長



### 連絡責任者等報告書

「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき、次のとおり連絡責任者等を報告します。

1 発災時の当団体の連絡先（不通の場合を考慮し、3ケースを記入する。）

	所在地	職名	電話番号	Eメール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位 (平常時 連絡先)				
2				
3				

防災無線番号は防災無線が設置されている場合ご記入ください。

2 組合員名簿（既存の名簿があれば、添付してください。）

会員名	所在地	電話番号	車両数

3 その他、連絡事項等ありましたら記入願います。

〔 〕

## 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と株式会社いちやまマート（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な物資の供給を要請することができる。

（1）甲の地域内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

（2）甲の地域外の災害救助のため、物資の調達の斡旋を要請されたとき、又は救護の必要が認められるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達・製造が可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法等）

第3条 第1条の要請は、別紙1の文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭並びにファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 前項但し書きの場合にあっては、乙は甲の意志を市の物資調達担当課長に確認するものとする。

3 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、別紙2によりその措置状況を第3条第2項に掲げる者に報告するものとする。

（物資の集積場所及び引渡し）

第5条 物資の集積場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

2 集積場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難なときは、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（物資の価格、支払い）

第6条 第2条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害による混乱が沈静化した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき災害発生時前における価格を基準として、甲、乙協議のうえ速やかに決定し支払いを行うものとする。

（保有数量等の報告）

第7条 乙は、この協定の成立日及び毎年4月1日現在の物資の保有数量、物資の搬入方法及び災害時の連絡先等を別紙3により甲に報告するものとする。

(細目協定)

第8条 甲は、別紙4により毎年4月1日現在の物資の調達に関する緊急輸送道路、物資集積所、市担当者連絡先等の協定の細目について、乙に報告するものとする。

(県協定との調整)

第9条 乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、そのつど、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成20年7月28日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成20年7月28日

甲 中央市臼井阿原301番地1  
中央市長 田中 久雄

乙 中央市若宮50-1  
株式会社いちやまマート  
代表取締役 三科 雅嗣

株式会社オギノ、株式会社クスリのサンロード、株式会社くろがねや、株式会社やまと も同日にて締結

別表

確保が必要な物資

期 間	発災直後	発災後3～4日まで	3～4日以降
想 定	ライフラインストップ	電気、水道復旧	電気、水道復旧
食 料	(調理不要の食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 飲 料 牛 乳 粉ミルク	(主食+副食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 カップ麺 カップみそ汁 レトルト食品 果 実 飲 料 牛 乳 粉ミルク	(自炊のための食材) 米 穀 野 菜 果 実 食 肉 魚 類 漬 物 佃 煮 味噌醤油 塩 飲 料 牛 乳 粉ミルク
物 資	衣 料等：毛布、テント、シャツ、下着類、作業着、タオル、軍手、サラン 日用品等：雨具、紙おむつ、おむつカバー、生理用品、石けん、洗剤、ちり紙、なべ、やかん、バケツ、皿、茶わん、ハシ・スプーン、哺乳ビン、マッチ・ライター、懐中電灯、乾電池、運動靴、ビニールシート 燃 料等：携帯用ガスコンロ、携帯用ガスボンベ 医薬品等：風邪薬、胃腸薬、傷薬、包帯、ガーゼ		

別紙 1 物資調達要請文書

第 号  
平成 年 月 日

会社名  
代表者名 様

中央市長 印

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害における生活必需物資の調達に関する協定に基づき、次のとおり要請します。

なお、協定書第 4 条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日 ~ 月 日 まで			

注：要請数量は、1日当たりの数量である。

担 当： 課  
電 話：  
F A X：

別紙 2 措置状況報告書

平成 年 月 日

中央市長 様

会社名

代表者

㊞

災害救助に必要な物資の措置状況について

災害における生活必需物資の調達に関する協定書第 4 条により、当社の措置状況を次のとおり報告します。

1 措置状況

措置期間	措置品目	措置数量	搬送場所
<p>月 日 ~ 月 日 まで</p>			

注：措置数量は、1日当たりの数量である

市への搬入方法（いずれかに をつける）

（ 1 ）市指定物資集積指定場所まで、当社で搬送する。

搬送方法（ 自社車両 ・ 当社契約運送会社車両 ）

（ 2 ）搬送不可のため、当社指定場所にて、市に引き渡す。

引き渡し場所（ ）

担 当：

電 話：

F A X：

平成 年 月 日

中央市長 様

会社名  
代表者

印

## 災害救助に必要な物資の保有数量等について

災害における生活必需物資の調達に関する協定書第7条により、当社の物資の保有数量等を次のとおり報告します。

## 1 調達可能数量

品名	保有数量	単位	品名	保有数量	単位
おにぎり		個	雨具		個
弁当		個	紙おむつ		パック
パン		個	おむつカバー		枚
缶詰		個	生理用品		パック
飲料(水)		個	石けん		個
牛乳		パック	洗剤		箱
粉ミルク		缶	ティッシュペーパー		箱
カップ麺		個	トイレットペーパー		ロール
カップみそ汁		個	やかん		個
レトルト食品		個	バケツ		個
米穀		kg	ポリ袋		袋
野菜		kg	皿(紙製)		枚
果実		kg	紙コップ		個
食肉		kg	丼(紙製)		個
魚類		kg	はし		個
漬物		kg	スプーン		個
佃煮		kg	哺乳ビン		個
味噌		kg	使い捨てライター		個
醤油		kg	懐中電灯		個
塩		kg	乾電池		個
毛布		枚	運動靴		足
テント		張	ビニルシート		枚
シャツ		枚	携帯用ガスコンロ		個
下着類		着	携帯用ガスボンベ		本
作業着		着	風邪薬		箱
タオル		枚	胃腸薬		箱
軍手		双	傷薬		箱
サラシ		反	包帯		ロール
			ガーゼ		枚

注：協定書第7条による報告は、4月1日現在の店頭在庫を含む保有数量の概数を記入する。なお、店頭在庫は時間帯によって変動するため1日の平均数量とする。

## 2 市への搬入方法(いずれかにをつける)

(1) 市指定物資集積指定場所まで、当社で搬送する。

搬送方法（ 自社車両 ・ 当社契約運送会社車両 ）

（ 2 ）搬送不可のため、当社指定場所にて、市に引き渡す。  
引き渡し場所（ ）

3 発災時の当社の連絡先（不通の場合を考慮し、3ケースを記入する。）

	所在地	担当部署	電話番号	Eメール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位 (平常時 連絡先)				
2				
3				

防災無線番号は防災無線が設置されている場合ご記入ください。

4 保有場所（主な倉庫、工場等の場所）

倉庫・工場名	所在地	主要品目

5 その他、連絡事項等ありましたら記入願います。

[ ]

会社名  
代表者名 様

中央市長



災害時の緊急輸送道路・物資集積場所・担当者連絡先について

災害における生活必需物資の調達に関する協定書第 8 条により、災害時の緊急輸送道路・物資集積場所・担当者連絡先を次のとおり報告します。

1 緊急輸送道路

番号	路線名	番号	路線名

管内図に路線を色塗りし、番号を記載したものを添付

2 物資集積場所

番号	施設名	住所

管内図に位置を色塗りし、番号を記載したものを添付

3 担当者連絡先

	所在地	担当部署	電話番号	Eメール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位 (平常時 連絡先)				
2				

物資調達担当課長

3				

## 災害時における石油燃料等の供給に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と山梨県石油協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり石油燃料等の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域に大規模な地震、風水害その他の災害及び甲の国民保護計画が対象とする事態（以下「大規模災害等」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合において、甲の災害応急及び復旧対策のため、乙が緊急に行う石油燃料等の供給について必要な事項を定めるものとする。

（供給対象）

第2条 供給対象は、甲の次の施設及び車両とする。

- （1） 田舎倉庫及び玉穂、豊富倉庫（以下「各倉庫等」という。）
- （2） 指定避難場所
- （3） 緊急通行（輸送）車両標章を表示した公用車及び借上げ車（以下「公用車等」という。）
- （4） その他甲が指定する箇所及び物

（燃料等の種類）

第3条 乙が甲に供給する石油燃料等の種類は、次のとおりとする。

- （1） ガソリン
- （2） 重油
- （3） 軽油
- （4） 灯油
- （5） 油脂類
- （6） その他甲乙協議の上決定するものとする。

（要請手続）

第4条 甲の各倉庫等及び指定避難所（以下「施設等」という。）が、大規模災害等において前条で規定する石油燃料等の供給を受けようとするときは、災害時石油燃料等供給要請書（様式1。以下「要請書」という。）により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により要請し、供給を受けた後、速やかに要請書を送付するものとする。

2 甲の公用車等が大規模災害等において石油燃料等の供給を受けようとするときは、給油発注票（様式2。以下「発注票」という。）により供給を受けるものとする。ただし、緊急を要するときは供給を受けた後、速やかに発注票を送付するものとする。

（供給方法）

第5条 甲の施設及び車両に対する乙の石油燃料等の供給方法は、次のとおりとする。

- （1） 各倉庫等については給油所から供給する。非常用発電機用の重油については、乙の重油貯蔵所からタンクローリーで供給するものとする。
- （2） 指定避難場所については給油所から供給するものとする。
- （3） 公用車等については給油所において供給するものとする。

(4) その他甲が指定するものとする。

2 前項第2号の供給を行うために、乙は、給油所をその所在地に基づいて別表に掲げる甲の地区ごとに区分し、毎年度4月1日に甲に報告するものとする。また、その内容に変更が生じたときは、その都度報告するものとする。

3 給油所は、別表に基づき、当該地区内の施設等に供給を行うものとする。

4 乙は、甲から要請があった場合、可能なかぎり優先的に石油燃料等を供給するものとし、施設等に対して配達するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、大規模災害等において、乙に甲の施設等に対する配達の余裕がない場合は、甲の職員が連絡を取った上で、直接給油所で供給を受けるものとする。

(供給の確認)

第6条 甲が石油燃料等の供給を受けるときは、甲の職員が数量を確認のうえ引き取るものとする。

2 給油所は、施設等に石油燃料等を供給したときは、給油所の納入伝票を提出し、公用車等に供給したときは、発注票の給油確認票を提出するものとする。

(支払の請求)

第7条 乙は、前条の規定により石油燃料等の供給完了後、甲へ費用を請求するものとする。

2 石油燃料等の価格、その他供給に係る費用は、大規模災害等の直前における適正な価格とするものとする。

(費用支払)

第8条 甲は、前条により費用を請求された場合は、その内容を確認し、適当と認めるときは、すみやかに費用を支払うものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、1通を各自保有する。

平成23年7月4日

甲 中央市臼井阿原301 - 1  
中央市長

乙 山梨県甲府市中央四丁目12番21号  
山梨県石油協同組合  
理事長

様式 1 (第 4 条関係)

整理番号

災害時石油燃料等供給要請書

平成 年 月 日

山梨県石油協同組合 理事長 様

中央市長

災害時における石油燃料の供給に関する協定書第 3 条に基づき、次のとおり石油燃料の供給について、要請をいたします。

事 項	内 容	
石 油 燃 料	品 目	数 量
引渡し場所		
取 引 者	部 班 氏名	Tel

備 考

取 引 者	部 班 氏名	Tel
-------	--------	-----

様式2 (第4条関係)

整理	
給油発注票	
登録番号(車両ナンバー)	
給油先	
品名	数量
ガソリン	ℓ
重油	ℓ
軽油	ℓ
灯油	ℓ
油脂類、その他	ℓ
	ℓ
	ℓ
上記のとおり給油してください。	
平成 年 月 日	
中央市 課	
(注意) 割印のないものは無効	

割印

整理	
給油確認票	
登録番号(車両ナンバー)	
給油先	
品名	数量
ガソリン	ℓ
重油	ℓ
軽油	ℓ
灯油	ℓ
油脂類、その他	ℓ
	ℓ
	ℓ
上記のとおり給油いたします。	
平成 年 月 日	
中央市	
給油所	
氏名	Ⓔ
主管部担当等	

## (別表第4条関係)

地区名	番号	避難場所名	避難施設名	避難地・避難所区分	住所	電話番号	FAX番号	対象地区		社店名		
								地区名	概ねの世帯数	店名	電話(055)	住所(中央市)
田富	1	市役所田富庁舎			臼井阿原 301 1	055 273 2111						
	2	田富小学校	グラウンド(2次避難地)	地	布施 2122	055 273 2117		山之神、宮北、布施第三・第四・第五、東	1,057	六水(株)	273 7161	布施 2200 1
			校舎	所								
			体育館	所								
	3	田富北小学校	グラウンド(2次避難地)	地	臼井阿原 1740 3	055 274 1760		リバ サイド第一・第二・第三、鍛冶新居	1,421	(株)吉字屋本店	273 3878	山の神 2 6 1 流通団地
			校舎	所								
			体育館	所								
	4	田富南小学校	グラウンド(2次避難地)	地	西花輪 1250	055 273 9111		西花輪第一・第二、釜無、飛石、桜、山王第一・第二・第三、大田和、藤巻、今福、今福新田、清川	1,845	(株)ミツウロコ山梨支店	273 3211	山の神 2 8 4 流通団地
			校舎	所								
			体育館	所								
5	田富中学校	グラウンド(2次避難地)	地	布施 2493	055 273 2010		新町第一・第二、臼井阿原第一・第二、新道 東花輪第一・第二・第三	1,764	山興(株)	273 2311	西花輪 4599	
		校舎	所									
		体育館	所									
玉穂	6	市役所玉穂庁舎			成島 2266	055 274 1119	055 274 1124					
	7	三村小学校	校舎	所	成島 2140	055 273 8711	055 273 8712	井之口 1・2、若宮、新城、西新居、中樞、上成島、新成島、宿成島	2,158	(株)左渡屋	274 3009	若宮 46 6
			体育館	所								
			グラウンド(2次避難地)	地								
8	玉穂総合会館	総合会館(2次避難地)	所・地	下河東 620	055 274 8180			下河東東、下河東西	471	(有)前原石油	273 2533	成島 1725

9	玉穂中学校	校舎	所	下河東 180	055 273 8211	055 273 8214	下成島 1 区・2 区、高橋、極楽寺、乙黒	468	山梨共栄石油株	273 4034	中楯 71 1				
		体育館	所												
		グラウンド (2次避難地)	地												
10	玉穂南小学校	校舎	所	下河東 2020	055 274 1122	055 274 1123	下河東下、上三条、下三条 1 区・2 区	987							
		体育館	所												
		グラウンド (2次避難地)	地												
11	中巨摩地区広域事務組合 老人福祉センター 勤労青年センター	施設・公園 (2次避難地)	所	一町畑 1189	055 273 5665		町之田、一町畑	158							
豊富	12	豊富小学校	校舎	所	大鳥居 3800 1	055 269 2012	055 269 2035	久保 久保団地、神明				220	丸万商事	269 2009	浅利 3023
			体育館	所											
			グラウンド (2次避難地)	地											
	13	豊富中央公民館	公民館	所	大鳥居 3800	055 269 2802	055 269 2802	浅利 1、2、3、4	208						
	14	市役所豊富庁舎	市役所庁舎	所	大鳥居 3867	055 269 2211	055 269 2413	宇山、高部、新道、角川	136						
	15	JA ふいふき豊富支所	農協	所	大鳥居 3781	055 269 2216	055 269 2466	関原南上、南下	49						
	16	豊富保育所	保育所	所	大鳥居 3790	055 269 2011	055 269 2011	向井木原、関原北上、北下	195						
	17	豊富保健センター	保健センター	所	大鳥居 3738 1	055 269 2238	055 269 2238	中木原	61						
	18	農業者研修センター	農業者研修センター	所	大鳥居 3738 1	055 269 2238	055 269 2238	中尾木原	46	甲陽石油株	269 2401	木原 838			
	19	シルクふれんどりい	温泉宿泊施設	所	大鳥居 1619 1	055 269 2280	055 269 2732	上手、中村、水上、一の沢	156						
20	関原コミュニティセンター	集会所	所	関原 334 8			関原								
21	大鳥居ふれあいプラザ	福祉施設	所	大鳥居 246 1	災害優先電話		山宮 川東	151	甲陽石油株	269 2401	木原 838				
22	浅利川ふれあい館	福祉施設	所	浅利 3424 7	災害優先電話		神明		丸万商事	269 2009	浅利 3023				

## 洪水発生時における避難施設としての使用に関する協定（株式会社いちやまマート）

中央市（以下「甲」という。）と株式会社いちやまマート（以下「乙」という。）は、中央市内に洪水による被害発生のおそれがあるとき、甲が一次避難場所として乙の所管する施設を使用することに關し、次のとおり協定を締結する。

### （使用施設）

第1条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を地域住民等の洪水時の避難活動を支援するため、無償で甲が指定する避難施設として使用することを認めるものとする。この場合、使用可能な施設の範囲は、別に定める。

施設名称	所在地
イツモア玉穂店	中央市若宮50番地 1

### （使用目的）

第2条 甲は、洪水が発生し、又は洪水が発生するおそれがあるとき、前条に定める施設の事業活動や災害予防活動を妨げない範囲で、指定された施設の一部を、地域住民等の一時的な洪水時避難施設として使用することができる。

### （目的外の使用の禁止）

第3条 甲は、使用施設を前条の目的以外には使用しないものとする。

### （使用時の通知）

第4条 甲は、第2条に基づき使用施設を使用する場合、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、緊急を要して使用する場合は、前項の規定にかかわらず、使用施設を使用することができるが、できる限り速やかに、乙に対しその旨を通知するものとする。

### （避難時の管理運営）

第5条 甲が避難施設として使用する場合、甲及び地域の自主防災会等が管理運営を行うものとする。

2 乙は、避難時の管理運営に協力するものとする。

### （原状復旧義務）

第6条 甲は、第2条に規定する使用目的で使用施設を使用した場合において使用施設を汚損し、又は破損したときは、甲の負担により原状に復旧するものとする。この場合において、乙が使用施設を原状に復旧したときは、甲はその費用を負担するものとする。

### （使用期間）

第7条 使用期間は、洪水が発生し、又は洪水の発生のおそれがあるときから、洪水による避難の必要がなくなったときまでとする。

( 事故の責任 )

第 8 条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対しては、一切の責任を負わない。

( 協定書の有効期間 )

第 8 条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から 3 年間とする。ただし、有効期間満了の日までに甲、乙いずれからも申出がないときは、この協定書は更に 3 年間延長するものとし、以降も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によってこの協定書を解除しようとするときは、30 日前までに解除の申入れをしなければならない。

( 協議 )

第 9 条 この協定書によるもののほか、特に必要が生じた場合には、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定書を証するため、本書 2 通を作成し甲、乙が記名押印の上各自その 1 通を保有する。

平成23年 8 月 5 日

甲 中央市臼井阿原301番地 1  
中央市長 田中 久雄

乙 中央市若宮50番地 1  
株式会社いちやまマート  
代表取締役社長 三科 雅嗣

## 洪水発生時における避難施設としての使用に関する協定（富士観光開発株式会社）

中央市（以下「甲」という。）と富士観光開発株式会社（以下「乙」という。）は、中央市内に洪水による被害発生のおそれがあるとき、甲が一次避難場所として乙の所管する施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

### （使用施設）

第1条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を地域住民等の洪水時の避難活動を支援するため、無償で甲が指定する避難施設として使用することを認めるものとする。この場合、使用可能な施設の範囲は、別に定める。

施設名称	所在地
アピタ 田富店	中央市山之神1383 - 9番地

### （使用目的）

第2条 甲は、洪水が発生し、又は洪水が発生するおそれがあるとき、前条に定める施設の事業活動や災害予防活動を妨げない範囲で、指定された施設の一部を、地域住民等の一時的な洪水時避難施設として使用することができる。

### （目的外の使用の禁止）

第3条 甲は、使用施設を前条の目的以外には使用しないものとする。

### （使用時の通知）

第4条 甲は、第2条に基づき使用施設を使用する場合、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、緊急を要して使用する場合は、前項の規定にかかわらず、使用施設を使用することができるが、できる限り速やかに、乙に対しその旨を通知するものとする。

### （避難時の管理運営）

第5条 甲が避難施設として使用する場合、甲及び地域の自主防災会等が管理運営を行うものとする。

2 乙は、避難時の管理運営に協力するものとする。

### （原状復旧義務）

第6条 甲は、第2条に規定する使用目的で使用施設を使用した場合において使用施設を汚損し、又は破損したときは、甲の負担により原状に復旧するものとする。この場合において、乙が使用施設を原状に復旧したときは、甲はその費用を負担するものとする。

### （使用期間）

第7条 使用期間は、洪水が発生し、又は洪水の発生のおそれがあるときから、洪水による避難の必要がなくなったときまでとする。

(事故の責任)

第8条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対しては、一切の責任を負わない。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の日までに甲、乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に3年間延長するものとし、以降も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(協議)

第10条 この協定によるもののほか、特に必要が生じた場合には、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し甲、乙が記名押印の上各自その1通を保有する。

平成23年9月1日

甲 中央市臼井阿原301番地 1  
中央市長 田中久雄

乙 南都留郡鳴沢村字富士山8545 - 6  
富士観光開発株式会社  
代表取締役 志村和也

富士観光開発株式会社とは、オギノリバーシティー店(中央市山之神1122番地)についても、同一内容で締結

## 〔通信施設〕

### 市内無線局一覧

(1) 県防災行政無線局一覧（非常通報受付局）

局名	非常電源	執務時間	所在地	機関名	電話番号	通信範囲	移動局数	備考
ぼうさい あんぜん センター	有	8:30~ 17:15	中央市今福 991	防災安全 センター	(055) 273 1048	県内	0	衛星端末局 260MHz (単一)
” ちゅうおう	”	”	中央市臼井 阿原301 1	中央市 田富庁舎	(055) 274 2111	”	0	”

(2) 消防本部無線局一覧（非常通報受付局）

甲府地区

局名	非常電源	執務時間	所在地	機関名	電話番号	通信範囲	移動局数	備考
田富ポンプ1外	有	常時	中央市臼井 阿原275 3	田富 出張所	(055) 273 0999	甲府地区 管内	4	
玉穂ポンプ1外	”	”	中央市成島 2384 1	玉穂 出張所	(055) 273 0699	”	3	
中道ポンプ1外	”	”	甲府市右左 口町3187	中道 出張所	(055) 266 4042	”	4	

# 〔消防関係〕

## 消防力の現況

### (1) 消防水利一覧

(平成23年4月1日現在)

種別 地区別	合計	公設 消火栓	私設 消火栓	公設 貯水槽	私設 貯水槽	溜池	貯水池	プール	泉池	井戸	河川	簡易水道 消火栓
中央市	940	805	7	122	6	0	0	8	2	0	0	223

### (2) 消防車両及び小型動力ポンプ配置状況

(平成23年4月1日現在)

車両名等 配置場所		合計	普通 ポンプ車	高規格 救急車	救急車	小型動力 ポンプ	水槽付 ポンプ車
南消防署	玉穂出張所	2	1		1		
	田富出張所	3	1	1		1	
	中道出張所	2			1		1

### (3) 消防団員数及び機械一覧

(平成23年4月1日現在)

区分 消防団別	条 例 定 数	実 員 合 計	階 級							機 械			機 械 置 場	団 本 部 車 両	
			団 長	副 団 長	本 部 員	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	ポ ン プ 車	可 搬 式			積 載 車
中央市消防団	玉穂分団	465	101	1		2	4	12	12	70	2	10	10	12	
	田富分団		172	1	1	3	6	14	14	133	3	13	14	16	
	豊富分団		149		1	3	6	6	6	127	7	1	1	6	1
	計	465	422	1	3		8	16	32	32	330	12	24	25	34

### (4) 中央市消防団緊急車両一覧

(ポンプ車)

(平成23年4月1日現在)

番号	分団	部	形式	登録番号 (山梨)			車 両	
							導 入 年	経 過 年 数
1	田富第1分団	第4部	CD 1	800	さ	2305	H12	11年
2	田富第2分団	第2分団	CD 1	830	す	2119	H23	1年
3	田富第3分団	第10部	BS 1	830	す	3119	H20	3年
4	豊富地区分団		水槽車	800	す	404	H24	0年
5	豊富第1分団	第1部	CD 1	801	と	1	H15	8年
6	豊富第1分団	第2部	CD 1	800	ち	2	H17	6年
7	豊富第2分団	第3部	CD 1	88	そ	3795	H10	13年
8	豊富第2分団	第4部	CD - 1	88	そ	631	H 8	15年

9	豊富第3分団	第5部	CD 1	800	つ	5	H16	7年
10	豊富第3分団	第6部	CD 1	800	さ	2328	H12	11年
11	玉穂第1分団	第3部	CD 1	88	す	6837	H 2	21年
12	玉穂第2分団	第7部	CD 1	830	つ	911	H17	6年

(5) 小型動力ポンプ一覧

(小型積載車)

(平成23年4月1日現在)

番号	分団	部	形式	登録番号 (山梨)			車 両	
							導入年	経過年数
1	田富第1分団	第1部	軽車両	80	あ	838	H11	12年
2	田富第1分団	第2部	軽車両	80	あ	1271	H15	8年
3	田富第1分団	第3部	軽車両	880	あ	388	H20	3年
4	田富第1分団	第5部	軽車両	880	あ	211	H19	4年
5	田富第1分団	第13部	軽車両	880	あ	331	H20	3年
6	田富第2分団	第6部	軽車両	880	あ	92	H17	6年
7	田富第2分団	第7部	軽車両	880	あ	212	H19	4年
8	田富第2分団	第8部	軽車両	80	あ	839	H11	12年
9	田富第2分団	第12部	軽車両	880	あ	332	H20	3年
10	田富第3分団	第9部	軽車両	80	あ	1376	H16	7年
11	田富第3分団	第11部	軽車両	80	あ	1150	H14	9年
12	田富第3分団	第11部	軽車両	80	あ	837	H11	12年
13	田富第3分団	第14部	軽車両	80	あ	338	H 2	21年
14	田 富 分 団		軽車両(投光車)	80	あ	156	S 63	23年
15	豊 富 分 団		軽車両(投光車)	80	あ	915	H12	11年
16	玉穂第1分団	第1部	軽車両	80	あ	1108	H14	9年
17	玉穂第1分団	第2部	軽車両	880	あ	330	H20	3年
18	玉穂第1分団	第4部	軽車両	880	あ	465	H21	2年
19	玉穂第1分団	第5部	軽車両	80	あ	1165	H14	9年
20	玉穂第1分団	第6部	軽車両	80	あ	790	H10	13年
21	玉穂第2分団	第8部	軽車両	880	あ	466	H21	2年
22	玉穂第2分団	第9部	軽車両	880	あ	389	H20	3年
23	玉穂第2分団	第10部	軽車両	80	あ	1004	H13	10年
24	玉穂第2分団	第11部	軽車両	80	あ	1179	H14	9年
25	玉穂第2分団	第12部	軽車両	80	あ	724	H9	14年

## 消防防災施設等整備計画

整備年度	事業内容	数量	配置場所	事業名等
平成24年度	照明付消防ポンプ車（CD-1型）	1台	玉穂第1分団第3部	
	自主防災会資機材整備事業	12団体	全域	
	災害備蓄品購入事業		全域	2年目
平成25年度	小型動力ポンプ付積載車	1台	田富第3分団第14部	
	マンホールトイレ兼用防災備蓄倉庫	1棟	玉穂南小	下水道地震対策緊急整備事業
	防災備蓄倉庫（100㎡）	1棟	成島（玉穂庁舎）	消防防災施設等整備事業
	自主防災会資機材整備事業	12団体	全域	最終年
	災害備蓄品購入事業		全域	3年目
平成26年度	飲料水兼用耐震性貯水槽（60t）	1基	布施	消防防災施設等整備事業
	防災備蓄倉庫（100㎡）	1棟	田富北小	消防防災施設等整備事業
	災害備蓄品購入事業		全域	4年目
	災害緊急用トイレ設置事業		田富北小	下水道地震対策緊急整備事業
平成27年度	防災備蓄倉庫（100㎡）	1棟	豊富小	消防防災施設等整備事業
	災害備蓄品購入事業		全域	5年目
	災害緊急用トイレ設置事業		玉穂総合会館	下水道地震対策緊急整備事業
平成28年度	防災備蓄倉庫（100㎡）	2棟	三村小、田富南小	消防防災施設等整備事業
	災害備蓄品購入事業		全域	継続
	災害緊急用トイレ設置事業		三村小	下水道地震対策緊急整備事業
平成29年度	水槽付消防ポンプ車（CD-1型）	1台	豊富第2分団第4部	
	防災備蓄倉庫（100㎡）	1棟	田富小	消防防災施設等整備事業
	災害備蓄品購入事業		全域	継続
	災害緊急用トイレ設置事業		田富小	下水道地震対策緊急整備事業
平成30年度	防災備蓄倉庫（100㎡）	2棟	田富中、玉穂中	消防防災施設等整備事業
	災害備蓄品購入事業		全域	継続
	小型動力ポンプ付積載車	1台	玉穂第2分団第12部	
	災害緊急用トイレ設置事業		田富中	下水道地震対策緊急整備事業

## 応急給水用施設・資機材保有数

種 別	能 力	保有数	所 管
配水池	1,300.0m <sup>3</sup>	1 基	水道課
飲料水兼用防火水槽	100.0m <sup>3</sup>	1 基	総務課
飲料水兼用防火水槽	60.0m <sup>3</sup>	1 基	〃
ろ水機	20.0m <sup>3</sup> /h	1 台	〃
ろ水機	1.5m <sup>3</sup> /h	3 台	〃
簡易給水タンク	1.0m <sup>3</sup>	3 基	水道課
貯水タンク	4.0m <sup>3</sup>	2 基	総務課
貯水タンク	2.0m <sup>3</sup>	1 基	〃
貯水タンク	2.0m <sup>3</sup>	1 基	水道課
ろ水機	1.0m <sup>3</sup> /h	1 台	総務課
給水車	2.0m <sup>3</sup>	1 台	水道課
給水車	4.0m <sup>3</sup>	1 台	管財課(温泉)
貯水のう	5.0m <sup>3</sup>	1 基	総務課

## 簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等

(平成21年4月現在)

事 業 者 名	供給地点群名	地点数	所 在 地
関東グロリアガス(株)	雇用促進玉穂宿舍	81	中央市井之口1112 6
	玉穂成島宿舍	82	中央市成島字前田1140
(株) ミ ッ ウ ロ コ	鍛冶新居団地	450	中央市山之神鍛冶新居街区128 1
	田富桜団地	275	中央市東花輪1351
	山王団地	342	中央市東花輪山王200
	コナガイ玉穂団地	165	中央市西新居河原40
三ッ輪液化瓦斯(株)	田富団地	92	中央市布施1106 2

## 液化石油ガス貯蔵タンク施設

(平成21年4月現在)

事 業 所 名	タンク設置場所	貯蔵タンクの内容			備 考
		形状	設置数	最大貯蔵量	
山梨物流(株)本社事業所	中央市布施1357	横型	2	35 t	充てん所

## 〔水防関係〕

### 河川水位観測所一覧

河川名	水位 観測所名	水位観測所位置	建設部名	通報 水位	平 水位	警戒 水位	関係管 理 団 体	摘 要
富士川	浅原橋	中央市臼井河原	甲府 河川国道 事務所	4.30	2.48	4.60	中央市、甲斐 市、昭和町、 南アルプス市	国土交通省
笛吹川	桃林橋	中央市大田和	"	1.80	-1.52	2.50	市川三郷町、 中央市、甲府 市	国土交通省
鎌田川	鎌田川	中央市藤巻東阿原2863	中北建設 事務所	3.31		4.63	中央市	
浅利川	浅利川作興橋	中央市浅利2192	"	0.70		1.20	中央市	

## 〔災害危険箇所〕

### 急傾斜地危険区域一覧

#### (1) 急傾斜地崩壊危険区域一覧

(平成23年4月1日現在)

指定区域名	面積 (ha)
浅利田見堂	7.71
高部	
高部の2	

#### (2) 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧

(平成23年4月1日現在)

指定区域名	所在地	元号	指定年月日	指定番号	指定面積 (ha)	保全戸数 (戸)
浅利田見堂	浅利	昭	461115	437	0.53	9
高部	高部伊勢塚	昭	521212	421	3.40	10
高部	高部前山	昭	540705	251	3.32	15
高部の2	高部東林	平	41217	468	0.46	10

#### (3) 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

(平成23年4月1日現在)

箇所名	所在地	危険人家戸数	指定区域名
前山	高部前山	13	高部
高部	高部高部	12	高部の2
上手	大鳥居上手	5	

## 土石流危険溪流一覽

(平成23年4月1日現在)

幹川名	溪流名	所在地	人家戸数	公共施設数	公共建物
浅利川	浅利川	関原	43	3	集会所
"	328 1 002	"	23	2	公民館
"	南川	"	23	2	公民館
"	328 1 004	"	20	2	公民館
"	328 1 005	"	8	2	公民館
南川	アヤグサ沢	南村	18	2	公民館
浅利川	仲川	水上	14	1	
"	三頭沢川	上手	9	0	
"	328 1 009	"	2	3	教育文化施設
"	大門川	"	2	2	教育文化施設
"	大森川の2	一之沢	7	0	
"	大森川の1	"	6	0	

## 土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧表

（平成23年4月1日現在）

市町村名	自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
中央市	急傾斜地の崩壊	前山 - 1		高部	H21. 3 .26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	前山 - 2		高部	H21. 3 .26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	前山 - 3		高部	H21. 3 .26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	前山 - 4		高部	H21. 3 .26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	高部 - 1		高部	H21. 3 .26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	高部 - 2		高部	H21. 3 .26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	高部 - 3		高部	H21. 3 .26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	田見堂		浅利	H21. 3 .26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	山宮		大鳥居	H21. 3 .26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	山宮 の2		大鳥居	H21. 3 .26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	一の沢		大鳥居	H21. 3 .26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	水上		大鳥居	H21. 3 .26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	円光寺裏		関原	H21. 3 .26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	ぬくえ		関原	H21. 3 .26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	ぬくえ の2		関原	H21. 3 .26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	上手		大鳥居	H21. 3 .26	106
中央市	土石流	浅利川		関原	H21. 3 .26	106
中央市	土石流	南川の2		関原	H21. 3 .26	106
中央市	土石流	南川		関原	H21. 3 .26	106
中央市	土石流	関原川の2		関原	H21. 3 .26	106
中央市	土石流	関原川の3		関原	H21. 3 .26	106
中央市	土石流	アヤグサ沢		関原	H21. 3 .26	106
中央市	土石流	仲川		大鳥居	H21. 3 .26	106
中央市	土石流	三頭沢川		大鳥居	H21. 3 .26	106
中央市	土石流	上手川		大鳥居	H21. 3 .26	106
中央市	土石流	大門川		大鳥居	H21. 3 .26	106
中央市	土石流	大門川の2		大鳥居	H21. 3 .26	106
中央市	土石流	大森川		大鳥居	H21. 3 .26	106
中央市	土石流	大森川の1		大鳥居	H21. 3 .26	106
中央市	土石流	船井川 - 1		関原	H21. 3 .26	106
中央市	土石流	船井川 - 2		関原	H21. 3 .26	106
中央市	土石流	船井川 - 3		関原	H21. 3 .26	106
中央市	土石流	谷坂川 - 1		大鳥居、 市川三郷町大塚	H21. 3 .26	106
中央市	土石流	谷坂川 - 2		大鳥居、 市川三郷町大塚	H21. 3 .26	106

## 山地災害危険地一覧

(平成22年3月31日現在)

### (1) 崩壊土砂流出危険地区一覧

所在地	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業進捗状況	公共施設等					
							人家50戸以上	人家49~10戸	人家9~5戸	人家4戸以下	公共施設道路を除く	道路
関原絵下林	有	無	無	無	1	一部概成		15				農道
関原日影山	有	無	有	無	2	一部概成		46				農道
関原中の沢	有	無	無	有	2	一部概成		46				農道
関原日影山	有	無	無	無	2	一部概成		34				農道
関原山口	無	無	無	有	1	無		15				農道
大鳥居梨子平	有	無	無	無	5	一部概成		26				市町村
大鳥居前山	無	無	無	無	0	一部概成		14				農道
大鳥居前山	無	無	無	無	0	未成		15				市町村
大鳥居西の沢	有	無	有	無	3	未成		15				農道
大鳥居西の沢	有	無	無	有	2	無		15				市町村

### (2) 山腹崩壊危険地区一覧

所在地	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)		治山事業進捗状況	公共施設等					
				調査地区	危険地区85点以上メッシュ		人家50戸以上	人家49~10戸	人家9~5戸	人家4戸以下	公共施設道路を除く	道路
角川前山	有	無	無	5	3	未成		16			1	市町村
関原関原	無	無	無	3	3	無		22			1	市町村
関原山口	無	無	無	4	3	無		18				市町村
関原駒原	無	無	無	4	4	無		32			2	市町村
大鳥居水上	有	無	無	3	3	無					2	市町村
大鳥居飯室	無	無	無	11	9	無		11				市町村
大鳥居大森旭	無	無	無	3	3	一部概成					4	市町村
大鳥居城原	無	無	無	2	1	無		15			1	県道
浅利浅利田見堂	無	無	無	3	2	無					4	農道

# 〔文化財〕

## 指定文化財一覧

文化財名称	指定区分
木造薬師如来坐像（歓盛院）	国
木造聖観音菩薩立像（永源寺）	国
旧小井川郵便局（個人）	国登録
八幡穂見神社本殿（穂見八幡神社）	県
甲斐国志草稿本及び編集諸資料（個人）	県
浅利与一層塔附五輪塔（大福寺）	県
木造薬師如来坐像（大福寺）	県
木造普化禅師坐像（永源寺）	市
木造釈迦如来坐像（歓盛院）	市
木造聖観音菩薩坐像（龍徳寺）	市
木造毘沙門天・持国天立像（蓮華寺）	市
木造聖観音菩薩立像（大福寺）	市
木造多聞天立像（大福寺）	市
木造不動明王立像（大福寺）	市
木造不動明王立像（大福寺）	市
石造六地藏菩薩立像（慈運院）	市
木造延命地藏菩薩立像（延命寺）	市
木造薬師如来坐像（蓮華寺）	市
古文書・葵金具付御簾（永源寺）	市
明暗寺尺八（個人）	市
明暗寺屋根瓦（永源寺・個人）	市
三星院の梵鐘（三星院）	市
八幡大神社本殿附棟札（八幡大神社）	市
諏訪神社本殿（諏訪神社）	市
長徳院本堂（長徳院）	市
田安明神（大鳥居自治会）	市
王塚古墳（大鳥居自治会）	市
石造十王像附奪衣婆像・懸衣翁像（龍光院）	市
粘土節	市
山宮のケヤキ（浅間愛鷹神社）	市
延命寺のイチョウ（延命寺）	市
石原家のケヤキ（石原喜文）	市
七覚川河川敷のケヤキ（高部自治会）	市
大福寺破損仏群（大福寺）	市
平田宮第2遺跡出土木製品（中央市）	市
上窪遺跡（5次）墓跡出土品一括（中央市）	市

# 〔 条 例 等 〕

## 中央市防災会議条例

（平成18年2月20日）  
（ 条 例 第 14 号 ）

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、中央市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 中央市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法又はこれに基づく政令によりこの権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員20人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 山梨県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 山梨県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 市の教育委員会の教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 市の自治会連合会の会長
- (8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の役員及び職員のうちから市長が任命する者

（任期）

第4条 前条第5項各号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第5条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山梨県の職員、市の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

( 議事等 )

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、  
会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

# 中央市災害対策本部条例

(平成18年2月20日)  
(条例第15号)

## (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、中央市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

## (部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

## (委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

## 附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

# 中央市地震災害警戒本部条例

(平成18年2月20日)  
(条例第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定により、中央市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 山梨県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 教育長

(3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

(5) 甲府地区広域行政事務組合の消防長又は当該組合の消防吏員その他の職員のうちから市長が委嘱する者

(6) 消防団長

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから市長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

# 中央市水防協議会条例

(平成18年2月20日)  
(条例第17号)

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第33条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、中央市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(顧問及び参与)

第2条 市長は、必要と認めるときは、協議会に顧問及び参与若干人を置くことができる。

2 顧問及び参与は、関係行政機関の職員並びに水防に係る団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、参与は、協議会に出席し、意見を述べるができる。

(会長及びその代理者)

第3条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 関係行政機関の職員たる委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらずその任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

(招集)

第5条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(定足数及び表決)

第6条 協議会は、委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第7条 協議会に幹事及び書記各若干人を置き、会長が命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け庶務を処理する。

3 書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

# 中央市コミュニティ防災センター条例

(平成24年3月23日)  
(条例第18号)

(設置)

第1条 市民に防災に関する教育及び訓練を行い、防災対策の普及及び啓発に資するとともに、防災用資機材を備蓄するため、コミュニティ防災センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 コミュニティ防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 中央市コミュニティ防災センター

位置 中央市布施1555番地1

(事業)

第3条 中央市コミュニティ防災センター(以下「センター」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 防災に関する教育及び訓練を行うこと。
- (2) 防災に関する専門的及び技術的な調査研究を行うこと。
- (3) 防災に関する相談、助言及び指導を行うこと。
- (4) 防災用資機材の備蓄及び保管を行うこと。
- (5) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 センターの管理及び業務は、総務部職員をもってこれに充てる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月の第2日曜日及び第4日曜日
- (2) 前号に掲げる日曜日以外の日曜日の翌日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(この日が前2号に掲げる休館日の翌日に当たるときは、その翌日)
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (5) その他市長が必要と認める日

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認める場合は、同項の休館日を変更することができる。

(利用時間)

第6条 センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 市長は、特に必要があると認める場合は、前項の利用時間を変更することができる。

(利用の制限)

第7条 センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒み、又は退館を命ずるこ

とができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があると認められるとき。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の田富町コミュニティ防災センター設置及び管理条例（昭和58年田富町条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

# 中央市防災公園条例

(平成18年2月20日)  
(条例第19号)

(設置)

第1条 市民に防災及び水防に関する教育及び訓練を行い、防災対策の普及及び啓発に資するとともに、防災用資機材及び水防資機材を備蓄するため、防災公園を設置する。

(名称及び位置)

第2条 防災公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 中央市防災公園

位置 中央市臼井阿原字川向1903番地39

(施設の種類)

第3条 中央市防災公園(以下「防災公園」という。)の施設の種類の、次のとおりとする。

(1) 防災会館

(2) 水防倉庫

(管理)

第4条 防災公園は、市が管理する。ただし、管理上必要と認めるときは、市長が指定する者に管理を委託することができる。

(職員)

第5条 防災公園内防災会館に、必要な職員を置くことができる。

(施設利用の範囲)

第6条 防災公園の施設の利用は、原則として中央市民に限るものとする。

(施設利用の許可)

第7条 防災公園の施設を利用しようとする者又は団体は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第8条 市長は、次に該当する場合には利用を許可しない。また、既に許可したものにあっては、許可を取り消すことができる。

(1) 公益又は公安を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 各施設の目的に反し、又は管理上支障があると認められるとき。

(3) 営利を目的とする利用と認められたとき。

(4) その他市長が利用させることが適当と認められないとき。

(修復費用の負担)

第9条 利用者は、故意又は重大な過失により施設を破損し、又は汚損した場合は、その修理又は補充に要する費用について、市長の認定する額を負担しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成18年2月20日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の田富町防災公園設置及び管理運営に関する条例（平成14年田富町条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

# 中央市消防団の設置等に関する条例

(平成18年2月20日)  
(条例第165号)

(趣旨)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第15条第1項に規定する消防団の設置、名称及び区域については、この条例の定めるところによる。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 法第9条第3項の規定に基づき、中央市消防団を設置する。

2 前項の消防団の区域は、中央市全域とする。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

## 中央市消防団の組織等に関する規則

(平成18年2月20日)  
(規則第116号)

(趣旨)

第1条 中央市消防団の組織及び消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制等については、この規則の定めるところによる。

(内部組織等)

第2条 消防団の内部組織及び所掌事務は、法令又は条例に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(組織)

第3条 消防団に分団を置く。

- 2 分団には、必要に応じ部を置くものとする。
- 3 分団及び部の担当区域は、別表に定めるところによる。

(役員等)

第4条 消防団に団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員を置く。

- 2 団長は、団の事務を統括し、団員を指揮して法令、条例及び規則の定める職務を遂行し、市長に対しその責めに任ずる。
- 3 団長に事故があるときは、団長の定める順序に従い副団長が団長の職務を行う。この場合において、団長が死亡、罷免、退職又は心身の故障によって、その職務を行うことのできない場合を除いては、団員等の命免を行うことはできない。

(役員任期)

第5条 役員任期は、2年とする。ただし、再任することは妨げない。

- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(宣誓)

第6条 団員は、その任命後別記様式による宣誓書に署名しなければならない。

(退職)

第7条 団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出てその許可を受けなければならない。

(服務)

第8条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対して常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、その使命遂行のため十分な任務に当たらなければならない。
- (2) 規則を厳守して礼節を重んじ、上司の指揮命令の下に行動しなければならない。
- (3) 機械器具その他消防団の設備及び資材の維持管理に当たり、職務のほかこれを使用してはならない。

(災害出場)

第9条 消防車が水火災現場に出場するときは、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の法令

の定める交通規則に従うとともに正式な交通を維持するためサイレンを用いるものとする。ただし、引き返す途中での警戒信号は、鐘又は警笛に限るものとする。

(消防車の責任者の遵守事項)

第10条 水火災現場への出場及び引き返す場合消防車に乗車する責任者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 機関担当員の隣席に乗車すること。
- (2) 病院、学校、劇場等の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いること。
- (3) 団員及び消防職員以外の者を消防車に乗車させてはならないこと。

(管轄区域)

第11条 消防団は、市長の許可を受けないで管轄区域外の水火災その他の災害現場に出場してはならない。ただし、管轄区域が確認し難い場合又は別に定めるところにより、あらかじめ相互応援に関し、協定が結ばれていて上長の命令があったときは、この限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第12条 水火災その他の災害現場に到着した消防団員は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度にとどめて水火災の防御及び鎮圧に努めなければならない。

(現場指揮)

第13条 水火災現場に先着した指揮者は、上級指揮者が到着するまで全指揮を執り責任を負わなければならない。

(死体発見の場合の措置)

第14条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、市長に報告するとともに、警察職員又は検視員が到着するまで現場を保存しなければならない。

(放火の疑いのある場合の措置)

第15条 放火の疑いのある場合は、指揮者は、次の措置をとらなければならない。

- (1) 直ちに市長及び警察職員に通報すること。
- (2) 現場の保存に努めること。
- (3) 事件は慎重に取り扱うとともに公表はしないこと。

(教養及び訓練)

第16条 消防団員は、品位の向上及び消防技能の練成に努め、定期的に訓練を行うようにしなければならない。

(団員の階級並びに訓練、礼式及び服務)

第17条 消防団員の階級並びに訓練礼式及び服務については、消防庁が定める基準による。

(表彰)

第18条 市長又は消防団長は分団、部又は団員がその任務遂行に当たってその功績が顕著である場合は、これを表彰することができる。

2 表彰は、次に掲げる種別により表彰状又は賞状及び記念品を授与して行う。

- (1) 表彰状は、消防職務の遂行上著しい業績があると認められる分団及び部に対してこれを授与する。
- (2) 賞状は、消防団員として功労があると認められる者に対してこれを授与する。

( 感謝状の贈呈 )

第 19 条 市長は、消防団員以外の個人又は団体で次の各号のいずれかに該当し、その功勞が顕著である者に対し感謝状及び記念品を贈呈することができる。

- (1) 水火災の予防又は鎮圧
- (2) 防火思想の普及
- (3) 消防設備の強化拡充についての協力
- (4) 水火災現場における人命救助
- (5) 水火災その他災害時における警戒防御及び救助に関し消防団に対してなした協力
- (6) 前各号に掲げるもののほか、他の模範となるべき功績

( 文書簿冊 )

第 20 条 消防団は、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

- (1) 団員名簿
- (2) 人事発令簿
- (3) 沿革誌
- (4) 日誌
- (5) 設備資材台帳
- (6) 区域内全図及び消防設備等配置図
- (7) 消防計画
- (8) 各種手当支給簿
- (9) 給与品、貸与品台帳
- (10) 消防法規及び諸通知文書綴

( その他 )

第 21 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成18年2月20日から施行する。

( 経過措置 )

2 この規則の施行の日から平成19年3月31日までの間における消防団の組織、役員及び任期は、第3条、第4条第1項及び第5条の規定にかかわらず、合併前の玉穂町消防団、田富町消防団及び豊富村消防団ごとに、それぞれ合併前の玉穂町消防団の組織等に関する規則（昭和42年玉穂町規則第1号）、田富町消防団の組織等に関する規則（昭和48年田富町規則第1号）又は豊富村消防団の組織等に関する規則（昭和55年豊富村規則第7号）の規定によるものとする。

## 別表（第3条関係）

## 分団及び部の担当区域

分団名	部	担当区域(自治会名)
玉穂第1分団	第1部	井之口1、井之口2
	第2部	西新居、中橋、上成島
	第3部	宿成島、新成島、下成島1、下成島2
	第4部	極楽寺、高橋
	第5部	乙黒
	第6部	新城
玉穂第2分団	第11部	下河東・東、下河東・西
	第7部	下河東・下
	第8部	町之田、一町畑
	第9部	上三條
	第10部	下三條1、下三條2
	第12部	若宮
田富第1分団	第1部	鍛冶新居
	第2部	山之神
	第3部	布施第3、宮北
	第4部	布施第4
	第5部	布施第5
	第13部	リバーサイド第1、リバーサイド第2、リバーサイド第3
田富第2分団	第6部	臼井阿原第1、臼井阿原第2
	第7部	西花輪第1、西花輪第2、新道、釜無
	第8部	東花輪第1、東花輪第2、東花輪第3、桜、清川
	第12部	新町第1、新町第2、東
田富第3分団	第9部	大田和
	第10部	藤巻、飛石
	第11部	今福、今福新田
	第14部	山王第1、山王第2、山王第3
豊富第1分団	第1部	高部
	第2部	浅利
豊富第2分団	第3部	大鳥居、久保団地
	第4部	
豊富第3分団	第5部	関原
	第6部	木原

様式 略

## 山梨県災害救助法施行細則（別表）

最近改正 平成22年6月22日規則第28号

### 第1 救助の程度、方法及び期間

#### 1 収容施設の供与

##### (1) 避難所

ア 避難所に収容することができる者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

イ 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により開設することができる。

ウ 避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり300円以内の額とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

エ 避難所の設置が冬季（10月から3月まで）の場合は、別に定める額を前項の額に加算する。

オ 避難所を開設することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

##### (2) 応急仮設住宅等

ア 応急仮設住宅に収容することができる者は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、みずからの資力では住宅を得ることができないものとする。

イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,387,000円以内とする。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。この場合の1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、イにかかわらず知事が別に定める。

エ 高齢者であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できる。

オ 応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から20日以内に着工し、すみやかに工事を完成しなければならない。

カ 応急仮設住宅を供与することができる期間は、建築工事が完了した日から2年以内とし、これを処分しようとするときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

キ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに収容することができる。

#### 2 たき出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) たき出しその他による食品の給与

ア たき出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行なう。

イ たき出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ たき出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,010円以内とする。

エ たき出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行なう。

イ 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域の通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）若しくは船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行なう。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行なう。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食品

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することのできる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
	夏季	4月から9月まで	17,300円	22,300円	32,800円	39,300円	49,800円
冬季	10月から3月まで	28,600円	37,000円	51,600円	60,400円	75,900円	10,400円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により被害を受けた世帯

世帯区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
		季別					
夏季	4月から 9月まで	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,500円	2,400円
冬季	10月から 3月まで	9,100円	12,000円	16,900円	20,000円	25,400円	3,300円

(4) 3の(3)の季別区分は、災害発生の日をもって決定する。

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

#### 4 医療及び助産

##### (1) 医療

ア 医療は災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとし、救護班によって行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行なうことのできる範囲の施術を含む。）を行なうことができる。

イ 医療は、次の範囲内において行なう。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

ウ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

エ 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

##### (2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の方法を失った者に対して行なう。

イ 助産は、次の範囲内において行なう。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額とすること。

エ 助産を実施することのできる期間は、分べんした日から7日以内とする。

#### 5 災害にかかった者の救出

- (1) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。
- (2) 災害にかかった者の救出のために支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 災害にかかった者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

#### 6 災害にかかった住宅の応急修理

- (1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、みずからの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊したに対して行なう。
- (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、1世帯当たり500,000円以内とする。
- (3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

#### 7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行なう。
- (2) 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行なう。
- (3) 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、次の範囲内の額とする。

ア 生業費	1件当たり	30,000円
イ 就職支度金	1件当たり	15,000円

- (4) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。
  - ア 貸与期間 2年以内
  - イ 利子 無利子
- (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

#### 8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。） 中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。） 中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。） 特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行なう。
- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行なう。
  - ア 教科書
  - イ 文房具

#### ウ 通学用品

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

##### ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

##### イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり4,100円

(イ) 中学校生徒 1人当たり4,400円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり4,800円

(4) 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については、1箇月以内その他の学用品については、15日以内とする。

#### 9 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的処理程度のものを行なう。

(2) 埋葬は、次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

ア 棺（附属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つば及び骨箱

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人201,000円以内、小人160,800円以内とする。

(4) 埋葬は災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

#### 10 死体の搜索

(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行なう。

(2) 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の搜索をすることができる期間は災害発生の日から10日以内とする。

#### 11 死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡したものについて死体に関する処理（埋葬を除く。）を行なう。

(2) 死体の処理は、次の範囲内において行なう。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 死体の一時保存

ウ 検案

(3) 検案は、原則として救護班によって行なう。

(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,300円以内とする。

- イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、1体当たり5,000円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。
  - ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
  - エ 死体の処理をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。
- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去
- (1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつみずからの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行なう。
  - (2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費とし、1世帯当たり134,200円以内とする。
  - (3) 障害物の除去のできる期間は、災害発生の日から10日以内とする。
- 13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
- (1) 救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。
    - ア 被災者の避難
    - イ 医療及び助産
    - ウ 災害にかかった者の救出
    - エ 飲料水の供給
    - オ 死体の捜索
    - カ 死体の処理
    - キ 救済用物資の整理配分
  - (2) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
  - (3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

## 第2 実費弁償

令第11条の規定による実費弁償のために支出することができる費用は、次に掲げる限度を超えることができない。

### 1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

#### (1) 日当

ア 医師及び歯科医師	1人1日当たり	22,400円
イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士	1人1日当たり	15,700円
ウ 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士	1人1日当たり	14,600円
エ 救急救命士	1人1日当たり	15,800円
オ 土木技術者及び建築技術者	1人1日当たり	16,900円

カ 大工	1人1日当たり	17,900円
キ 左官	1人1日当たり	17,000円
ク とび職	1人1日当たり	16,700円

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

(3) 旅費

一般職の職員の旅費の例による。

2 令第10条第5号から第10号までに規定する者

当該業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料として、その100分の3の額を加算した額

〔 様 式 〕

「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

第1号様式（火災）

第 報

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

消防庁受信者氏名

爆発を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 ( 覚 知 日 時 )	月 日 時 分 ( 月 日 時 分 )		( 鎮 圧 日 時 ) 鎮 火 日 時		( 月 日 時 分 ) 月 日 時 分	
火元の業態・用途			事 業 所 名 (代表者名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽 症 人					
	構造階層		建 築 面 積 延 べ 面 積			
焼 損 程 度	焼 損 棟 数	全 焼 棟 } 半 焼 棟 } 部分焼 棟 } ぼ や }	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	m <sup>2</sup>
					建物焼損表面積	m <sup>2</sup>
					林野焼損面積	a
り 災 世 帯 数			気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部(署) 台 人					
	消 防 団 台 人					
	そ の 他 人					
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年月日時分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	
消防庁受信者氏名		

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第1種、第1種、 第2種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月日時分 (月日時分)	発見日時	月日時分		
		鎮火日時 (処理完了)	月日時分		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他( )	物質名			
	施設の区分 1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他( )				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等 人(人)			
		{ 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)			
消防防災活動 状況及び救急・救助活動 状況	警戒区域の設定 使用停止命令 月日時分 月日時分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(署)	台		
		消防団	台		
		海上保安庁	人		
		自衛隊	人		
その他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年月日時分
都道府県	
市町村 (消防本部)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急処理事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月日時分 (月日時分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)  計 人 不明 人	負傷者等 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

報告日時	年月日時分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

災害名（第 報）

災害の概況	発生場所				発生日時	月日時分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		（都道府県）			（市町村）				

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式(その2)

(被害状況即報)

都道府県		区		分		被 害		区		分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県	市 町 村
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名 第 報 ( 月 日 時現在 )	そ	田	流出・埋没	ha			公立文教施設	千円				災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名			
				冠 水	ha			農林水産業施設	千円							
報 告 者 名		の	畑	流出・埋没	ha			公共土木施設	千円				火 災 発 生	建 物 件	危 険 物 件	そ の 他 件
				冠 水	ha			文教施設	箇所							
区 分 被 害		の	そ	文教施設	箇所			小 計	千円				消 防 団 員 出 動 延 人 数	人		
人的被害				病院	箇所			公共施設被害市町村数	団体							
住 家 被 害	死 者 人	の	他	道 路	箇所			農 業 被 害	千円			消 防 職 員 出 動 延 人 数	人			
				行方不明者	人	橋 り よ う	箇所			林 業 被 害	千円					
住 家 被 害	負傷者 重 傷 人 軽 傷 人	の	他	河 川	箇所			畜 産 被 害	千円			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
				全 壊	棟 世帯 人	港 湾	箇所			水 産 被 害	千円					
住 家 被 害	半 壊	の	他	砂 防	箇所			商 工 被 害	千円			計	団 体			
				一部破損	棟 世帯 人	清 掃 施 設	箇所			そ の 他	千円					
住 家 被 害	床上浸水	の	他	崖 ぐ ず れ	箇所			被 害 船 舶	隻							
				床上浸水	棟 世帯 人	鉄 道 不 通	箇所			水 道 戸						
住 家 被 害	床下浸水	の	他	電 話 回 線				電 気 戸								
				床下浸水	棟 世帯 人	電 気 戸				ガ ス 戸						
非 住 家	公共建物 その他	の	火災発生	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			り 災 世 帯 数	世帯							
				公共建物 その他	棟	り 災 者 数	人									

被害額は省略することができるものとする。

# 「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式

第1号様式

## 災 害 報 告

都道府県	山 梨 県				区	分	番号	被害		
災 害 者	年 月 日 第 報				そ	田	流出・埋没	ha	22	
年 月 日	確 定					畑	冠 水	ha	23	
報告者名					の		流出・埋没	ha	24	
区	分	番号	被害			冠 水	ha	25		
人的被害	死	者	人	1		文 教 施 設	箇所	26		
	行方不明者	人	2			病 院	箇所	27		
	負傷者	重 傷	人	3		道 路	箇所	28		
		軽 傷	人	4		橋 梁	箇所	29		
住 家 被 害	全 壊	棟	5		他	河 川	箇所	30		
		世帯	6			港 湾	箇所	31		
	半 壊	棟	8			砂 防	箇所	32		
		世帯	9			清 掃 施 設	箇所	33		
	一 部 破 損	棟	11			崖 崩 れ	箇所	34		
		世帯	12			鉄 道 不 通	箇所	35		
		人	13			被 害 船 舶 隻	36			
	床 上 浸 水	棟	14			水 道 戸	37			
		世帯	15			電 話 回 線	38			
	床 下 浸 水	棟	17			電 気 戸	39			
世帯		18		ガ ス 戸	40					
人		19		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	41				
非住家	公 共 建 物	棟	20		社 会 福 祉 施 設	戸	42			
	そ の 他	棟	21		ガ ー ド レ ー ル	箇所	43			
					罹 災 世 帯 数	世帯	44			
					罹 災 者 数	人	45			
					火 災 発 生 建 物 件	46				
					火 災 発 生 危 険 物 件	47				
					火 災 発 生 そ の 他 件	48				

区	分	番号	被害	都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称					
公 共 文 教 施 設	千円	49			設 置	年 月 日 時				
農 林 水 産 業 施 設	千円	50			解 散	年 月 日 時				
公 共 土 木 施 設	千円	51								
その他の公共施設	千円	52		災 害 対 策 本 部	設 置 市 町 村 名					
小 計	千円	53					公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体	54	
そ の 他	農 産 被 害	千円	55		災 害 救 助 法	適 用 市 町 村 名				
		林 産 被 害	千円	56					計	団 体
		畜 産 被 害	千円	57					計	団 体
		水 産 被 害	千円	58						
		商 工 被 害	千円	59						
そ の 他	千円	60			消 防 職 員 出 動 延 人 数	人				
被 害 総 額	千円	61			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人				
災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）										

区 分		災 害 名								計
		発 生 年 月 日								
人的被害	死	者	人							
	行	方	不 明 者	人						
	負傷者	重	傷	人						
		軽	傷	人						
住 家 被 害	全 壊		棟							
			世帯							
			人							
	半 壊		棟							
			世帯							
			人							
	一 部 破 損		棟							
			世帯							
			人							
	床 上 浸 水		棟							
			世帯							
			人							
床 下 浸 水		棟								
		世帯								
		人								
非住家	公 共 建 物		棟							
	そ の 他		棟							
り 災 世 帯 数			世帯							
り 災 者 数			人							
被 害 総 額			千円							
公立文教施設			千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
農林水産業施設			千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
公共土木施設			千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
その他の公共施設			千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
そ の 他 被 害			千円							
消防職員出動延人数			人							
消防団員出動延人数			人							
都 道 府 県	設 置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	災 害 対 策 本 部	解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	

区 分		災 害 名							計
		発 生 年 月 日							
人的被害	死者	人							
		行方不明者	人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他の	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学 校	箇所							
	病 院	箇所							
	道 路	箇所							
	橋 り よ う	箇所							
	河 川	箇所							
	港 湾	箇所							
	砂 防	箇所							
	清 掃 施 設	箇所							
	崖 く ず れ	箇所							
	鉄 道 不 通	箇所							
被 害 船 舶	隻								
水 道	戸								

区 分		災 害 名								計
		発 生 年 月 日								
電	話	回線								
	電	気	戸							
ガ	ス	戸								
	ブロック塀等	箇所								
そ の 他										
火 災 発 生	建	物 件								
	危	険 物 件								
	そ	の 他 件								
り	災 世 帯 数	世帯								
り	災 者 数	人								
公 立 文 教 施 設	千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
農 林 水 産 業 施 設	千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
公 共 土 木 施 設	千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
そ の 他 の 公 共 施 設	千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
小 計	千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体									
そ の 他	農 産 被 害	千円								
	林 産 被 害	千円								
	畜 産 被 害	千円								
	水 産 被 害	千円								
	商 工 被 害	千円								
	そ の 他	千円								
被 害 総 額	千円									
都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災 害 対 策 本 部 設 置 市 町 村	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
災 害 救 助 法 適 用 市 町 村	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
消 防 職 員 出 動 延 人 数										
消 防 団 員 出 動 延 人 数										





様式 3

救助活動の種類別実施状況

市 町 村 名		保 健 福 祉 事 務 所 名				
		報 告 年 月 日 ・ 時 刻	平 成 年 月 日 時 分			
救 助 の 種 類	救 助 の 内 容 等		救 助 の 種 類	救 助 の 内 容 等		
(1) 避難所の設置	設置箇所数 ( 箇所 )		(5) 死体の搜索	搜索月日	月 日 時 ~ 月 日 時	
	避難者数 ( 世帯 人 )			搜索対象		
	避難所別の内訳			搜索地域		
	( / 世帯 人 )			搜索方法	( 具体的 )	
	( / 世帯 人 )		(6) 死体の処理 ( 洗淨、縫合 )	処理月日	月 日 時 ~ 月 日 時	
	( / 世帯 人 )			処理件数	大人 ( 12歳以上 ) 体	
	( / 世帯 人 )		( 検案、安置 )	子供 ( 12歳未満 ) 体		
(2) 炊き出しその他 食品の給与	月 日 ( 朝食 人、昼食 人、夕食 人 )		検 案 者	安置場所	( ) 体	
	月 日 ( 朝食 人、昼食 人、夕食 人 )				( ) 体	
	月 日 ( 朝食 人、昼食 人、夕食 人 )				( ) 体	
	月 日 ( 朝食 人、昼食 人、夕食 人 )		(7) 埋 葬	埋葬月日	月 日 時 ~ 月 日 時	
	月 日 ( 朝食 人、昼食 人、夕食 人 )			埋葬者数	人	
	月 日 ( 朝食 人、昼食 人、夕食 人 )			(8) 学用品支給	支給月日	月 日 時 ~ 月 日 時
	月 日 ( 朝食 人、昼食 人、夕食 人 )				支給状況	中学生 人 小学生 人
(3) 飲料水の供給	給 水 車 ~ 台 ( 月 日 ~ 月 日 ) 延		(9) 障害物の除去 ( 居宅内の )	作業月日	月 日 時 ~ 月 日 時	
	ペットボトル ~ 本 ( 月 日 ~ 月 日 ) 延			作業箇所	箇所	
	ろ 過 器 ~ 器 ( 月 日 ~ 月 日 ) 延		作業方法			
(4) 災害を受けた者の 救出	作業月日	月 日 時 ~ 月 日 時	(10) 家屋の応急修 理	修理月日	月 日 時 ~ 月 日 時	
	地区名			修理家屋	箇所	
	救出人員	世帯 名	修理方法			
	救出方法 ( 具体的 )					

様式 4

被災世帯調査原票

市町村名 ( )  
 調査責任者職氏名 印  
 立会人職氏名 印

整理番号

年 月 日現在

世帯主氏名		住 所					避 難 先						
被 害 程 度		全壊・全焼・流失・半焼・半壊・床上浸水・床下浸水・一部破損					状 況						
応急救助を必要とする家族の状況	氏 名	続 柄	性別	年齢	職 業	学校名・学年	死亡	行方不明	重傷	軽傷	妊娠	備 考	
	1												
	2												
	3												
	4												
	5												
	6												
	7												
	小 計												
被害にあった住家		棟 (自家、借家)			被害にあった非住家			棟 (自家、借家)					
食料、家財等の滅失状況		食料		炊事用具			被服類		寝具類		その他		
課税の状況		非課税・均等割・所得割					調査責任者の意見						
世帯類型		被保護・身障・老人・母子(父子)・要保護・その他											
必要な救助		避難所・応急仮設住宅・炊き出し・飲料水・被服寝具・医療・助産・救出・住宅応急修理 学用品・埋葬・死体搜索・死体処理・障害物除去・災害弔慰金等・災害援護資金・その他 ( )											

様式 5

救助の種目別物資受払状況

市町村名 ( )

救助の種目別	年 月 日	品 名	単 位 呼 称	摘 要	受	払	残	備 考

注) 「救助の種目別欄」には、避難所用、炊出しその他による食品給与用、給水用機械器具燃料浄水用薬品・資材用、被服・寝具その他生活必需品用、医薬品衛生材料用、被災者救出用機械器具・燃料用、事務用燃料・消耗品用などを記入し、区分する。

様式 6

避難所設置及び収容状況

市町村名 ( )

避難所の名称	種 別	開 設 期 間	実 人 員	延 人 員	物品使用状況		実支出額	備 考
					品 名	数 量		
	既存建物 屋外天幕	月 日 ~ 月 日						
計								

様式7

応急仮設住宅台帳

市町村名( )

応急仮設住宅番号	世帯主名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人									
計	世帯										

様式 8

炊き出し給与状況

市町村名 ( )

炊出し場の 名 称	月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額 円	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															





救 護 班 活 動 状 況

救護班

班長：医 師 氏 名 印

月 日	活動した市町村名	診 療 状 況		死 体 検案数	活動に伴い故障、破損した器具・器材の修繕費	備 考
		患者数	措 置 の 要 概 要			
		人		人	円	
計						

病院診療所医療実施状況

市町村名 ( )

診療 機関名	患者 氏名	診療期間 月 日	診療区分		診療報酬点数		金額 円	備考
			入院	通院	入院 点	通院 点		
計	機関	人						



被災者救出状況記録簿

市町村名 ( )

年月日	救出人員	救出用機械・器具								実支出額	備考
		名称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	月日	修繕費	摘要			
計											







死体搜索状況記録簿

市町村名 ( )

年月日	搜索人員	搜索用機械・器具								実支出額	備考
		名称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	月日	修繕費	摘要			
計											

死 体 処 理 台 帳

市町村名 ( )

処 理 年月日	死体発見 の日時及 び 場 所	死亡者 氏 名	遺 族		洗淨等の処理費			死体の 一時保 存 費	検 案 料	実支出額
			氏 名	続柄	品 名	数 量	金 額			
計		人								

障害物の除去状況

市町村名( )

住家被害程度 区分	氏名	除去に要した 期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備考
		月日 ～月日			
計	半壊・焼	世帯			
	床上浸水	世帯			

輸 送 記 録 簿

山 梨 県  
市町村名 ( )

輸 送 月 日	目 的	輸 送 区 間 (距離)	借 上 料			修 理 費				燃 料 費	実 支 出 額	
			使 用 車 両 等			故 障 車 両 等		修 繕 月 日	修 繕 費			故 障 の 概 要
			種 類	台 数	金 額	登 録 号	所 有 者					
計												



# 自衛隊災害派遣要請依頼書

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

発 信 者 名  
(中央市災害対策本部長)

## 自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣を要請します。

- 1 災害の状況及び派遣要請をする事由
  - (1) 災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)
  - (2) 派遣を要請する事由
- 2 派遣を必要とする期間  
自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (1) 派遣を希望する区域
  - (2) 活動内容
- 4 要請日時  
平成 年 月 日
- 5 その他参考となるべき事項
  - (1) 連絡場所及び連絡責任者
    - ・
    - ・
    - ・
    - ・
    - ・

## 消防防災航空隊出場要請書

直通電話 (0551) 20 3601

F A X (0551) 20 3603

1	要請団体	発信者				
2	災害種別	(1) 救急	(2) 救助	(3) 火災	(4) 自然災害	
3	要請内容	(1) 救急	(2) 救助	(3) 消火	(4) 偵察 (5) 物資輸送	
4	発生場所 目標	(市・町・村) 目標				
5	発生日時	年	月	日	曜日 時 分頃	
6	事故概要又は 災害概要					
7	気象 (災害現場)	天候 視界	風向 m	風速 (	m / s 気温 警報・注意報)	
8	必要資機材					
9	出場先 臨着場	場所 目標(名称)	(市・町 村)	番地	病院	
		要請側病院名				
10	搬送先 臨着場	場所 目標(名称)	(市・町 村)	番地	病院	
		搬送先病院名				
11	傷病者等	住 所 氏 名	生年月日	年 月 日	歳	
		傷病名	程 度	重・中・軽	男・女	
12	現地搭乗者	(有・無) 職名	氏名			
13	地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別(全国波・県内波)コールサイン				
14	他の航空機の 活動要請	(有・無)機関名	機数	機		
15	要請日時	年	月	日	曜日 時 分	
以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。						
1	航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別(全国波・県内波)コールサイン				
2	到着予定時間	年	月	日	曜日 時 分	
3	活動予定時間	時間		分		
その他の特記事項						
			受 信 者			

# 県指定に基づく被害報告様式

PAGE  
( 様式 3 4 2 )

市町村被害状況票		市町村名			
集計日時	月 日 時 分 現在	市町村担当者名			
受信番号 (地域県民センター)		受信者(地域県民センター)			
受信日時	月 日 時 分	受信方法		電話 FAX その他	
1 人的被害	死者	重傷	軽傷	行方不明	
2 物的被害 (棟)	全壊 床上浸水	半壊 床下浸水	一部破損 非住家床上	非住家床下	
3 火災(棟)	全焼	半焼	部分焼	火災発生件数	
4 被害概況					
5 道路					
6 橋梁					
7 河川					
8 崖崩れ					
9 電話					
10 電気					
11 ガス					
12 水道					
13 鉄道					
14 バス					
15 避難所					
16 ヘリ関係					
17 教育					
18 農業					
19 応急対策					
20 その他					
21 応援要請	消防(県内・緊消隊)	自衛隊	警察	物資・資機材	その他
要請内容(いつ、どこへ、何を、どの位、手段)					
連絡先(住所等)		電話		担当者	
22 避難状況	勧告	指示		自主	
月 日 時 分		避難地域 避難先		世帯	人
月 日 時 分		避難地域 避難先		世帯	人
送付先	総合調整班 報道班 物・ガレキ対策班 その他( )部	総務班 県民相談班	情報収集班 物資調達班	通信班 建築	受信者 日 時
				氏名 平成	年 月 日 時 分

市町村 地域県民センター 災害対策本部情報収集班





市町村職員参集状況

市町村名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

( 年 月 日 : 現在 )

集計時点( で囲む)

- ・注意情報(第1・2・3報)発表時点
- ・注意情報(第1・2・3報)発表後2時間経過時点
- ・警戒宣言発令時点
- ・警戒宣言発令後2時間経過時点
- ・警戒宣言発令後6時間経過時点

職員参集状況(人)

地震災害警戒本部(市町村) 地域県民センター



地震防災応急対策実施等状況票

(様式4 6 1)  
(第 報)

市町村名 地域県民センター名		報告日時	平成 年 月 日 時 分
実施(集計)時点	注意情報発表 以後	実施 (集計) 日時	平成 年 月 日 時 分現在
	警戒宣言 発令以後		
1 人的被害			
2 物的被害(棟)			
3 火災(棟)			
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 ヘリ関係			
17 教育			
18 農業			
19 市町村体制			
20 振興局体制			
21 その他			

市町村本部 地域県民センター 県本部

報告者 \_\_\_\_\_

電話

F A X

## [ 参考資料 ]

### 「山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年）」

#### 第1 想定地震

中央市に被害を及ぼす地震としては、「東海地震」、「南関東直下プレート境界地震（南関東直下型地震）」、「山梨県内及び県境に存在する活断層による地震」の3種類の地震が想定される。

##### 1 東海地震

東海地震は、駿河トラフを震源とする地震で、前回の東海地震からすでに150年が経過していることや東海地震周辺の各種の測地測量結果から、近い将来の発生が懸念されている。

このため、昭和53年、大規模地震対策特別措置法が制定され、県下では56市町村が東海地震が発生した場合に震度6弱以上になると予想される地域として「地震防災対策強化地域」に指定された。

なお、政府・中央防災会議は、平成13年に22年ぶりに東海地震の想定震源域の見直しを行うとともに、これに伴い、平成14年4月24日付けで全国で96市町村を新たに「地震防災強化地域」に指定した。県内では5町村が追加指定され、これで県下では丹波山村及び小管村の2村を除く全ての市町村が「地震防災強化地域」に指定されたこととなった。

##### 2 南関東直下プレート境界地震（南関東直下型地震）

南関東地域で相模トラフ沿いのプレート境界で発生が予想される地震。設定地震モデルとして、山梨県、神奈川県を震源とした地震を設定した。

##### 3 活断層による地震

山梨県内及び県境に存在する活断層による地震としては、次の地震が想定される。

釜無川断層地震	山梨県と長野県を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される地震
藤の木愛川断層地震	山梨県と東京都を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される地震
曾根丘陵断層地震	甲府の近くに位置し、地震発生により甲府に被害を及ぼすと考えられる地震
糸魚川 静岡構造線地震	日本を代表する活断層であり、この断層が動くことにより、かなり大きな規模の地震発生が予想され、山梨県に被害を及ぼすと予想される地震

1 活断層とは、地質時代に繰り返し活動してきた断層のことであり、千年から一万年の周期で活動し、将来も地震を発生させる可能性のある断層をいう。

2 調査対象とした断層は、発生した場合山梨県に及ぼす被害が大きいと予測されるものであり、地震発生の可能性が高いことを示すものではない。

#### 第2 被害想定

県は、山梨県への大規模な被害を及ぼす地震を想定し、その物的・人的被害を予測し、各種データや想定結果を地域防災計画等に活用する目的で被害想定調査を実施し、平成8年3月に「山梨県地震被害想定調査報告書」を発表した。

### 1 想定地震の概要等

想定地震の概要は、次のとおりである。

#### (1) 想定地震の規模

想定地震	マグニチュード	震央位置	
東海地震	8.0	北緯 35.15 東経 138.70	駿河湾湾口
南関東直下プレート境界地震	7.0	北緯 35.40 東経 139.09	山梨県、神奈川県の間境

想定地震	マグニチュード
釜無川断層地震	7.4
藤の木愛川断層地震	7.0
曾根丘陵断層地震	6.1
糸魚川静岡構造線地震	7.0

#### (2) 前提条件

被害想定は、次の条件を前提とした。

<p>山梨県を500m×500mのメッシュに切り、被害想定を行う。          火災発生の危険性が最も高い冬の夕方6時を想定する。          南関東直下プレート境界地震は、東京都多摩地区直下を震源とした地震(M7)、山梨県、神奈川県の県境を震源とした地震(M9)、神奈川県西部を震源とした地震(M14)の3つのモデルがあるが、M7、M14モデルはM9モデルに比べて地震動がかなり小さく、山梨県下に与える被害は少ないため、地震動・液状化以外の想定ではM9モデルのみについて想定した。          本想定は、地震による物的被害、人的・社会被害を定量的に想定することを基本とするが、十分なデータの不足等のために定量化が不可能な項目に関しては定性的な評価を行うものとする。</p>
--

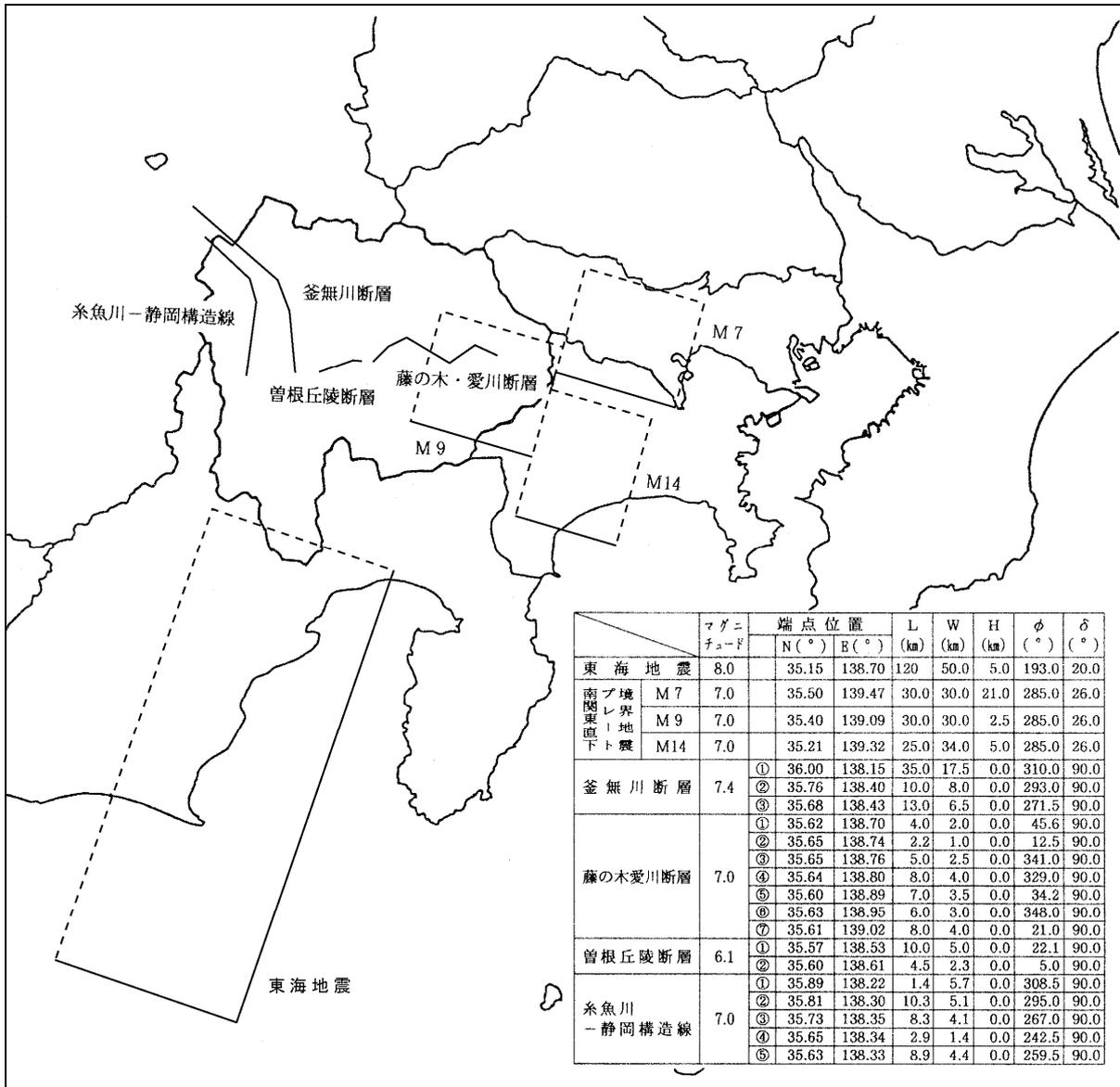
#### (3) 想定項目

県は、次の項目について想定を行った。

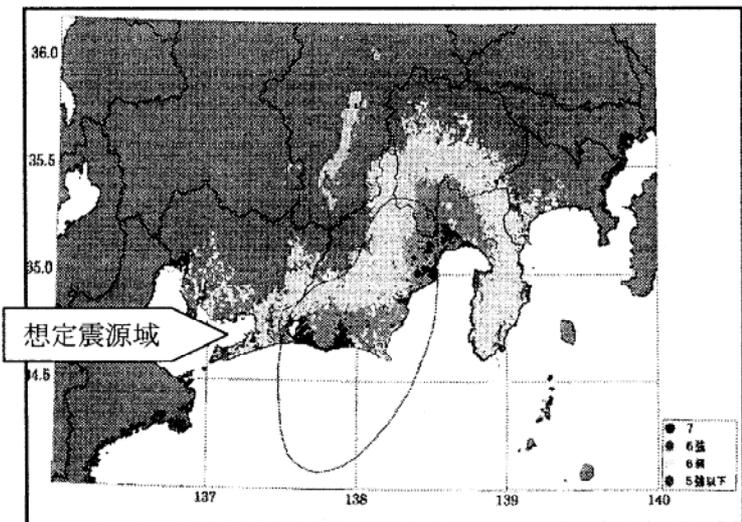
- ア 地震動、液状化、崖等被害
- イ 建築物被害
- ウ 火災被害
- エ 供給施設被害
- オ 交通施設被害
- カ 人的・社会的機能被害

(4) 想定地震の位置

( 東海地震は平成 8 年 3 月時点 )



**東海地震に係る新たな想定震源域及び想定震度分布図**  
 (中央防災会議・東海地震対策専門調査会報告書(H15.5))



## 2 想定結果

本市における想定結果は、次のとおりである。

### (1) 地震動

6つの想定地震のうち、本市に最も影響を及ぼすとされる地震は、「釜無川断層地震」で地表加速度は本市の全地域で400gal以上となっており、地表速度は本市の全域で50kine以上となっている。また、震度は全域で、震度6強が想定されている。

次に影響を及ぼすとされる地震は「曽根丘陵断層地震」で、地表加速度は本市の全域で400gal以上、地表速度は全域で50kine以上となっている。震度は本市の全域で震度6強と想定されている。(別表 1参照)

### (2) 建築物

6つの想定地震の想定結果からすると、本市における地震による建築物の被害要因は、液状化によるものでなく、震動によるものとされる。このうち本市に最も影響を及ぼすとされる地震は「曽根丘陵断層地震」で、全壊2,139棟、半壊2,058棟、合わせて4,197棟と、全体の45.0%の建築物が被災するとされている。

次に影響を及ぼすとされる地震は「釜無川断層地震」で、全壊2,009棟、半壊2,068棟、合わせて4,077棟と、全体の43.7%が被災するとされている。(別表 2(1)~(3)参照)

### (3) 地震火災

地震による出火はさほど多いとは想定されておらず、想定地震の中で全出火件数が最も多い地震は共に11棟の「釜無川断層地震」と「曽根丘陵断層地震」であるが、焼失棟数はそれぞれ219棟、8棟となっている。(別表 3参照)

### (4) 供給処理施設

電力供給施設については、いずれの想定地震も物的被害は少ないものの、停電契約口率は高く、約半数の世帯で停電被害が発生するとされている。

上水道被害では、断水率が最も高いものが「釜無川断層地震」の約53.4%、次に「曽根丘陵断層地震」の約53.2%であり、最も低い「南関東直下プレート境界地震」でも約25.3%と、一般的に高い断水率となっている。(別表 4(1)~(7)参照)

### (5) 人的被害

死傷者が最も多く発生すると想定されているのは二つあり、「釜無川断層地震」では、死者102人、重傷者84人、軽傷者914人と想定されている。「曽根丘陵断層地震」では、死者102人、重傷者80人、軽傷者915人となっている。

本市における死傷原因は、建物の倒壊によるものがほとんどで、火災によるものは少ない。(別表 5(1)~(2)参照)

### (6) 社会機能被害

地震によって居住困難となる住居制約は、「釜無川断層地震」では3,188世帯、次いで「曽根丘陵断層地震」では3,084世帯が住居が制約されると想定されている。

また、医療制約についても6つの想定地震において、ライフライン被害による機能低下のある、なしにかかわらず、大幅な支障が生じるとされている。(別表 6(1)~(2)参照)

## 3 想定結果に基づく本市の取組み

「2 想定結果」によると、本市に最も被害をもたらすと想定される地震は、「釜無川断層地

震」である。人的被害は、死者102人、重傷者84人、軽傷者915人、次いで「曾根丘陵断層地震」も、これにほぼ匹敵する被害が想定されており、その被害のほとんどが建物倒壊によるものとされ、火災による死傷者は、わずかしが想定されていない。これは、本市の建築物の多くが木造建築物であることによる。このため、他の断層による地震や東海地震についても同様の結果となっている。

したがって、市においては、被害想定結果を本市の地震防災対策を推進する上での目安として、公共建築物、特に防災上重要となる施設の耐震化を図るとともに、住民に対して住宅の耐震化の必要性を広報紙等を通して周知を図るものとする。

## 別表

### 1 地震動

想定地震	区分	地 表 最 大 加 速 度 (gal)	地 表 最 大 速 度 (kine)	震 度
東 海 地 震		全域 300～400	北部の一部地域 30～40 その他地域 40～50	全域 震度6弱
南関東直下プレート境界地震(M7)		全域 100～200	全域 10～20	全域 震度5強
南関東直下プレート境界地震(M9)		東部地域 300～400 南部地域 200～300	全域 30～40	全域 震度6弱
南関東直下プレート境界地震(M14)		全域 100～200	全域 10～20	全域 震度5強
釜無川断層地震		全域 400以上	全域 50以上	全域 震度6強
藤の木愛川断層地震		全域 400以上	東部の一部地域 50以上 その他地域 40～50	全域 震度6強
曾根丘陵断層地震		全域 400以上	全域 50以上	全域 震度6強
糸魚川 静岡構造線地震		全域 400以上	北部の一部地域 50以上 その他地域 40～50	全域 震度6強

### 2 建築物

#### (1) 本市の構造種別毎の建物棟数

地 区	木 造	R C ・ S R C 造	S 造	軽 量 S 造	そ の 他	総 棟 数
田 富	3,805棟	86棟	542棟	371棟	35棟	4,839棟
玉 穂	2,188棟	61棟	451棟	210棟	34棟	2,944棟
豊 富	1,256棟	43棟	100棟	76棟	72棟	1,547棟

#### (2) 建築物被害想定結果

地 区		液 状 化 に よ る 被 害			振 動 に よ る 被 害			全 体 被 害		
		全 壊	半 壊	り 災	全 壊	半 壊	り 災	全 壊	半 壊	り 災
東 海 地 震		0棟	0棟	0棟	123棟	832棟	955棟	123棟	832棟	955棟
		(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(2.5%)	(17.2%)	(19.7%)	(2.5%)	(17.2%)	(19.7%)
南 関 東 直 下 プ レ ー ト 境 界 地 震		0棟	0棟	0棟	18棟	267棟	285棟	18棟	267棟	285棟
		(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.4%)	(5.5%)	(5.9%)	(0.4%)	(5.5%)	(5.9%)

田 富	釜無川断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	961棟 (19.9%)	1,082棟 (22.4%)	2,043棟 (42.2%)	961棟 (19.9%)	1,082棟 (22.4%)	2,043棟 (42.2%)
	藤の木愛川断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	123棟 (2.5%)	832棟 (17.2%)	955棟 (19.7%)	123棟 (2.5%)	832棟 (17.2%)	955棟 (19.7%)
	曾根丘陵断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	890棟 (18.4%)	1,067棟 (22.1%)	1,957棟 (40.4%)	890棟 (18.4%)	1,067棟 (22.1%)	1,957棟 (40.4%)
	糸魚川 静岡構造線地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	123棟 (2.5%)	832棟 (17.2%)	955棟 (19.7%)	123棟 (2.5%)	832棟 (17.2%)	955棟 (19.7%)
玉 穂	東海地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	54棟 (1.8%)	361棟 (12.3%)	415棟 (14.1%)	54棟 (1.8%)	361棟 (12.3%)	415棟 (14.1%)
	南関東直下プレート境界地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	9棟 (0.3%)	105棟 (3.6%)	114棟 (3.9%)	9棟 (0.3%)	105棟 (3.6%)	114棟 (3.9%)
	釜無川断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	484棟 (16.4%)	628棟 (21.3%)	1,112棟 (37.8%)	484棟 (16.4%)	628棟 (21.3%)	1,112棟 (37.8%)
	藤の木愛川断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	188棟 (6.4%)	529棟 (18.0%)	717棟 (24.4%)	188棟 (6.4%)	529棟 (18.0%)	717棟 (24.4%)
	曾根丘陵断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	528棟 (17.9%)	632棟 (21.5%)	1,160棟 (39.4%)	528棟 (17.9%)	632棟 (21.5%)	1,160棟 (39.4%)
	糸魚川 静岡構造線地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	75棟 (2.5%)	483棟 (16.4%)	558棟 (19.0%)	75棟 (2.5%)	483棟 (16.4%)	558棟 (19.0%)
豊 富	東海地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	213棟 (13.8%)	341棟 (22.0%)	554棟 (35.8%)	213棟 (13.8%)	341棟 (22.0%)	554棟 (35.8%)
	南関東直下プレート境界地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	51棟 (3.3%)	265棟 (17.1%)	316棟 (20.4%)	51棟 (3.3%)	265棟 (17.1%)	316棟 (20.4%)
	釜無川断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	564棟 (36.5%)	358棟 (23.1%)	922棟 (59.6%)	564棟 (36.5%)	358棟 (23.1%)	922棟 (59.6%)
	藤の木愛川断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	398棟 (25.7%)	357棟 (23.1%)	755棟 (48.8%)	398棟 (25.7%)	357棟 (23.1%)	755棟 (48.8%)
	曾根丘陵断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	721棟 (46.6%)	359棟 (23.2%)	1,080棟 (69.8%)	721棟 (46.6%)	359棟 (23.2%)	1,080棟 (69.8%)
	糸魚川 静岡構造線地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	213棟 (13.8%)	341棟 (22.0%)	554棟 (35.8%)	213棟 (13.8%)	341棟 (22.0%)	554棟 (35.8%)

(3) 崖の崩壊による被害棟数

地区	東海地震	南関東直下プレート境界地震	釜無川断層地震	藤の木愛川断層地震	曾根丘陵断層地震	糸魚川 静岡構造線地震
田富	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
玉穂	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
豊富	3棟	3棟	3棟	3棟	3棟	3棟

### 3 地震火災の状況

地区		出火件数(棟)			消火件数 (棟)	木造残 火災 件数 (棟)	焼失 棟数 (棟)
		全出火 件数	炎上出火 件数	木造出火 件数			
田 富	東海地震	1	1	1	1	0	2
	南関東直下プレート境界地震	1	0	0	0	0	0
	釜無川断層地震	6	3	3	2	1	89
	藤の木愛川断層地震	2	1	1	1	0	2
	曽根丘陵断層地震	5	3	3	3	0	0
	糸魚川 静岡構造線地震	2	1	1	1	0	2
玉 穂	東海地震	1	0	0	0	0	0
	南関東直下プレート境界地震	0	0	0	0	0	0
	釜無川断層地震	3	2	2	1	1	128
	藤の木愛川断層地震	2	1	1	1	0	2
	曽根丘陵断層地震	3	2	2	2	0	4
	糸魚川 静岡構造線地震	1	1	1	1	0	2
豊 富	東海地震	1	1	1	1	0	2
	南関東直下プレート境界地震	0	0	0	0	0	0
	釜無川断層地震	2	1	1	1	0	2
	藤の木愛川断層地震	2	1	1	1	0	2
	曽根丘陵断層地震	3	2	2	2	0	4
	糸魚川 静岡構造線地震	1	1	1	1	0	2

### 4 供給処理施設

#### (1) 地中配電線の物的被害量・被害率

地区		東海地震	南関東直下 プレート境 界地震	釜無川断層 地震	藤の木愛川 断層地震	曽根丘陵断 層地震	糸魚川 静 岡構造線地 震
田 富	被害亘長 (被害条数)	4.38m (1)	4.38m (1)	4.38m (1)	4.38m (1)	4.38m (1)	4.38m (1)
	被害率	0.150%	0.150%	0.150%	0.150%	0.150%	0.150%
	被害亘長	2.48m	2.48m	2.48m	2.48m	2.48m	2.48m

玉穂	(被害条数)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
	被害率	0.150%	0.150%	0.150%	0.150%	0.150%	0.150%
豊富	被害亘長	0.69m	0.69m	0.69m	0.69m	6.33m	0.69m
	(被害条数)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
	被害率	0.150%	0.150%	0.150%	0.150%	0.963%	0.150%

注 本市の設備亘長 = 5,231m

(2) 電柱の物的被害量・被害率

地区		東海地震	南関東直下プレート境界地震	釜無川断層地震	藤の木愛川断層地震	曽根丘陵断層地震	糸魚川静岡構造線地震
		田富	被害本数	16.97本	16.97本	16.97本	16.97本
	被害率	0.47%	0.47%	0.47%	0.47%	0.47%	0.47%
玉穂	被害本数	9.63本	9.63本	9.63本	9.63本	9.63本	9.63本
	被害率	0.47%	0.47%	0.47%	0.47%	0.47%	0.47%
豊富	被害本数	2.66本	2.66本	2.66本	2.66本	12.18本	2.66本
	被害率	0.33%	0.33%	0.33%	0.33%	1.5%	0.33%

注 本市の設備本数 = 6,468本

(3) 架空配電線の物的被害量・被害率

地区		東海地震	南関東直下プレート境界地震	釜無川断層地震	藤の木愛川断層地震	曽根丘陵断層地震	糸魚川静岡構造線地震
		田富	被害亘長 (被害条数)	0.32km (9)	0.32km (9)	0.32km (9)	0.32km (9)
	被害率	0.232%	0.232%	0.232%	0.232%	0.232%	0.232%
玉穂	被害亘長 (被害条数)	0.18km (5)	0.18km (5)	0.18km (5)	0.18km (5)	0.18km (5)	0.18km (5)
	被害率	0.232%	0.232%	0.232%	0.232%	0.232%	0.232%
豊富	被害亘長 (被害条数)	0.05km (2)	0.05km (2)	0.05km (2)	0.05km (2)	0.23km (7)	0.05km (2)
	被害率	0.161%	0.161%	0.161%	0.161%	0.742%	0.161%

注 本市の設備亘長 = 247km

(4) 停電契約口数・停電契約口率

地区		東海地震	南関東直下プレート境界地震	釜無川断層地震	藤の木愛川断層地震	曽根丘陵断層地震	糸魚川静岡構造線地震
		田富	停電契約口数	4,271口	4,271口	4,271口	4,271口
	停電契約口率	52.01%	52.01%	52.01%	52.01%	52.01%	52.01%
玉穂	停電契約口数	2,419口	2,419口	2,419口	2,419口	2,419口	2,419口
	停電契約口率	51.89%	51.89%	51.89%	51.89%	51.89%	51.89%

豊 富	停電契約口数	750口	750口	750口	750口	1,611口	750口
	停電契約口率	40.56%	40.56%	40.56%	40.56%	87.14%	40.56%

注 本市の契約口数 = 14,722口

(5) 上水道・簡易水道物的被害量・被害率（導水管・送水管・配水管）

地区		導水管			送水管			配水管			導水管 + 送水管 + 配水管		
		設備延長 km	被害箇所数 箇所	被害率 箇所/km	設備延長 km	被害箇所数 箇所	被害率 箇所/km	設備延長 km	被害箇所数 箇所	被害率 箇所/km	設備延長 km	被害箇所数 箇所	被害率 箇所/km
田 富	東海地震	0.3	1.3	3.81	0.0	0.1	3.64	87.7	134.9	1.54	88.0	136.3	1.55
	南関東直下プレート境界地震	0.3	0.8	2.38	0.0	0.1	2.29	87.7	84.2	0.96	88.0	85.1	0.97
	釜無川断層地震	0.3	3.4	10.24	0.0	0.3	9.82	87.7	362.7	4.14	88.0	366.4	4.16
	藤の木愛川断層地震	0.3	1.7	5.00	0.0	0.1	4.79	87.7	177.2	2.02	88.0	178.9	2.03
	曾根丘陵断層地震	0.3	3.3	9.79	0.0	0.3	9.39	87.7	346.7	3.96	88.0	350.2	3.98
	糸魚川 静岡構造線地震	0.3	1.6	4.95	0.0	0.1	4.75	87.7	175.5	2.00	88.0	177.3	2.01
玉 穂	東海地震	0.4	0.1	0.25	1.3	0.5	0.41	39.6	32.3	0.82	41.2	32.9	0.80
	南関東直下プレート境界地震	0.4	0.1	0.17	1.3	0.4	0.28	39.6	22.0	0.55	41.2	22.4	0.54
	釜無川断層地震	0.4	0.2	0.62	1.3	1.3	1.00	39.6	78.7	1.99	41.2	80.2	1.95
	藤の木愛川断層地震	0.4	0.2	0.39	1.3	0.8	0.64	39.6	50.4	1.27	41.2	51.4	1.25
	曾根丘陵断層地震	0.4	0.3	0.69	1.3	1.4	1.12	3.96	88.1	2.23	41.2	89.8	2.18
	糸魚川 静岡構造線地震	0.4	0.1	0.30	1.3	0.6	0.49	39.6	38.9	0.98	41.2	39.6	0.96
	東海地震	0.0	0.0		6.0	27.4	4.61	27.0	167.5	6.21	32.9	195.0	5.92
	南関東直下プレート境界地震	0.0	0.0		6.0	18.2	3.06	27.0	111.4	4.13	32.9	129.6	3.94

豊 富	釜無川断層地震	0.0	0.0		6.0	60.4	10.14	27.0	368.9	13.68	32.9	429.3	13.04
	藤の木愛川断層地震	0.0	0.0		6.0	40.8	6.85	27.0	249.0	9.23	32.9	289.8	8.80
	曾根丘陵断層地震	0.0	0.0		6.0	81.5	13.68	27.0	497.6	18.45	32.9	579.1	17.59
	糸魚川 静岡構造線地震	0.0	0.0		6.0	26.0	4.36	27.0	158.7	5.88	32.9	184.7	5.61

(6) 上水道・簡易水道断水世帯数・断水世帯率

地区		東海地震					
		東海地震	南関東直下プレート境界地震	釜無川断層地震	藤の木愛川断層地震	曾根丘陵断層地震	糸魚川 静岡構造線地震
田 富	断水世帯数	1,557	1,221	3,066	1,837	2,960	1,826
	断水世帯率	32.34%	25.36%	63.67%	38.15%	61.47%	37.93%
玉 穂	断水世帯数	725	629	1,160	895	1,248	787
	断水世帯率	23.61%	20.47%	37.77%	29.13%	40.64%	25.63%
豊 富	断水世帯数	825	591	930	930	930	788
	断水世帯率	88.68%	63.56%	100.0%	100.0%	100.0%	84.74%

注 本市の世帯数 = 8,817世帯

地区	ポ ン ベ 転 倒 戸 数			ガ ス 漏 れ 戸 数		
	一 般 家 庭	業 務 用	合 計	一 般 家 庭	業 務 用	合 計
田 富	235	0	235	168	0	168
玉 穂	156	0	156	112	0	112
豊 富	42	0	42	30	0	30

(7) LPガス物的被害（機能支障）予測結果

5 人的被害

(1) 本市の人口データ

地区	人 口	世 帯 数	1世帯当たり人口	人 口 密 度	65歳以上の人口	外国人登録数
田 富	15,674	5,043	3.11	1,461.8	1,238	101
玉 穂	9,462	3,691	2.56	1,014.0	711	67
豊 富	3,409	915	3.73	251.3	628	1

注 人口（夜間人口）世帯数、1世帯当たり人口 = 平成7年国勢調査結果

人口密度、65歳以上の人口、外国人登録数 = 平成2年国勢調査結果

(2) 死傷者の想定結果

地区		死 者 数				重 傷 者				軽 傷 者			
		建物倒壊	火災	崖崩れ	計	建物倒壊	火災	崖崩れ	計	建物倒壊	火災	崖崩れ	計
田 富	東海地震（予知なしの場合）	6	0	0	6	22	0	0	22	259	0	1	260
	南関東直下プレート境界地震	1	0	0	1	10	0	0	10	112	0	1	113
	釜無川断層地震	44	3	0	47	43	2	0	45	494	7	0	501
	藤の木愛川断層地震	6	0	0	6	22	0	0	22	259	0	0	259
	曽根丘陵断層地震	41	0	0	41	42	0	0	42	479	0	0	479
	糸魚川 静岡構造線地震	6	0	0	6	22	0	0	22	259	0	0	259
玉 穂	東海地震（予知なしの場合）	2	0	0	2	9	0	0	9	103	0	0	103
	南関東直下プレート境界地震	0	0	0	0	4	0	0	4	42	0	0	42
	釜無川断層地震	18	5	0	23	19	4	0	23	224	10	0	234
	藤の木愛川断層地震	7	0	0	7	14	0	0	14	157	0	0	157
	曽根丘陵断層地震	20	0	0	20	20	0	0	20	232	0	0	232
	糸魚川 静岡構造線地震	3	0	0	3	11	0	0	11	126	0	0	126
豊 富	東海地震（予知なしの場合）	12	0	0	12	10	0	0	10	115	0	1	116
	南関東直下プレート境界地震	3	0	0	3	6	0	0	6	71	0	1	72
	釜無川断層地震	32	0	0	32	16	0	0	16	178	0	1	179
	藤の木愛川断層地震	23	0	0	23	13	0	0	13	151	0	1	152
	曽根丘陵断層地震	41	0	0	41	18	0	0	18	203	0	1	204
	糸魚川 静岡構造線地震	12	0	0	12	10	0	0	10	115	0	1	116

6 社会機能被害

(1) 住居制約の想定結果

地区		住 居 制 約		(参考)
		住居制約世帯数	住居制約者数	ライフライン支障世帯数
田 富	東 海 地 震	564	1,753	435
	南関東直下プレート境界地震	158	491	372
	釜無川断層地震	1,630	5,066	652
	藤の木愛川断層地震	564	1,753	513
	曽根丘陵断層地震	1,488	4,625	656
	糸魚川 静岡構造線地震	564	1,753	510
玉 穂	東 海 地 震	294	754	241
	南関東直下プレート境界地震	77	197	222
	釜無川断層地震	1,118	2,866	292
	藤の木愛川断層地震	569	1,459	273
	曽根丘陵断層地震	1,062	2,722	321
	糸魚川 静岡構造線地震	399	1,023	253
	東 海 地 震	227	846	183
	南関東直下プレート境界地震	109	406	154

豊富	釜無川断層地震	440	1,639	143
	藤の木愛川断層地震	342	1,274	172
	曽根丘陵断層地震	534	1,990	114
	糸魚川静岡構造線地震	228	849	175

(2) 医療制約の想定結果

地区		ライフライン被害による機能低下なしの場合		ライフライン被害による機能低下30%の場合	
		入院対応能力	外来対応能力	入院対応能力	外来対応能力
田 富	東 海 地 震	- 3	- 259	- 5	- 259
	南関東直下プレート境界地震	9	- 112	8	- 112
	釜無川断層地震	- 27	- 501	- 301	- 501
	藤の木愛川断層地震	- 3	- 259	- 5	- 259
	曽根丘陵断層地震	- 24	- 479	- 27	- 479
	糸魚川静岡構造線地震	- 3	- 259	- 5	- 259
玉 穂	東 海 地 震	86	633	79	581
	南関東直下プレート境界地震	91	694	85	649
	釜無川断層地震	70	484	59	403
	藤の木愛川断層地震	81	579	73	515
	曽根丘陵断層地震	73	486	61	399
	糸魚川静岡構造線地震	84	610	77	554
豊 富	東 海 地 震	- 10	- 116	- 10	- 116
	南関東直下プレート境界地震	- 6	- 72	- 6	- 72
	釜無川断層地震	- 16	- 179	- 16	- 179
	藤の木愛川断層地震	- 13	- 152	- 13	- 152
	曽根丘陵断層地震	- 18	- 204	- 18	- 204
	糸魚川静岡構造線地震	- 10	- 116	- 10	- 116

注 入院対応能力 = 地震後の対応可能入院患者数 - 入院需要量 ( 平常時の1日当たり在院患者数 + 地震時の重傷者数 )

$$= ( \text{市町村別病床数} \times \text{医療機関使用可能率} \times \text{ライフライン機能率} ) - \text{入院需要量}$$

$$= ( \text{市町村別病床数} \times \text{医療機関使用可能率} \times \text{平常时空床率} \times \text{ライフライン機能率} ) - \text{地震時の重傷者数}$$

外来対応能力 = 地震後の受入可能外来者数 - 外来需要量 ( 地震時の軽傷者数 )

$$= ( \text{市町村別平常時外来患者数} \times \text{医療機関使用可能率} \times \text{ライフライン機能率} ) - \text{地震時の軽傷者数}$$